第9次
いわき市高齢者保健福祉計画
〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕

いわき市

は　じ　め　に

わが国においては、非常に速い速度で高齢化が進行しています。令和７（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、さらに令和 22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となるなど、今後も支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、国では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むこととしています。

本市においては、急速な高齢化の進行を見据え、これまで、「第７次市高齢者保健福祉計画」（平成 27 年３月策定）において、「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に着手し、次の「第８次市高齢者保健福祉計画」（平成 30 年３月策定）において、取組みの更なる深化と将来にわたり高齢者を地域で支えていくための体制の整備を進めてまいりました。

こうした中、令和２年 10 月１日現在で高齢者数は約９万８千人、高齢化率は 30.9％に達する一方で、頻発する大規模自然災害や新たな感染症の蔓延など、私たちの生活を取り巻く環境にも大きな変化が生じています。

「第９次いわき市高齢者保健福祉計画」においては、このような状況を踏まえ、「ひとりひとりが健康でいきいきと安心して自分らしく暮らせるまち　いわき」を基本理念に位置付け、「災害や感染症対策に係る体制整備」という新たな視点を盛り込みました。加えて、将来にわたり高齢者を地域で支えていくことができるよう、「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図るための施策を令和３年度から令和５年度までの３か年を計画期間として総合的に推進することとしました。

今後は、本計画に基づき、介護保険事業の健全な運営や高齢者保健福祉施策の充実に努めるとともに、既存の制度や分野の枠、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、全力で取り組んで参りますので、皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の代表として、現行計画の点検・評価や、令和７（2025）年及び令和 22（2040）年に向けた取組みの視点と施策の充実への検討にご尽力いただきました「いわき市介護保険運営協議会」の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、そして、調査のためにご協力いただきました関係機関の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和３年３月

いわき市長　清　水　敏　男

目　次

第１章　計画策定の背景 1
１　計画策定の趣旨 1
（１）国の背景 1
（２）本市の背景 1
２　法令等の根拠 2
３　計画期間 2
４　制度改正のポイント 3
５　ＳＤＧｓ推進と本計画の関係 5
第２章　本市の高齢者をめぐる状況 7
１　本市の人口と高齢者数の推移 7
（１）人口と世帯の推移 7
（２）高齢者数の推移 8
（３）高齢者のみの世帯の状況 10
（４）要介護・要支援認定者数の推移 10
２　本市高齢者の将来像 13
（１）人口の将来推計 13
（２）認定者数の将来推計 14
第３章　第８次計画の進捗と評価 16
１　第８次計画の評価 16
（１）統計データからみる課題 16
（２）アンケート結果からみる課題 16
２　８つの視点の進捗と課題 17
（１）視点１「運営体制の充実と情報発信の強化」 17
（２）視点２「安心して暮らせる住まい環境の整備」 20
（３）視点３「地域で支える仕組みづくりの推進」 25
（４）視点４「健康づくり・介護予防の推進」 27
（５）視点５「生きがいづくりと社会参加の促進」 30
（６）視点６「介護人材の確保・育成と介護サービスの充実」 33
（７）視点７「医療と介護の連携強化」 35
（８）視点８「認知症対策の推進」 38
３　各視点に基づく事業の評価 41
４　地域別の取組み 50
第４章　基本理念と取組みの方向性 71
１　基本理念 71
２　将来を見据えた取組みについての考え 72
（１）健康寿命の延伸 72
（２）いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進 73
３　取組みの視点 74

（１） ９つの取組みの視点 75
（２）計画の体系 77
４　日常生活圏域の設定について 81
第５章　取組みの視点ごとの施策の方向性 83
１　地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実 83
（１）施策の方向性 83
（２）視点１に基づく事業と成果目標 85
２　安心して暮らせる住まい環境の整備 87
（１）施策の方向性 87
（２）視点２に基づく事業と成果目標 88
３　地域で支える仕組みづくりの推進 91
（１）施策の方向性 91
（２）視点３に基づく事業と成果目標 92
４　健康づくり・介護予防の推進 95
（１）施策の方向性 95
（２）視点４に基づく事業と成果目標 99
５　生きがいづくりと社会参加の促進 103
（１）施策の方向性 103
（２）視点５に基づく事業と成果目標 104
６　地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化 107
（１）施策の方向性 107
（２）視点６に基づく事業と成果目標 109
７　医療と介護の連携強化 111
（１）施策の方向性 111
（２）視点７に基づく事業と成果目標 112
８　認知症対策の推進 113
（１）施策の方向性 113
（２）視点８に基づく事業と成果目標 114
９　災害や感染症対策に係る体制整備 116
（１）施策の方向性 116
（２）視点９に基づく事業と成果目標 117
第６章　介護保険サービスの見込み量と保険料 118
１　前計画の実績 118
（１）前計画期間中の介護保険サービスの利用実績 118
（２）施設・居住系サービスの基盤整備 121
２　介護保険サービスの給付見込み量推計 123
（１）推計方法の概略 123
（２）施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方 124
（３）介護保険サービスの給付見込み 129
３　介護保険事業に係る給付費等の見込み 137

（１）保険給付費及び地域支援事業費の見込み・・・

第1章　計画策定の背景

１　計画策定の趣旨

（１）国の背景

わが国の少子高齢化、人口減少社会の進行はとどまることなく、高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、介護が必要となるリスクの高い 85 歳以上高齢者、認知症高齢者等、地域で支えることが必要な高齢者の増加が予想されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成 29 年推計）」（出生中位・死亡中位）によると、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年には高齢化率は 30.0%に、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には 35.3%に達するとされています。

こうした中、国においては、介護保険法改正を継続的に行い、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が切れ目なく提供される社会的仕組みである地域包括ケアシステムの推進を目指してきました。

平成 29（2017）年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要な人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

また、近年の豪雨や台風等による災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係部局や介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築するなど、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

（２）本市の背景

本市においては、令和２（2020）年 10 月１日現在の市全体の高齢化率は 30.9%となっており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護・要支援者等、支援を要する方も増加しています。このようなことから地域全体で支え合うことのできる体制の強化が重要となっており、高齢者が住み慣れた地域で安定的にケアを受けることができ、生きがいを持って生活を営むことができる環境整備が必要となっています。

本計画は、これまでの第８次計画が令和２年度をもって終了したことから、令和３年度～５年度を計画期間とした第９次計画として、本市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第１号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた行政計画となります。これまでは、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目指し、第７次計画では構築のための取組みの本格化、第８次計画では深化・推進してきましたが、第９次計画においては更なる推進を図っていきます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年を見据えた中長期的な視点での施策を推進するとともに、社会保障制度の新たな展開を目指します。

２　法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８に規定する「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

また、県で定める「福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、本市の福祉分野における総合計画である「いわき市地域福祉計画（令和３年度～７年度）」をはじめとする関連計画と調和が取れたものとします。

図表１－２－１　本計画と関連する計画

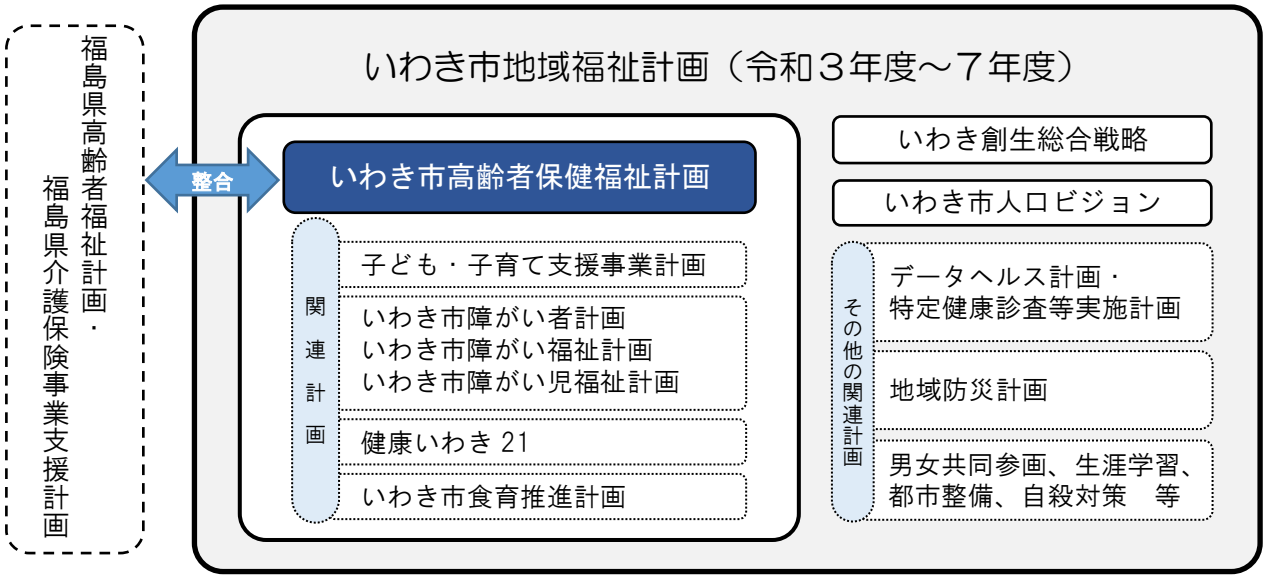

３　計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第１項により、３年を１期とすることとなっていることから、本計画の計画期間は令和３（2021）～５（2023）年度の３年間となります。

図表１－３－１　本計画の計画期間

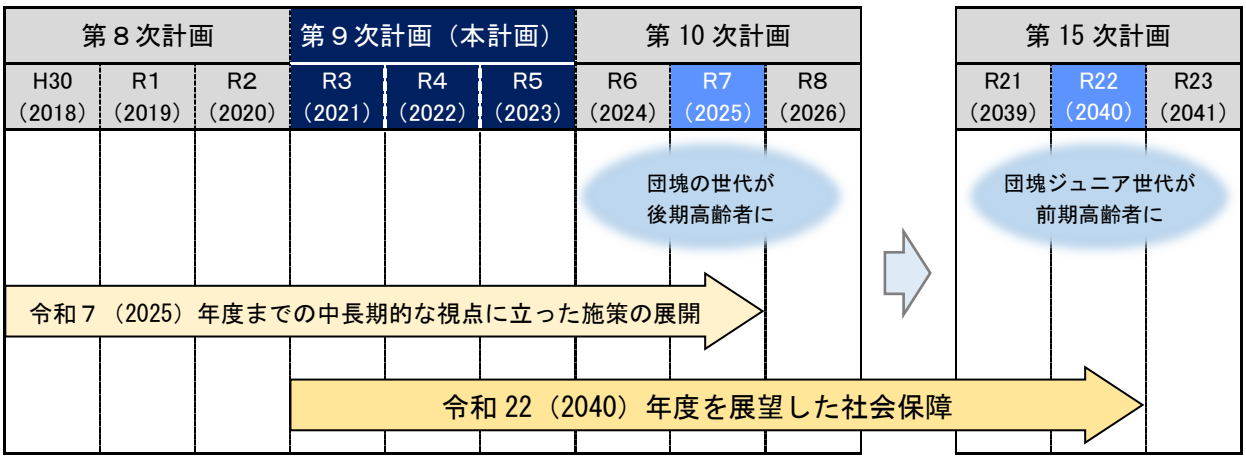

４　制度改正のポイント

団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、今後も、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための支援や、要介護・要支援状態となることへの予防、要介護・要支援状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本を維持し、質の高いサービスを提供していくとともに、人材と財源の重点化・効率化によって、介護保険制度の持続可能性を確保できるようにすることが重要となっています。

国では、近年の状況を踏まえて、地域共生社会の実現に向け、それを推進するために以下の３つの観点による介護保険制度の見直しと社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備を合わせて一体的な改革に取り組むこととしています。

１．介護予防・地域づくりの推進
　～健康寿命の延伸～／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

２．地域包括ケアシステムの推進
　～地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント～

３．介護現場の革新
　～人材確保、生産性の向上～

【参考：介護保険制度改革の全体像】

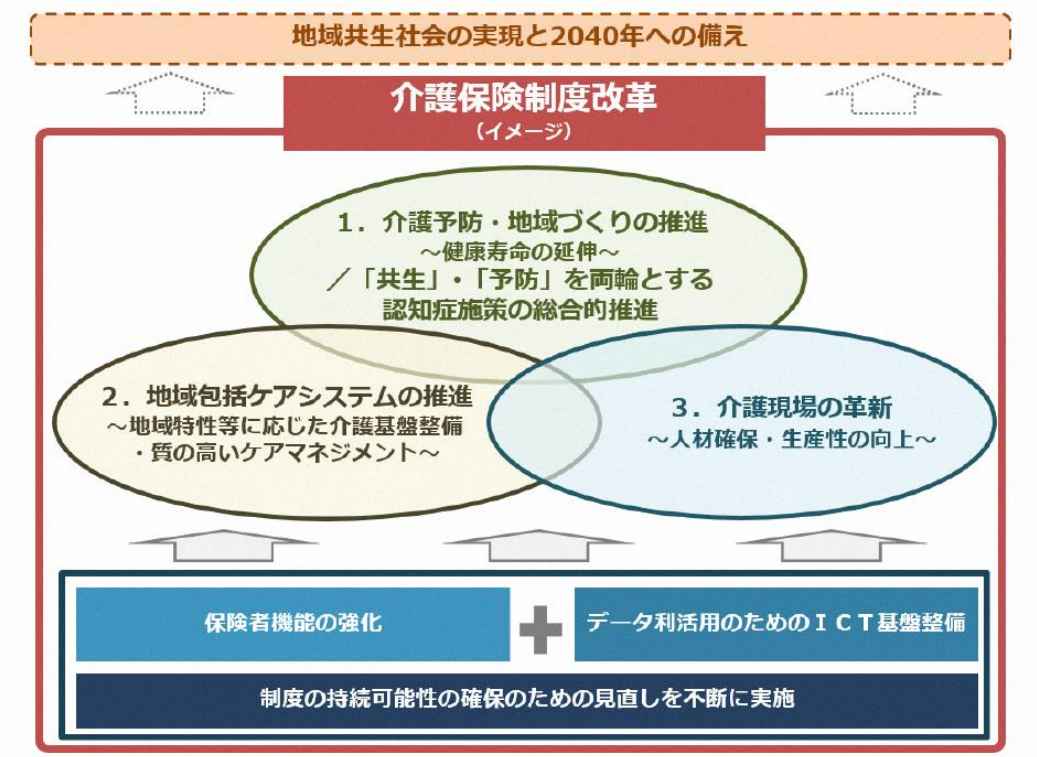

資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元（2019）年 12 月 27 日）資料より）

また、重要な取組み等に関して、以下、計画の柱となる７つのポイントをまとめています。

①令和７（2025）年・令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

・令和 22（2040）年には、保険者ごとの高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要である。
・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みに合わせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが重要である。

②地域共生社会の実現

【考え方】

・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組みが重要である。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【考え方】

・高齢者等が、社会で役割を持ち活躍できる多様なボランティアや、就労的活動を通した社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが重要である。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅等の増加や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援の一体的な提供といった取組みが進められている。こうした取組みの質の確保や、適切なサービス基盤の整備が重要である。

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が、できる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の５つの柱に基づき、認知症施策を推進することが重要である。

認知症施策推進大綱の５つの柱

１．普及啓発・本人発信支援
２．予防
３．医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
４．認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
５．研究開発・産業促進・国際展開

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

【考え方】

・令和７（2025）年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進めることが重要である。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

・災害対策について、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。
・感染症対策について、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

５　ＳＤＧｓ推進と本計画の関係

ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。”地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、国際社会全体の共通目標として、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの間に達成すべき 17 の目標と、169 の具体的なターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが設定されています。

ＳＤＧｓは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。国のＳＤＧｓ推進本部では「ＳＤＧｓ実施指針改定版（令和元年 12 月 20 日）」を定め、地方自治体には「様々な計画にＳＤＧｓの要素を反映すること」が期待されています。

本計画においても、以下の目標（ゴール）を念頭に、達成に向けた施策を推進していきます。

図表１－５－１　ＳＤＧｓの 17 の目標

図１－５－２　ＳＤＧｓにおけるいわき市の高齢者福祉に関連する目標

1. 貧困を
　なくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

3. すべての人に
　健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4. 質の高い教育を
　みんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5. ジェンダー平等を
　実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

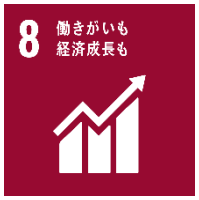

8. 働きがいも
　経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

10. 人や国の不平等
　　をなくそう
国内および国家間の格差を是正する

11. 住み続けられる
　　まちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

13. 気候変動に
　　具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

16. 平和と公平を
　　すべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

第2章　本市の高齢者をめぐる状況

1　本市の人口と高齢者数の推移

（1）人口と世帯の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和２（2020）年 10 月 1 日現在で 319,028 人と、平成 27（2015）年より 13,060 人の減少となっています。また、年齢３区分別にみると、0～14 歳、15～64 歳人口は減少となっていますが、65 歳以上人口は、令和２（2020）年では 98,461 人と平成 27（2015）年より 5,922 人増加しており、本市においても少子高齢化は進行しています。

一方、世帯数は増加が続き、令和２（2020）年では 146,795 世帯、世帯あたり人員は 2.17 人となり、核家族化も進行しています。

図表２－１－１　本市の人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

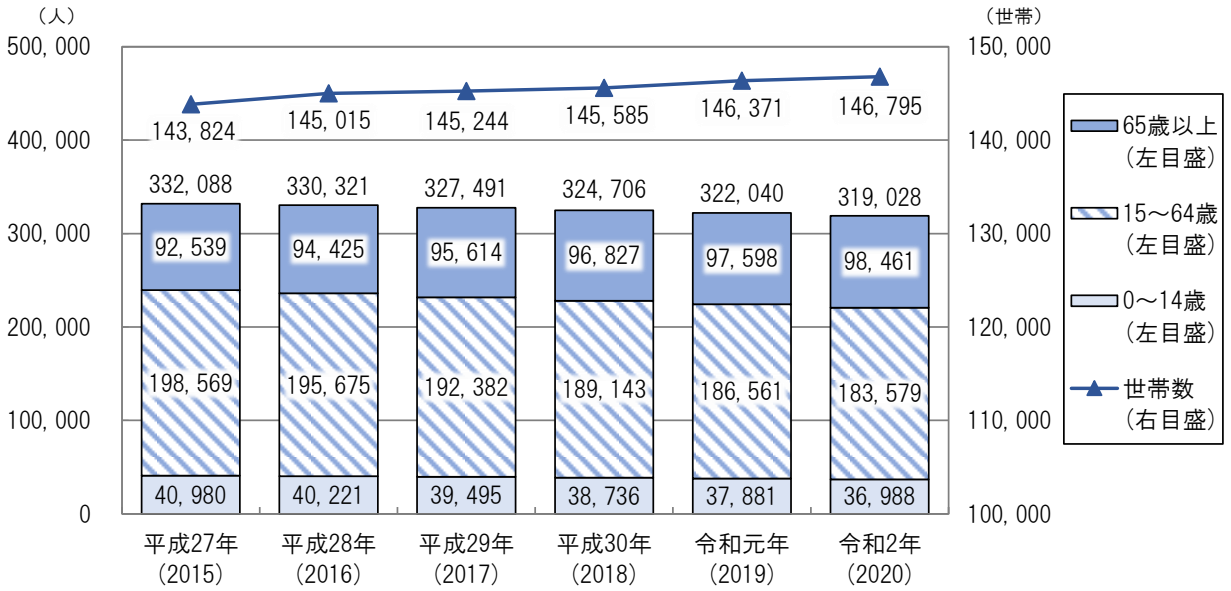

図表２－１－２　本市の人口・世帯数の増加率と世帯あたり人員（各年 10 月 1 日現在）

	平成 27 年（2015）	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和２年（2020）
人　口	332,088 人	330,321 人	327,491 人	324,706 人	322,040 人	319,028 人
人口増加率	－	−0.5%	−0.9%	−0.9%	−0.8%	−0.9%
世帯数	143,824 世帯	145,015 世帯	145,244 世帯	145,585 世帯	146,371 世帯	146,795 世帯
世帯数増加率	－	0.8%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%
世帯あたり人員	2.31 人	2.28 人	2.25 人	2.23 人	2.20 人	2.17 人

出所：いわき市「住民基本台帳」　※外国人を含む

（２）高齢者数の推移

本市の高齢者数は増加し続けており、令和２（2020）年 10 月 1 日現在の高齢者数は 98,461 人で、高齢化率は 30.9%となっています。なお、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しており、令和２（2020）年の前期高齢者は 48,949 人で平成 27（2015）年より 2,778 人の増、同様に後期高齢者は 49,512 人で 3,144 人の増となりました。

また、全国や福島県の値と比較すると、本市の令和２（2020）年１月１日現在の高齢化率（30.4%）は、福島県全体とはほぼ同水準ですが、全国と比較して 2.5 ポイント高くなっています。

図表２－１－３　本市の高齢化の状況（各年 10 月 1 日現在）

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和２年 (2020)
総人口		332,088 人	330,321 人	327,491 人	324,706 人	322,040 人	319,028 人
高齢者数 (65 歳以上)	人　口	92,539 人	94,425 人	95,614 人	96,827 人	97,598 人	98,461 人
	対総人口比	27.9%	28.6%	29.2%	29.8%	30.3%	30.9%
前期高齢者数 (65～74 歳)	人　口	46,171 人	47,156 人	47,653 人	48,079 人	48,014 人	48,949 人
	対総人口比	13.9%	14.3%	14.6%	14.8%	14.9%	15.3%
後期高齢者数 (75 歳以上)	人　口	46,368 人	47,269 人	47,961 人	48,748 人	49,584 人	49,512 人
	対総人口比	14.0%	14.3%	14.6%	15.0%	15.4%	15.5%

図表２－１－４　本市の総人口に占める前期・後期高齢者の割合（各年 10 月 1 日現在）

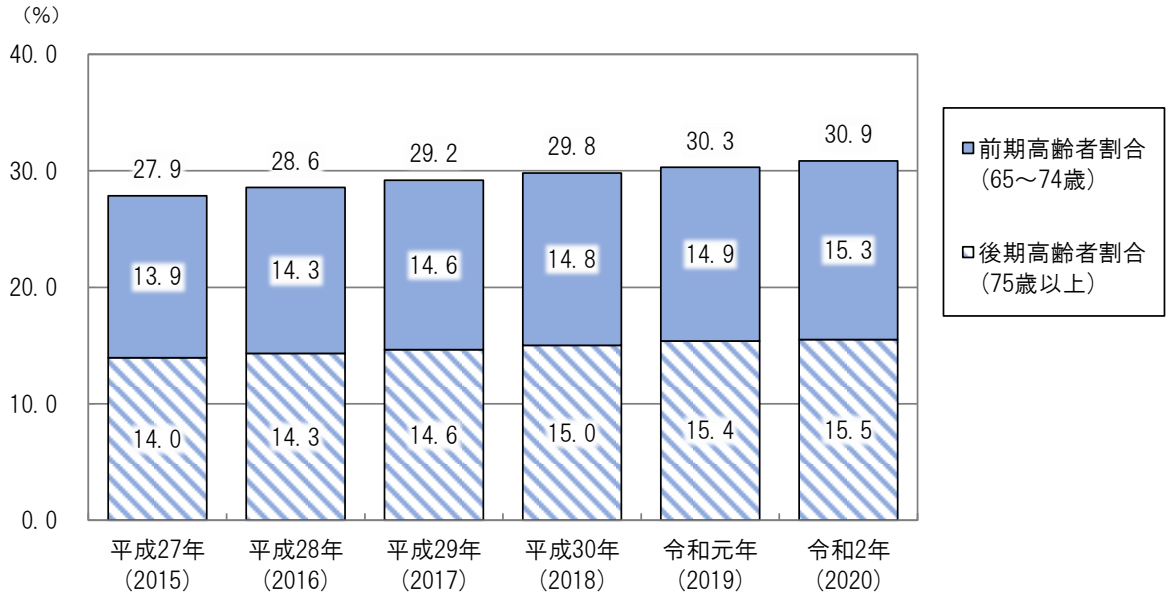

出所：いわき市「住民基本台帳」　※外国人を含む

図表２－１－５　高齢化率の比較（令和２年１月１日現在）

	いわき市	福島県	全　国
総 人 口	321,535 人	1,881,981 人	127,138,033 人
高齢者数	97,758 人	576,837 人	35,486,813 人
高齢化率	30.4%	30.7%	27.9%

出所：総務省「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

高齢化の状況は、地区によっても差がみられ、令和２（2020）年 10 月 1 日現在における各地区の高齢化率は、小名浜地区では 26.8%であるのに対し、三和地区では 45.7%、田人地区では 49.4%、川前地区では 48.0%となっています。これらの高齢化率が高い地区では後期高齢者の割合も高く、田人地区、川前地区では住民の４分の１以上が後期高齢者となっています。

また、５年前の平成 27（2015）年の高齢化率と比較すると、すべての地区で上昇していますが、中でも三和地区や田人地区で上昇幅が大きくなっています。

図表２－１－６　本市の地区別の高齢化の状況（令和２年 10 月１日現在）

地区名	総人口	高齢者数	高齢化率	前期高齢者数	前期高齢者の割合	後期高齢者数	後期高齢者の割合	高齢化率（平成 27 年）	高齢化率の増減（５年間）
平	88,028 人	25,788 人	29.3%	12,903 人	14.7%	12,885 人	14.6%	26.0%	3.3 ポイント
小名浜	78,580 人	21,049 人	26.8%	10,444 人	13.3%	10,605 人	13.5%	25.0%	1.8 ポイント
勿来	47,952 人	15,435 人	32.2%	7,395 人	15.4%	8,040 人	16.8%	29.2%	3.0 ポイント
常磐	32,734 人	10,930 人	33.4%	5,659 人	17.3%	5,271 人	16.1%	29.5%	3.9 ポイント
内郷	24,610 人	7,807 人	31.7%	3,933 人	16.0%	3,874 人	15.7%	28.6%	3.1 ポイント
四倉	13,480 人	4,930 人	36.6%	2,323 人	17.2%	2,607 人	19.3%	33.8%	2.8 ポイント
遠野	5,282 人	2,077 人	39.3%	1,101 人	20.8%	976 人	18.5%	33.7%	5.6 ポイント
小川	6,529 人	2,361 人	36.2%	1,198 人	18.3%	1,163 人	17.8%	33.0%	3.2 ポイント
好間	11,950 人	3,808 人	31.9%	2,032 人	17.0%	1,776 人	14.9%	27.5%	4.4 ポイント
三和	2,874 人	1,314 人	45.7%	602 人	20.9%	712 人	24.8%	38.6%	7.1 ポイント
田人	1,533 人	757 人	49.4%	321 人	20.9%	436 人	28.4%	42.0%	7.4 ポイント
川前	1,021 人	490 人	48.0%	207 人	20.3%	283 人	27.7%	41.9%	6.1 ポイント
久之浜・大久	4,455 人	1,715 人	38.5%	831 人	18.7%	884 人	19.8%	33.6%	4.9 ポイント
合計	319,028人	98,461 人	30.9%	48,949 人	15.3%	49,512 人	15.5%	27.9%	3.0 ポイント

出所：いわき市「住民基本台帳」　※外国人を含む

（３）高齢者のみの世帯の状況

高齢者のみで構成される世帯の数は年々増加しており、令和２（2020）年 10 月１日現在で 46,096 世帯（総世帯数の 31.4%）となっています。

図表２－１－７　本市の高齢者のみの世帯の状況（各年 10 月１日現在）

			平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和２年 (2020)
総世帯数			143,824 世帯	145,015 世帯	145,244 世帯	145,585 世帯	146,371 世帯	146,795 世帯
高齢者のみの世帯		世帯数	39,732 世帯	41,273 世帯	42,441 世帯	43,719 世帯	44,930 世帯	46,096 世帯
		構成比	27.6%	28.5%	29.2%	30.0%	30.7%	31.4%
	高齢者単身世帯	世帯数	23,541 世帯	24,432 世帯	25,239 世帯	26,116 世帯	26,971 世帯	27,754 世帯
		構成比	16.4%	16.8%	17.4%	17.9%	18.4%	18.9%
	高齢者のみの世帯（単身世帯を除く）	世帯数	16,191 世帯	16,841 世帯	17,202 世帯	17,603 世帯	17,959 世帯	18,342 世帯
		構成比	11.3%	11.6%	11.8%	12.1%	12.3%	12.5%

出所：いわき市「住民基本台帳」　※外国人を含む

（４）要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は増加傾向であり、平成 30（2018）年には 20,000 人を超え、令和２（2020）年９月末現在で 20,909 人となりました。なお、平成 24（2012）年から平成 27（2015）年にかけては毎年 700 人以上の増加がみられましたが、平成 28（2016）年以降は、比較的緩やかな増加で推移しています。

図表２－１－８　本市の要介護・要支援認定者数(第１号、第２号被保険者)の推移
（各年９月末現在）

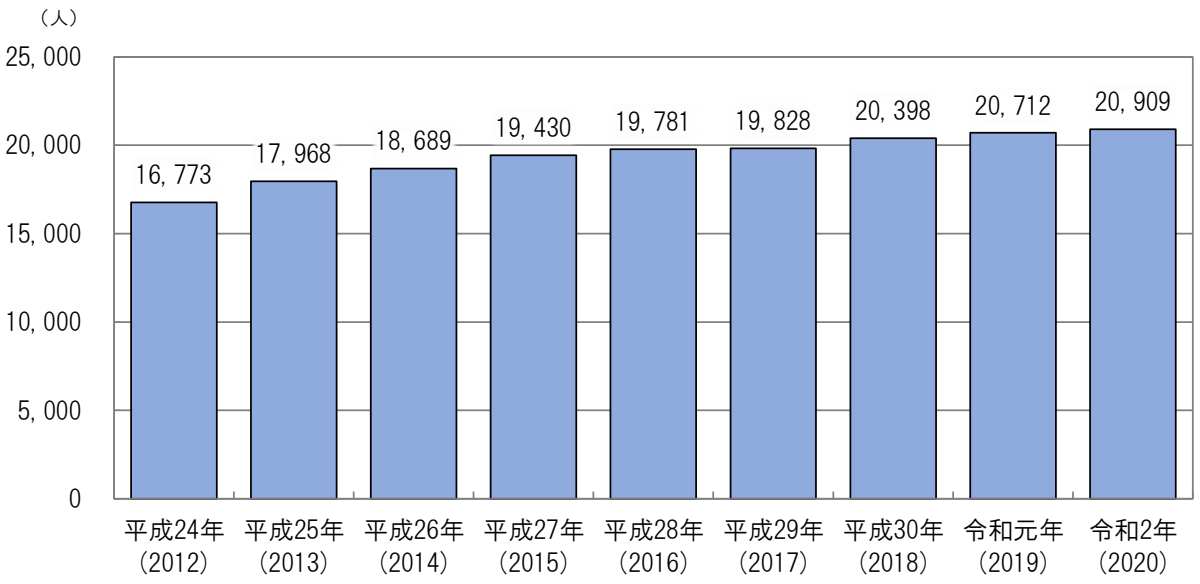

出所：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」

また、年齢別に要介護・要支援認定者数をみると、認定者全体に占める 75 歳以上の後期高齢者の割合は上昇傾向にあり、令和２（2020）年９月末現在で 86.2%となっています。なお、要介護度別の構成比をみると、要介護１及び要介護２の割合が高くなっており、令和２（2020）年９月末現在で全体の 38.6%を占めています。

図表２－１－９　本市の年齢別要介護・要支援認定者数の推移（各年９月末現在）

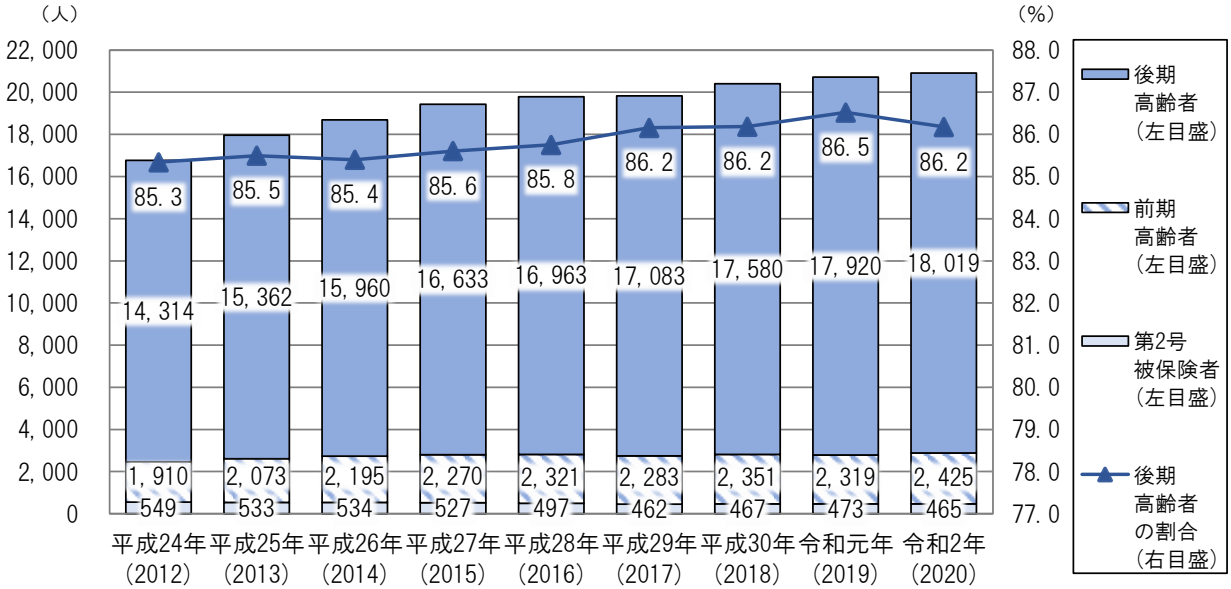

図表２－１－10　本市の要介護度別の構成比（各年９月末現在）

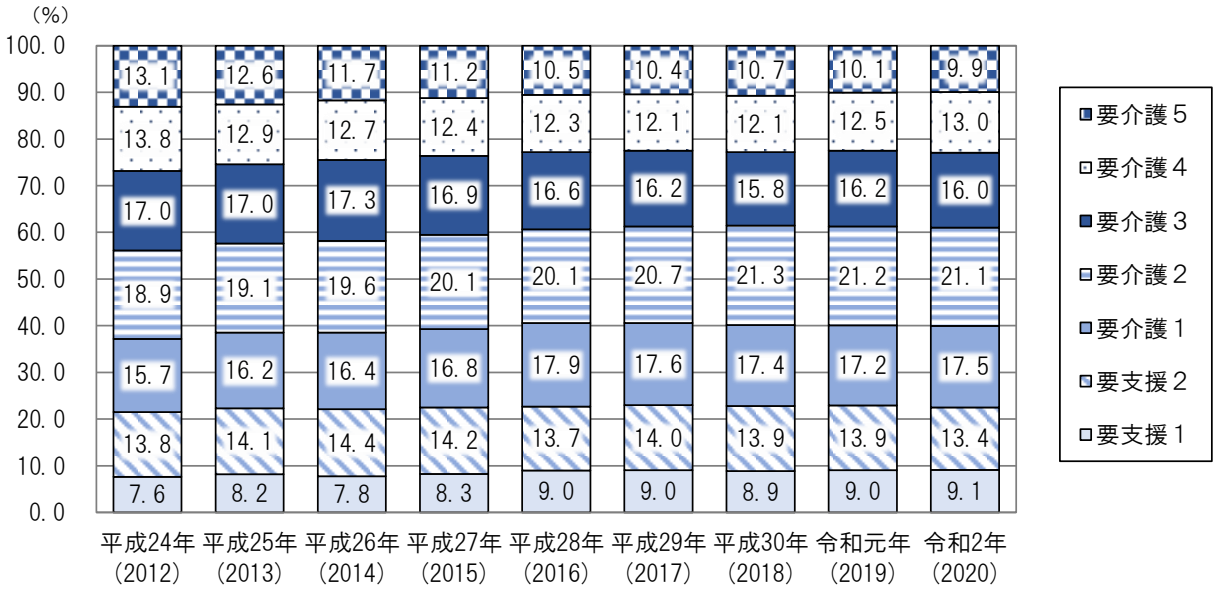

出所：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」

第１号被保険者数に占める要介護･要支援認定者数の割合(認定率)をみると、平成 27(2015)年までは上昇傾向が続いていましたが、その後は横ばいで推移し、令和２（2020）年９月末現在で 20.8%となっています。

また、要介護・要支援認定率の推移を前期高齢者・後期高齢者別にみると、前期高齢者についてはあまり変化がみられませんが、後期高齢者の認定率は平成 27（2015）年まで毎年上昇しました。以降は横ばいで推移し、令和２（2020）年では 36.4%となっています。

図表２－１－11　本市の第１号被保険者の要介護・要支援認定率（各年９月末現在）

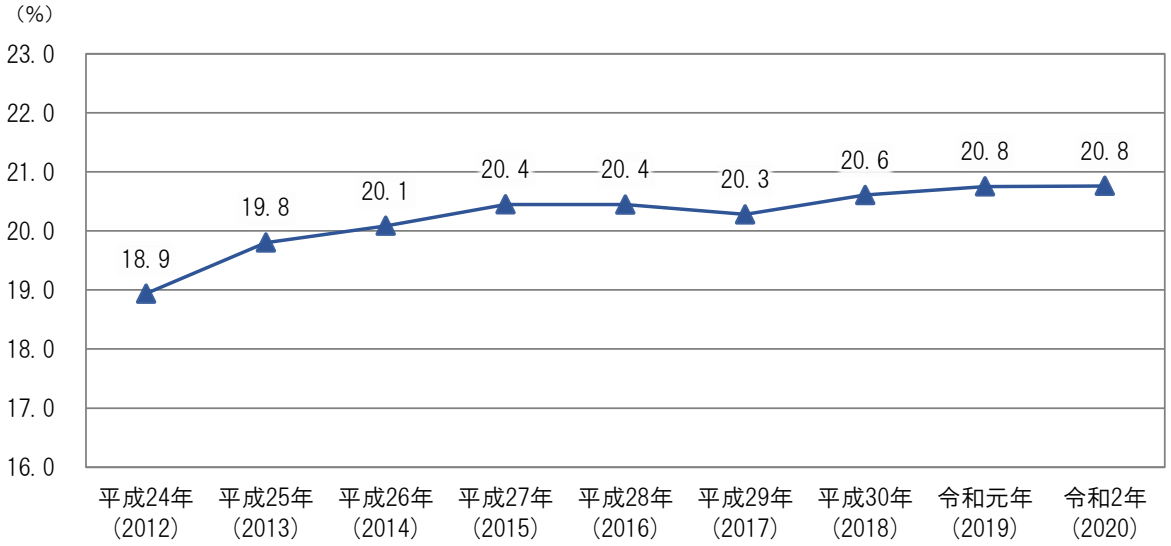

※第１号被保険者の認定率：65 歳以上の要介護・要支援者数を、第１号被保険者数で割った値

図表２－１－12　本市の第１号被保険者の要介護・要支援認定率(前期高齢者・後期高齢者別、各年９月末現在)

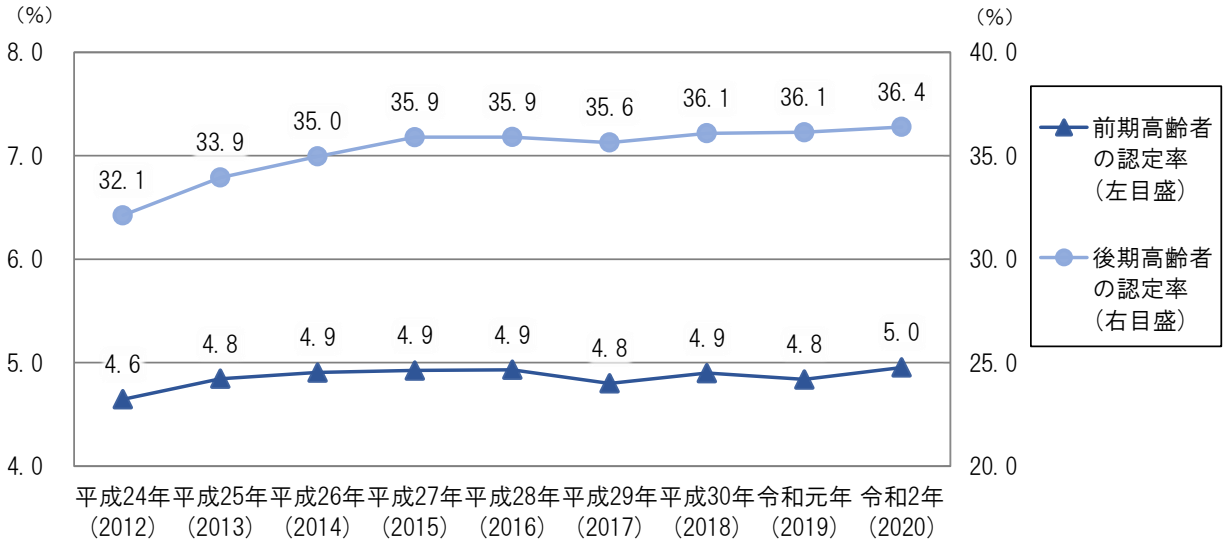

出所：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」

※前期高齢者の認定率：65～74 歳の要介護・要支援認定者数を、65～74 歳の第１号被保険者数で割った値

※後期高齢者の認定率：75 歳以上の 要介護・要支援認定者数を、75 歳以上の第１号被保険者数で割った値

2　本市高齢者の将来像

（1）人口の将来推計

本市の総人口は減少が続いており、令和５（2023）年には 309,243 人となり、20 年後の令和 22（2040）年には 25 万人を下回ることが予想されています。

また、本市の高齢者数は令和３（2021）年には 98,681 人と増加のピークを迎えますが、以降は緩やかな減少となり、令和 22（2040）年には 89,972 人になることが予想されます。

一方で、高齢化率は今後も上昇し続け、令和 22（2040）年には 36.8%となることが予想されています。

前期高齢者、後期高齢者別にみると、前期高齢者は、令和３（2021）年に 49,993 人と令和２（2020）年より 1,044 人増となりますが、その後は減少していくことが予想されます。一方で、後期高齢者は、令和３（2021）年に 824 人減の 48,688 人になりますが、その後は増加に転じ、令和 22（2040）年には総人口に占める割合は 21.0%になり、前期高齢者割合を上回ることが予想されています。

図表２－２－１　本市人口の将来推計

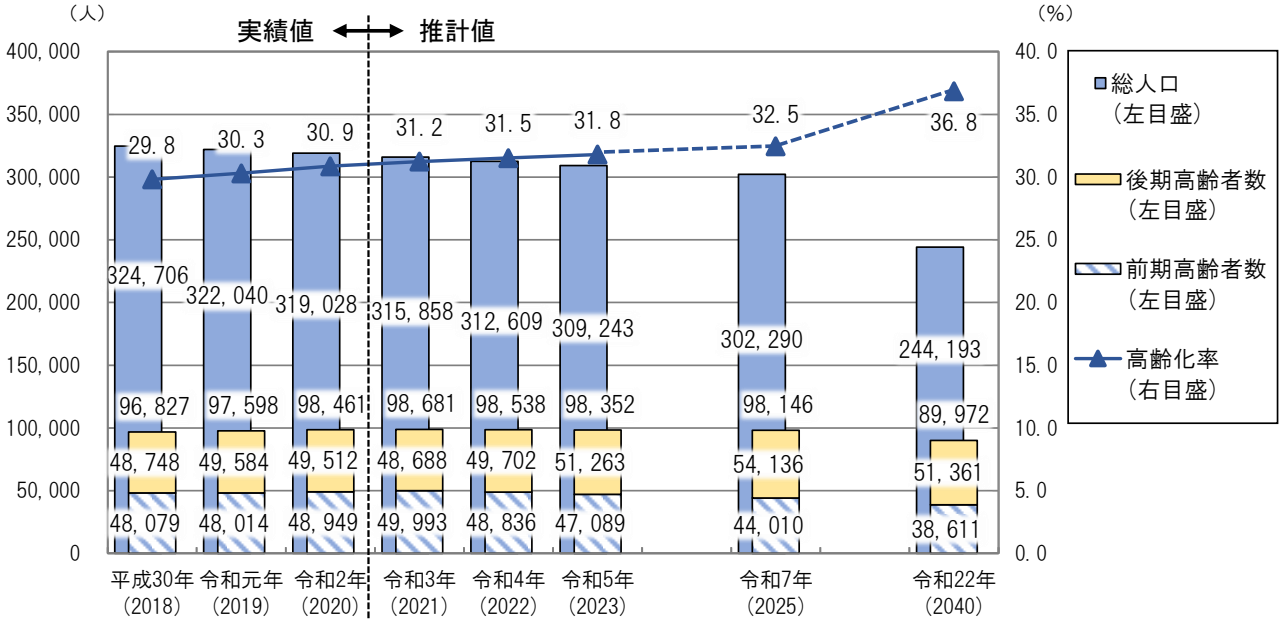

図表２－２－２　前期高齢者／後期高齢者の内訳

		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和７年（2025）	令和 22 年（2040）
高齢者（65 歳以上）	人　数	98,461 人	98,681 人	98,538 人	98,352 人	98,146 人	89,972 人
	総人口に占める割合	30.9%	31.2%	31.5%	31.8%	32.5%	36.8%
前期高齢者（65～74 歳）	人　数	48,949 人	49,993 人	48,836 人	47,089 人	44,010 人	38,611 人
	総人口に占める割合	15.3%	15.8%	15.6%	15.2%	14.6%	15.8%
後期高齢者（75 歳以上）	人　数	49,512 人	48,688 人	49,702 人	51,263 人	54,136 人	51,361 人
	総人口に占める割合	15.5%	15.4%	15.9%	16.6%	17.9%	21.0%

出所：いわき市による推計値

（２）認定者数の将来推計

要介護・要支援認定者数は今後も増加傾向で推移し、令和５（2023）年には認定者数が 21,661 人に、さらに 20 年後の令和 22（2040）年には 22,424 人になることが予想されています。

第１号被保険者の認定率は緩やかに上昇し、令和５（2023）年には 21.6%になる予想です。仮に現状の動きが将来も続いた場合、令和 22（2040）年には 24.5%になることが予想されています。

図表２－２－３　本市の要介護・要支援認定者数(第１号、第２号被保険者)の将来推計

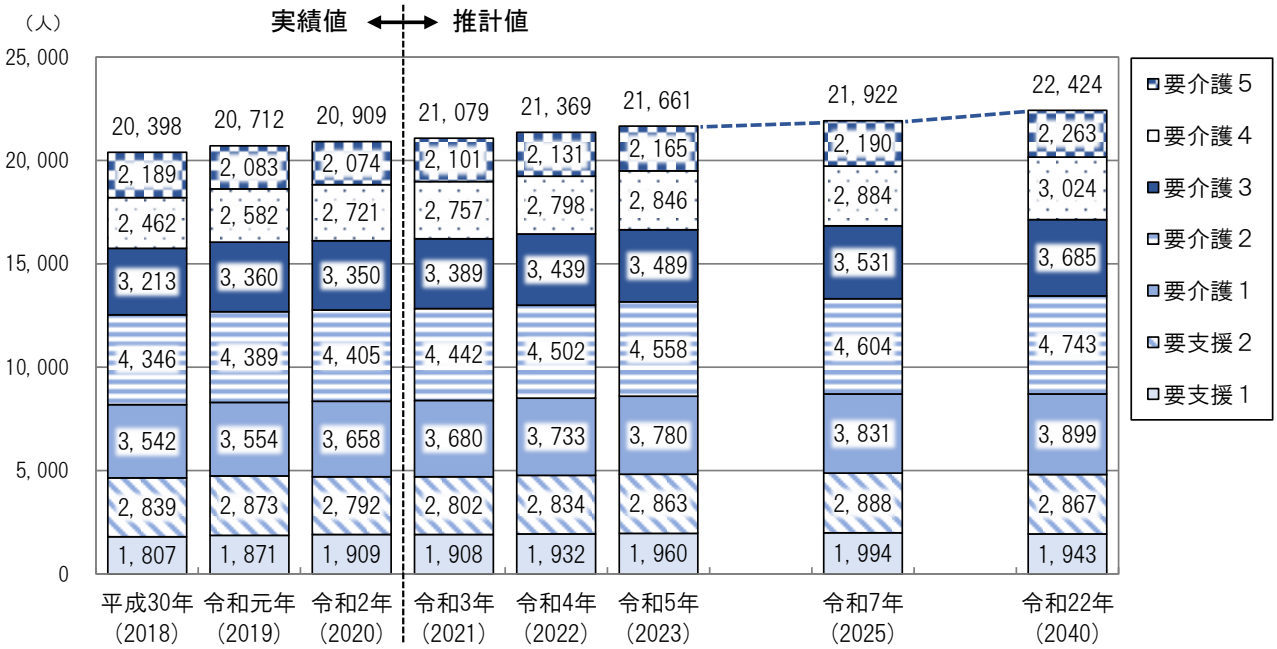

図表２－２－４　本市の要介護・要支援認定者数（第１号被保険者）の将来推計

	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和７年（2025）	令和 22 年（2040）
高齢者数	98,461 人	98,681 人	98,538 人	98,352 人	98,146 人	89,972 人
認定者数（第１号被保険者）	20,444 人	20,616 人	20,910 人	21,210 人	21,480 人	22,077 人
第１号被保険者の認定率	20.8%	20.9%	21.2%	21.6%	21.9%	24.5%
前期高齢者数	48,949 人	49,993 人	48,836 人	47,089 人	44,010 人	38,611 人
前期高齢者の認定者数	2,425 人	2,523 人	2,485 人	2,403 人	2,230 人	1,882 人
前期高齢者の認定率	5.0%	5.0%	5.1%	5.1%	5.1%	4.9%
後期高齢者数	49,512 人	48,688 人	49,702 人	51,263 人	54,136 人	51,361 人
後期高齢者の認定者数	18,019 人	18,093 人	18,425 人	18,807 人	19,250 人	20,195 人
後期高齢者の認定率	36.4%	37.2%	37.1%	36.7%	35.6%	39.3%

出所：いわき市による推計値

図表２－２－５　本市の要介護・要支援認定率（第１号被保険者）の将来推計

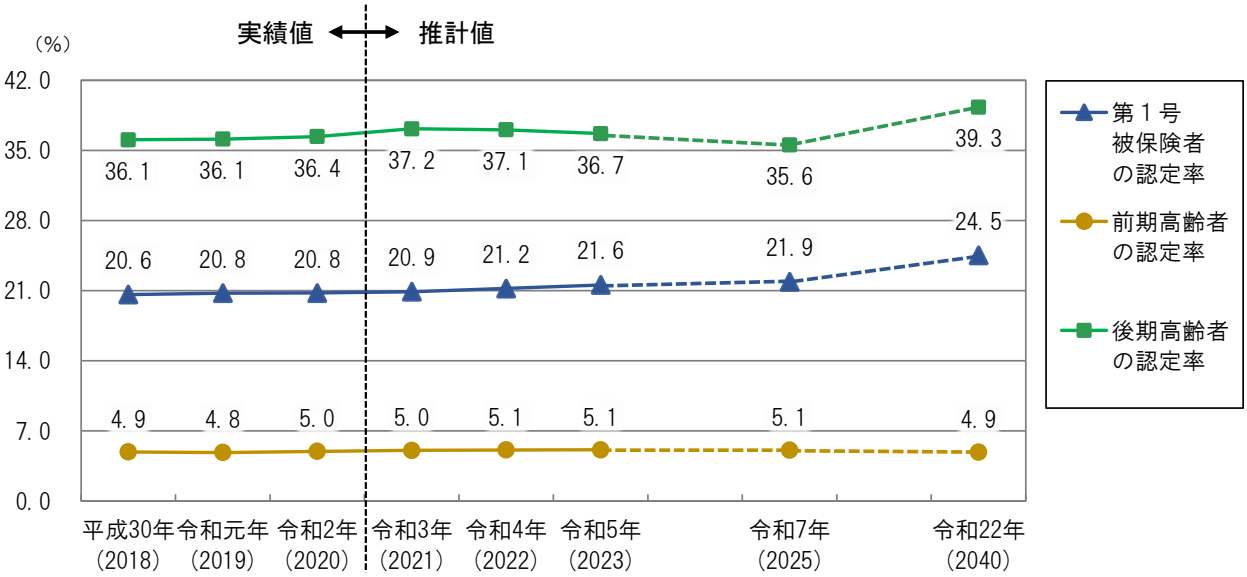

出所：いわき市による推計値

第3章　第8次計画の進捗と評価

1　第８次計画の評価

（１）統計データからみる課題

本市においても、今後も少子高齢化は進行し続け、20 年後の令和 22（2040）年には高齢化率は令和２年（30.9%）より 5.9 ポイント上昇し、36.8%となることが予想されています（13 ページ参照）。これに伴い、要介護・要支援認定者も増加し、令和 22（2040）年には認定率が 24.5%となることが予想されており、高齢者のほぼ４人に１人は何らかの支援が必要となる状況です（14 ページ参照）。

また、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯も増加傾向で推移しており、今後、認知症高齢者についても増加が予想されることから、地域で見守る体制づくりが必要となっています（10 ページ参照）。

さらに地区別では、高齢化率の上昇が顕著な地区もみられ、それぞれのニーズに添った支援が必要な状況です（９ページ参照）。

高齢者がいつまでも健康に安心して暮らし続けていくことができるよう、自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組みの充実や、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの一層の推進が重要となっています。

（２）アンケート結果からみる課題

本計画を策定するにあたり、介護における高齢者及びそのご家族の生活状況やニーズ等の実態を把握し、当該計画期間における介護保険給付サービスの見込み量等の推計や、福祉施策への反映等に向けた基礎資料として活用することを目的に、以下の基礎調査を実施しました。

なお、課題については後述「２　８つの視点の進捗と課題」の各項目へ記載しています。

図表３－１－１　高齢者基礎調査の実施状況

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	令和２年１月１日時点で要介護認定を受けていないまたは要支援１・２の方	在宅にて介護を受けている 65 歳以上の方	いわき市介護支援専門員連絡協議会会員
調査客体の抽出	無作為抽出（圏域別に抽出）	調査期間内に要介護認定調査を受けた方	全会員
回収数	6,400 件／9,800 件（回収率：65.3%）	545 件／604 件（回収率：90.2%）	192 件／358 件（回収率：53.6%）
調査期間	令和２年３月	令和２年３月	令和２年２月～３月

２　８つの視点の進捗と課題

（１）視点１「運営体制の充実と情報発信の強化」

①相談体制の充実

地域包括支援センターにおける効果的かつ円滑な運営と相談体制の強化を図るため、７か所の地域包括支援センターに加え、今後、特に高齢者数の増加が見込まれている中央台地区と泉地区にサブセンターを設置しました。また、地域包括支援センターの業務量や高齢者人口を勘案しつつ、職員定数の確保に努めてきたほか、認知症対応に係る専任の認知症地域支援推進員（精神保健福祉士）１名を配置しています。

さらに、介護サービス事業者や医療機関等に加え、住民主体の支援やボランティア活動などの情報把握に努めるなど、多様な支援者との連携強化を図っています。

しかし、地域包括支援センターによる相談・支援については、少子高齢化の進行による影響や地域のニーズの変化によって、高齢者が抱える課題も様々な要因が重複するなど、対応困難な事例が増加しているため、各種関係機関との連携を図るとともに、総合相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知と更なる体制強化を図る必要があります。

②地域ケア会議の充実

高齢者に関する地域の課題を地域で解決するため、「地域ケア会議」の充実を図っています。平成 30 年度からは、リハビリテーションに係る専門職等を加え、体制の強化を図りました。

地域ケア会議の効果的な運営により、地域課題解決や地域のネットワーク構築を図り、地域ごとに抱えている課題に対して関係機関と連携して効果的なアプローチを行っています。

しかし、個別ケア会議や小地域ケア会議において抽出した個別事例・地域課題を中地域ケア会議や地域包括ケア推進会議において取り上げるボトムアップの仕組みが十分に機能しなかったという課題がありました。このため、各地域において地域課題の解決に向けた取組みを進めていくため、地域ケア会議のボトムアップ機能を強化していく必要があります。

図表３－２－１　地域ケア会議の開催実績

会　議　名	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
地域包括ケア推進会議	3 回	1 回	3 回
中地域ケア会議	19 回	10 回	21 回
小地域ケア会議	57 回	9 回	9 回
個別ケア会議	114 回	86 回	86 回
介護予防ケアマネジメント支援会議	47 回	39 回	39 回

図表３－２－２　地域ケア会議の構成

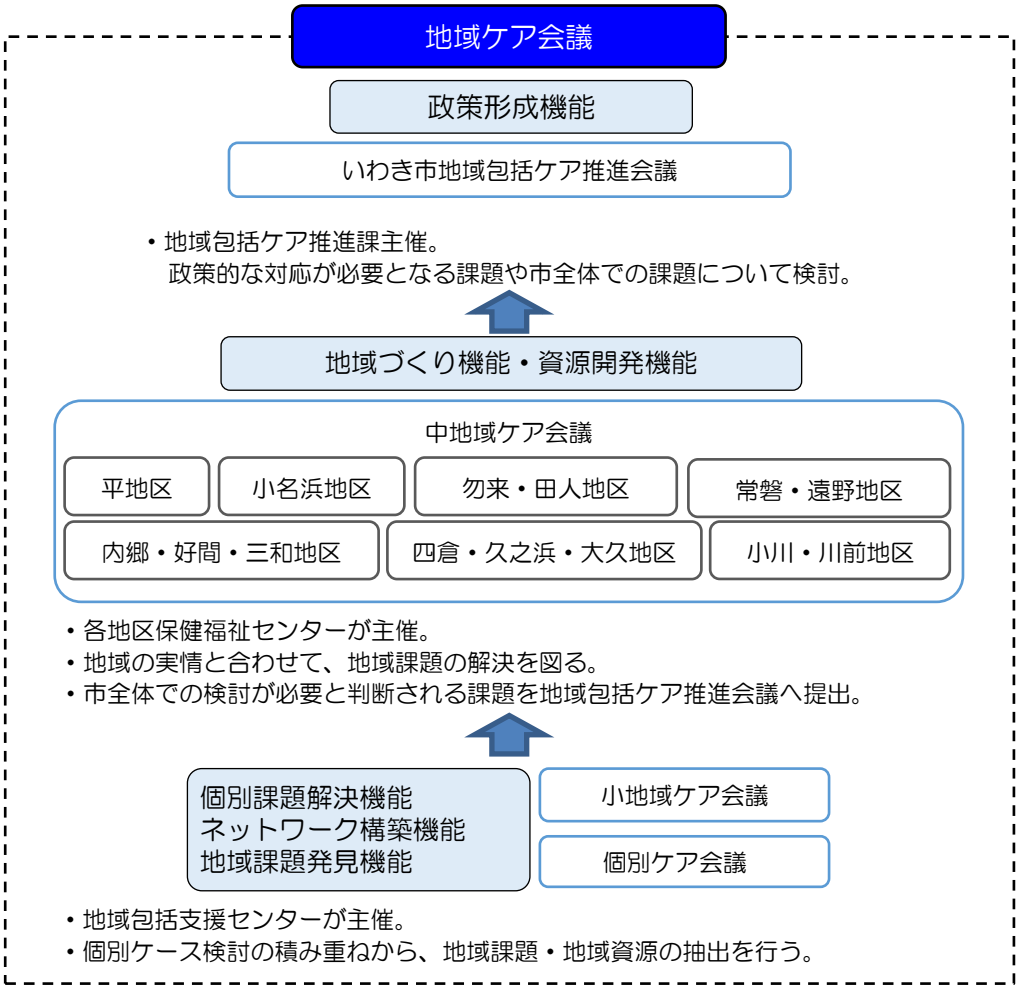

③様々な媒体による情報発信

市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿やその理念について、医療・介護の関係者のみならず、いわきで暮らすあらゆる方々に、我が事として共有していただけるよう、各種媒体を活用して情報発信を行っています。

高齢者のみならず、あらゆる年代の方に見てもらえるよう、ポータルサイト「igoku」やfacebook、YouTube を活用して情報発信しているほか、ＳＮＳを利用しない方への情報発信ツールとして、ポータルサイト等で発信した情報の中から選りすぐりのものをピックアップし、フリーペーパー「紙のいごく」として発行するなど、市内の高齢者に関する様々な取組みや元気な高齢者の情報を積極的に発信しています。

さらに、本人・家族などが人生の最後をより良く過ごす方法を考えるきっかけづくりとなるよう、医療・介護・福祉について直接体験・学習する場として、体験学習型イベント「igoku フェス」を開催しており、基調講演のほか、棺桶への入棺体験やＶＲ認知症体験会などを通して、終末期や認知症について考える契機となっています。

また、こうした情報発信に際しては、地域の人々と同じ視点で作成するよう心がけています。地域の人々の視点、本人や家族、介護者の視点や思いを伝えることで、医療・介護・福祉についての理解を深めるほか、介護者層を含む若年層にも興味を持ってもらうきっかけづくりの機能を果たしており、今後も効果的な取組みを実施していく必要があります。

図表３－２－３　情報発信の実績

内　容
・ポータルサイト「igoku」を平成 29 年度から開設。
・フェイスブック(H29 年度～)、YouTube 動画による情報発信(H30 年度～)を実施。
・フリーペーパー「紙のいごく」による情報発信。平成 30 年度：４回、令和元年度：３回
・「igoku フェス 2018」、「igoku フェス 2019」、「igoku フェス 2020 オンライン」の開催。

④尊厳ある暮らしの支援

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護分野の中核機関として平成 26 年に権利擁護・成年後見センターを設置し、権利擁護支援事業や、成年後見制度利用事業を実施しています。権利擁護支援事業では、権利擁護に関する普及・啓発や専門的支援などの事業を実施しており、成年後見制度利用支援事業では、親族がいない制度利用者に対し必要な支援を実施することで、本人の権利擁護や、財産保護を行ってきました。これらの事業については、今後の認知症高齢者の増加に鑑み、更なる相談支援体制の強化を図る必要があります。

そのほか、消費生活センターで実施している消費者教育推進事業では、出前講座を通して各消費者に必要な消費者教育を受ける機会の創出を図っています。

また、終末期における、本人が望む選択や本人・家族の心構えについて考える機会を創出するため、在宅医療やリビングウィル啓発のための出前講座や、エンディングノートの配布等各種取組みを実施しています。出前講座については、市内全７つの地域包括支援センター管轄地域での開催を目標としていますが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を控えている状況です。今後も感染症の動向を踏まえながら取り組む必要があります。

図表３－２－４　リビングウィル等についての出前講座の開催実績

区　別	H30 年度 (2018)	R１年度 (2019)	R２年度見込み (2020)
開催地区数	6 地区	5 地区	1 地区
開催回数	8 回	6 回	1 回
参加者数	305 名	176 名	20 名

（２）視点２「安心して暮らせる住まい環境の整備」

①高齢者世帯の安定的な居住の確保

市地域包括ケア推進会議において、専門性が高く、関係機関と協働して取組みを検討する事項については、作業部会を設置しています。健康と生きがいづくり部会、高齢者生活安全部会、医療と介護連携促進部会の三つの部会に加え、平成 29 年度からは、高齢者や障がい者などの住まいや住まい方の現状把握並びに解決策などを検討するため、関係者による協議を行ってきました。

その協議を通して、令和元年度に「ＮＰＯ法人地域福祉ネットワークいわき」によって入居・入所、葬送等支援事業が創設されたほか、住宅施策として新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、「いわき市賃貸住宅供給促進計画」が策定されるなど、終末期を含め、本人が安心して暮らし続けることができる支援体制の整備が図られつつあります。

②在宅生活の継続と介護者支援

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の負担軽減」を図るサービスを充実させるため、「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業者の参入が求められています。しかしながら、いずれのサービスにおいても、第８次計画期間において新規参入の事業者がない状況です。これらのサービスについては、引き続き事業者の参入が促進されるよう取り組む必要があります。

また、在宅介護実態調査によると、家族等による介護の頻度については、回答者の約７割がほぼ毎日介護を行っている状況であり、特に不安を感じる介護として、「認知症状への対応」や「外出の付き添い、送迎」、「入浴・洗身」などの回答の割合が高く、様々な内容で介護に不安を抱えていることが分かります。

さらに、「働いている介護者が介護のため働き方を調整しているか」という質問については、約６割の方が短時間勤務や休暇取得など何らかの調整を行っており、今後の仕事の継続については、「続けていくのは、やや難しい」や「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方が約１割存在します。このことから、介護者への負担軽減や介護離職防止に向けた支援の強化が必要と考えられます。

図表３－２－５　小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数

区　別	H30 年度 (2018)	R１年度 (2019)	R２年度見込み (2020)
小規模多機能型居宅介護	26 事業所	25 事業所	24 事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 事業所	0 事業所	0 事業所

※小規模多機能型居宅介護は２事業所休止中（令和２年 10 月末現在）

図表３－２－６　家族等による介護の頻度

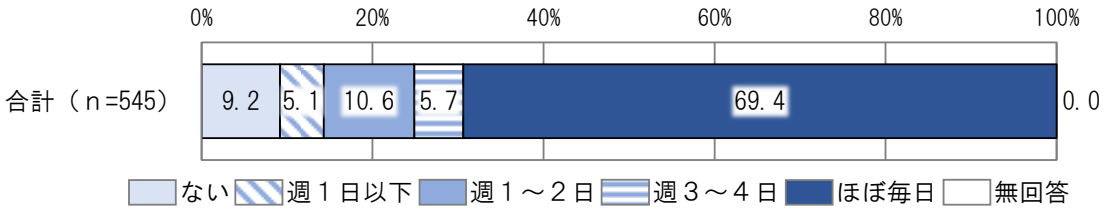

図表３－２－７　今後の在宅生活の継続に向け、主な介護者が不安に感じる介護

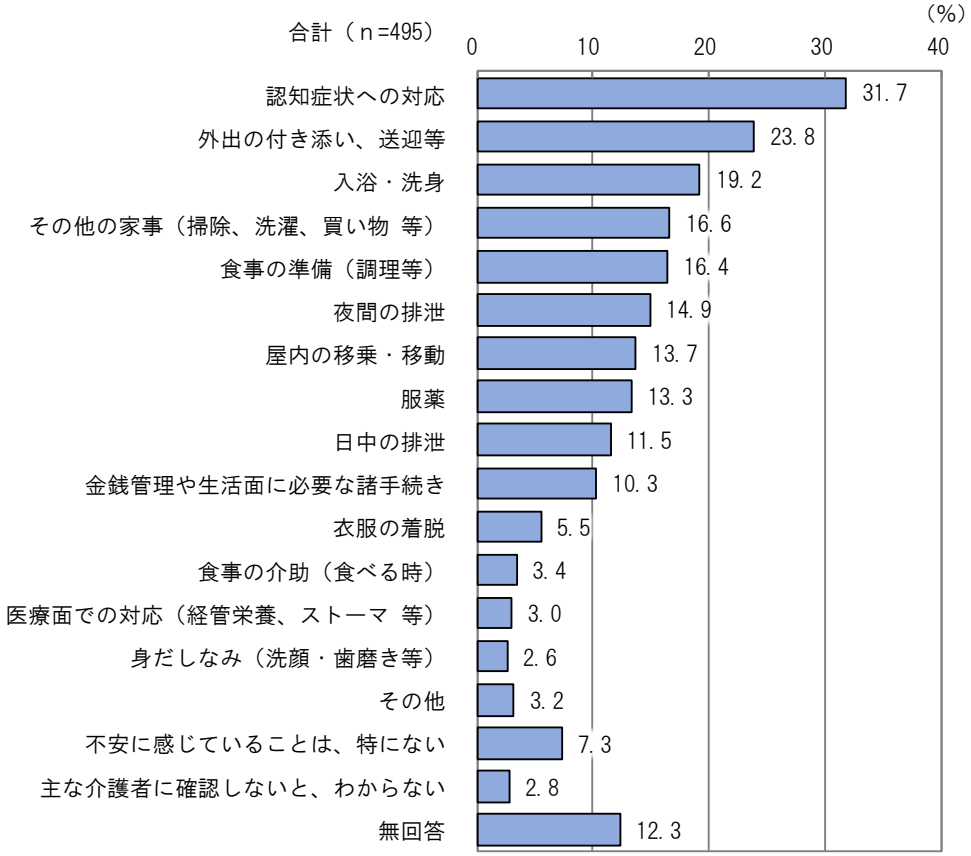

図表３－２－８　主な介護者の働き方の調整状況

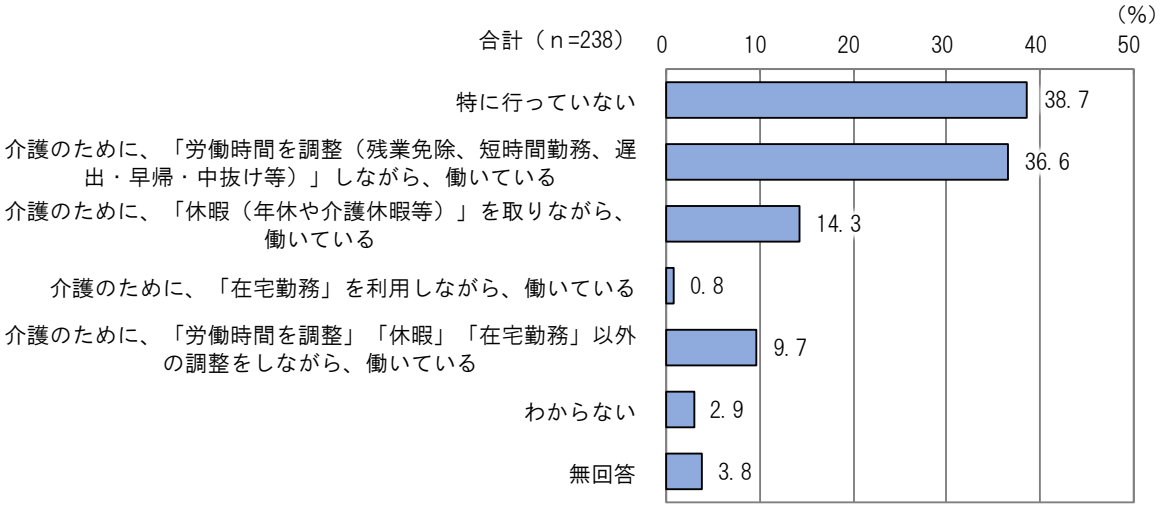

図表３－２－９　主な介護者の就労継続の可否に係る意識

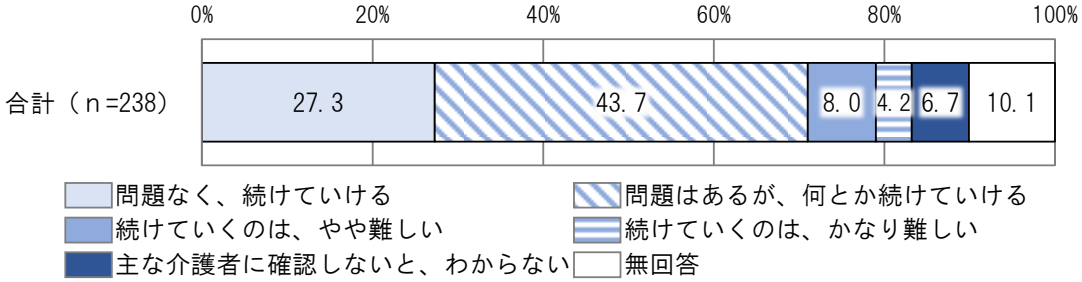

③施設整備や待機状況の解消に対する取組み

第８次計画策定時(平成 29 年度)の特別養護老人ホーム入所待機者数は 794 名（要介護３以上）で、そのうち、在宅での待機者が 358 名でした。当時の市内特別養護老人ホームの定員数は 1,580 名で、そのうち年間約 25%（395 名）は死亡等により退所となることから、概ね１年以内に、入所の必要性の高い在宅の待機者は入所できるものと見込んだ上で、更なる待機者解消を図ること、施設が計画通り整備されなかった場合にも計画床数によって介護保険料に反映されてしまうこと等も踏まえ、整備目標を定めました。この目標に基づき、公募により事業者の選定を行いましたが、未選定の施設が多数ある状況です。

また、市内の特別養護老人ホームに対して令和２年７月に実施した入所待機者の調査では、令和２年４月１日現在、1,160 名（全認定区分）の施設入所待機者がおり、そのうち在宅での待機者は 532 名、令和２年度の市内特別養護老人ホームの床数 1,625 床のうち、年間約 28%（449 床）が死亡等により退所となっている状況です。

こうした状況も踏まえつつ、施設整備については、早急に入所が必要な方がどの程度存在するのか、といった真のニーズを把握する必要があります。加えて、近年有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数が大きく増加しており、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っていることから、これら施設の設置状況等を踏まえたサービス基盤の整備を図っていきます。

図表３－２－10　施設サービス整備状況

介護保険の施設	定員目標	定員数	未選定数
特別養護老人ホーム	1,330 名	1,315 名	15 名
地域密着型特別養護老人ホーム	368 名	310 名	58 名
グループホーム	660 名	660 名	0 名
特定施設入居者生活介護	1,103 名	1,087 名	16 名

介護保険対象外の施設	市内事業所数	定員数
養護老人ホーム	2 事業所	180 名
軽費老人ホーム・ケアハウス	5 事業所	180 名
住宅型有料老人ホーム	48 事業所	848 名
サービス付き高齢者向け住宅	14 事業所	345 名

（令和２年度末見込）

④地域に開かれた介護施設の整備

施設整備については、地域交流活動や地域福祉活動に供するスペース（地域交流の場）を設けた介護施設の整備を進めることとしてきましたが、地域密着型特別養護老人ホームについては公募に対して選定基準を満たす事業者がありませんでした。一方、グループホームについては公募によって、新たに２施設が整備され、第５圏域（小名浜市街地・東部）、第 12 圏域（好間・三和）でそれぞれ定員数が 18 名増加しています。

なお、地域交流の場の活用に取り組む事業所への表彰制度については、第８次計画期間において新規創設に至りませんでした。改めて今後の取組みについて検討していきます。

図表３-２-11　地域密着型サービス事業所整備状況　（単位：名）

区　　分（介護予防含む）	合　計	第１圏域	第２圏域	第３圏域	第４圏域	第５圏域
		平市街地	平北部	平東部	平南部	小名浜市街地・東部
地域密着型特別養護老人ホーム	310	29	0	0	29	58
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	660	72	45	9	36	81

区　　分（介護予防含む）	第６圏域	第７圏域	第８圏域	第９圏域	第 10 圏域	第 11 圏域
	小名浜西部	小名浜北部	勿来中部・南部	勿来北部・田人	常磐・遠野	内郷
地域密着型特別養護老人ホーム	29	29	29	20	29	29
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	27	27	45	99	48	63

区　　分（介護予防含む）	第 12 圏域	第 13 圏域	第 14 圏域
	好間・三和	四倉・久之浜・大久	小川・川前
地域密着型特別養護老人ホーム	29	0	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	45	36	27

（令和２年度末見込）

⑤地域共生社会の実現に向けた取組み

第８次計画においては、地域共生社会の実現に向け各種取組みの推進を図ってきました。そのような中、平成 30 年４月から介護保険制度及び障害者総合支援制度において、介護サービスについて共生型サービスが導入されたことに伴い、障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業に参入可能となったことで、障がい者が 65 歳になり介護保険の第１号被保険者となっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることが可能になりました。

また、令和元年度には介護予防・日常生活総合支援事業において共生型サービスを導入しました。引き続き、本計画においても事業所の参入を促していきます。

図表３-２-12　共生型サービス整備状況

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
参入事業所数	１事業所	０事業所	０事業所

図表３-２-13　高齢者の状態に応じた住まいのイメージ図

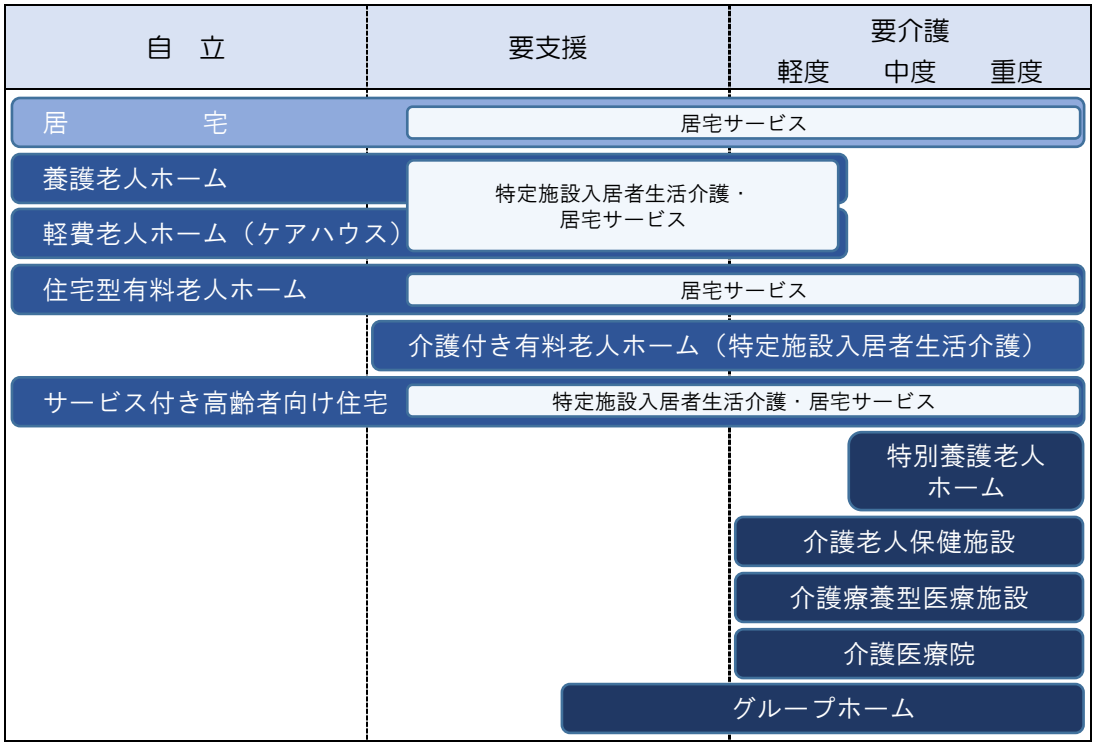

※上記の図は、身体状況等の視点から、各住まい等の位置付けの大まかな目安をイメージ図として表したものであり、これに当てはまらない場合もあります。

（３）視点３「地域で支える仕組みづくりの推進」

①多様な主体によるサービスの創出

本市では、多様な主体による生活支援の提供を目指し、地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援の創出と提供体制の構築に向けて、住民支え合い活動づくり事業及び、あんしん見守りネットワーク活動事業を実施してきました。

住民支え合い活動づくり事業については、平成 27・28 年度は、いわき市社会福祉協議会への業務委託により、７人の生活支援コーディネーターを配置したほか、モデル地区として選定した 15 地区において、地域住民等で構成した協議体を設置し、支援が必要な高齢者に対して生活支援を行うなど、住民支え合い活動の創出を図りました。

平成 29 年度以降も引き続き、いわき市社会福祉協議会と連携を図りながら本格実施に移行し、モデル地区として活動した 15 地区の活動支援を行うとともに、平成 30 年度は新たに７地区、令和元年度は 15 地区で第３層協議体の立ち上げを行い、令和２年 12 月１日時点で、市内で 42 協議体が立ち上がっている状況です。しかし、地域の中での意識醸成や立ち上げに時間がかかることや、サポーターのなり手が少ないなどの課題もあるため、今後も地域のニーズを把握しながら互助の考え方を浸透させるよう努めていく必要があります。

また、旧市町村の 13 圏域に広域での支援を中心に検討する第２層協議体を設置しました。活動状況は活発化してきていますが、広域なエリアでの活動の中で、各地域が抱えている課題を市として一体的に集約して情報共有できる場がないため、市全域レベルでの課題等を把握し、解決していくための体制づくりが必要となっています。

あんしん見守りネットワーク活動事業については、平成 21 年度より活動を開始しており、地域住民と保健福祉関係機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会など）の協働により「高齢者見守り隊」を結成し、ひとり暮らし高齢者等に対する声かけ活動を基本とした安否確認や孤立感の解消などの活動を市内 33 団体で実施してきました。

なお、同事業における高齢者見守り隊の活動は、住民支え合い活動づくり事業の活動のひとつに含まれるため、平成 30 年度以降、新たな高齢者見守り隊については住民支え合い活動として立ち上げているところです。既存の高齢者見守り隊については、今後、住民支え合い活動への統合を検討しています。

図表３－２－14　附属の協議体の設置状況

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
協議体数	22 協議体	37 協議体	45 協議体

②互助に関する意識醸成

地域のつながりの希薄化や、少子高齢化に伴う人口減少、核家族化による単身高齢者世帯の増加などの実情を踏まえ、地域における支え合いの重要性について意識醸成を図っています。

具体的には、住民支え合い活動づくり事業やあんしん見守りネットワーク活動事業の活動団体への継続した啓発や、地域住民向けの市役所出前講座の開催、パンフレット「支え合いのススメ」の作成・配布、ポータルサイト「igoku」などによる情報発信などに取り組んでいます。

また、高齢者を中心とした住民主体の活動の場である「つどいの場」において、生活支援コ

ーディネーターが関与し、継続的に啓発を行うことなどを通して、第３層協議体の立ち上げにつながる事例もみられています。

③公的なサービスの充実によるフレイルの予防

配食サービス事業では、高齢者及び重度身体障がい者等に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し、定期的に居宅に訪問して提供することにより、自立の促進、生活の質の確保、介護予防、孤独感の解消及び安否の確認が図られています。

また、これまで配食サービスが十分に提供されていない中山間地域においても、地元事業者の参入促進を図ることで提供体制の強化を図っていますが、一部においては提供事業所が限定されているため、昼食のみの対応となっている地域があります。

「つどいの場」に配食する会食サービスでは、高齢者の低栄養等による活動量の低下や体力低下を予防するとともに、孤独感の解消及び粗食の防止が図られています。

しかし、「つどいの場」での会食については、特定の団体の利用回数が増えたことにより、利用食数の実績は増加していますが、実利用団体数自体は増加していないため、更なる周知が必要となっています。

図表３－２－15　配食サービスの利用実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
利用者数	1,036 名	1,045 名	1,070 名
配食数	172,181 食	185,809 食	200,100 食

図表３－２－16　会食サービスの利用実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
年間延利用食数	1,809 名	2,339 名	1,800 名

（４）視点４「健康づくり・介護予防の推進」

①公的なサービスの役割明確化

公的サービスの多様化と拡充を図り、サービス提供体制を強化するため、本市独自に生活援助サービスと短期集中予防サービスを導入しています。

生活援助サービスは、市が開催する研修修了者が高齢者宅を訪問し洗濯、掃除、調理等の家事援助サービスを行うことで、介護人材の底上げと、専門職がより重度者へのケアに専念できる体制を構築するため、平成 29 年度から実施しています。令和元年度の利用回数が 1,600 回を超えたほか、令和２年 12 月時点で、参入事業所数は 22 事業所、従事者養成研修修了者は 119 名となっています。

短期集中予防サービスは、短期間の集中的な機能訓練により高齢者の心身機能・活動・参加といった生活機能を高め、「つどいの場」と連携した切れ目のない効果的な介護予防サービス体系を確立するため、平成 29 年度から実施しています。令和２年 12 月時点で、参入事業所数は４事業所となっているほか、短期集中予防サービス利用者の約７割がサービス終了後もシルバーリハビリ体操や「つどいの場」などの地域活動に移行しているなど、一定の事業成果がみられました。

課題として、生活援助サービスと短期集中予防サービスの提供事業所及び利用者の増加に向けて、地域包括支援センター等へサービスの普及啓発を行うとともに、サービス提供体制を引き続き強化していく必要があります。

また、薬剤師、理学療法士等の専門職による助言を通じて、高齢者のＱＯＬ向上を目指し、介護予防・重度化防止に資するケアプラン作成と利用者本人の状態に即した支援を行うため、介護予防ケアマネジメント支援会議を実施しています。

介護予防ケアマネジメント支援会議については、介護保険サービス利用者の要介護度の維持・改善率が約７割であり、介護の重度化防止について一定の効果はあるものの、維持率が６割であるのに比べ改善率は１割と低いことから、今後も専門職からの助言をもとにサービスの質を向上させ、更なる高齢者の自立支援と重度化防止を図る必要があります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の機能評価判定によると、運動器の機能低下者は 14.7%、転倒リスクがある人は 30.3%、低栄養の傾向がある人は 5.5%、口腔機能の低下者は 35.1%で、いずれも 75 歳以上からリスクのある方が増えはじめ、年齢が高くなるに従い増加しています。早い段階からのアプローチが重要となっています。

図表３－２－17　介護予防ケアマネジメント支援会議の開催回数

区　別	Ｈ30 年度（2018）	Ｒ１年度（2019）	Ｒ２年度見込み（2020）
開催回数	47 回	39 回	46 回
検討ケース数	184 件	121 件	161 件

図表３－２－18

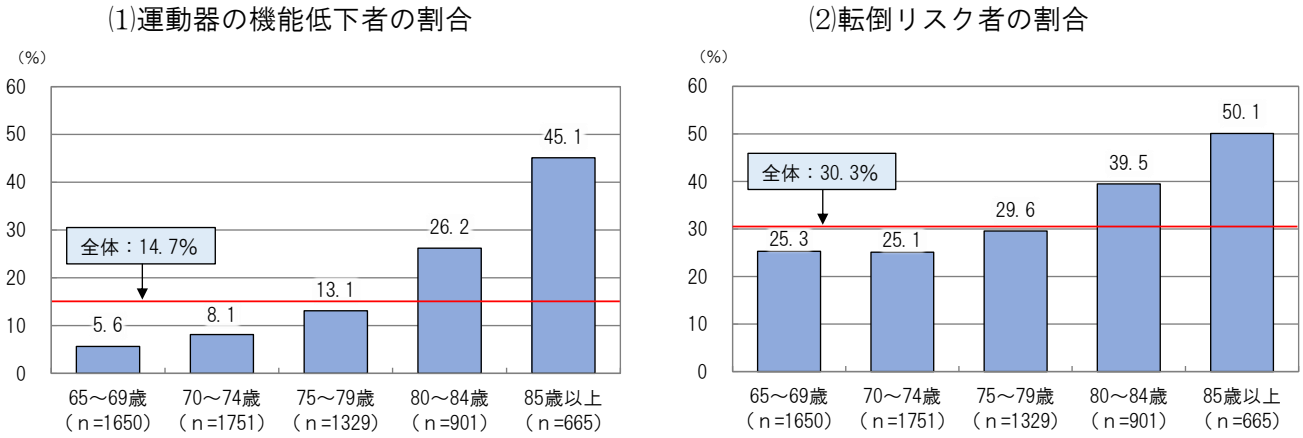

図表３－２－19

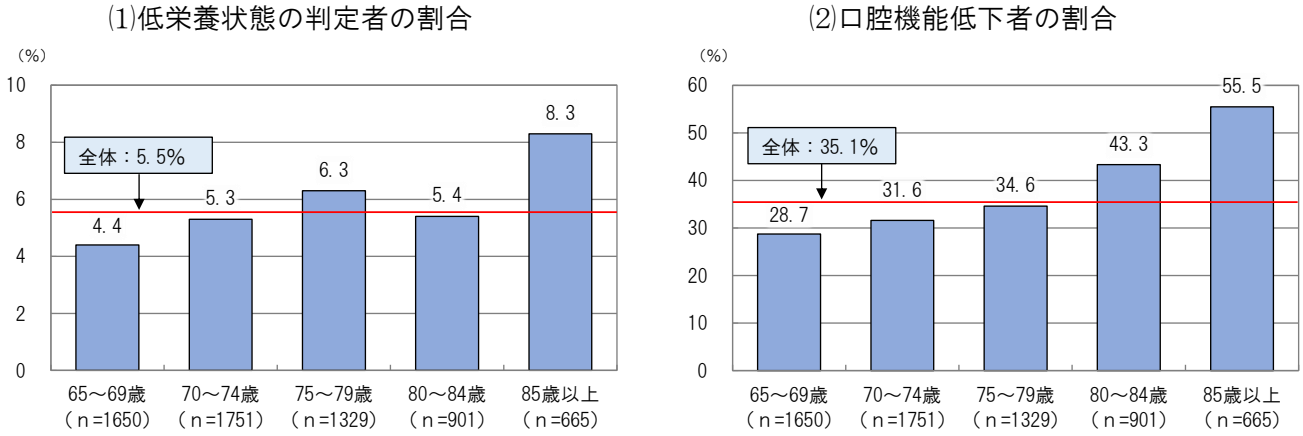

②介護予防活動の担い手の確保と活動支援

介護予防の意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できることを目的に、いわき市シルバーリハビリ体操事業を実施しており、「つどいの場」への体操指導士派遣に加え、指導士の養成を行っています。体操を実施することで高齢者の介護予防に資するとともに、「つどいの場」やボランティア活動といった社会参加を通じ、生きがいづくりの創出を行っているところです。一方で、シルバーリハビリ体操指導士の養成及び活動支援については、新規の指導士が需要に対して不足していることや、指導士の認定は受けたものの体操教室での実指導に結びついていないことなどが課題となっています。

図表３－２－20　シルバーリハビリ体操の関連実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
開催回数	6,500 回	6,163 回	7,000 回
参加者数	75,256 人	68,688 人	77,000 人
体操指導士養成数	52 人	50 人	64 人

③介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充

住民主体の介護予防を推進するため、つどいの場創出支援事業を実施しており、市内各地域にコーディネーターを配置し、「つどいの場」の立ち上げや運営の支援を行うほか、団体の活動費の一部補助を行いました。コーディネーターの配置状況は、市社会福祉協議会に 13 人（地区協議会に各１人）、地域福祉ネットワークいわきに５人（平１人、小名浜２人、勿来１人、内郷１人）となっています。また、「つどいの場」への講師として、体操やレクリエーションの講師派遣に加え、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等を派遣しており、幅広い専門職の関与を受けながら効果的な介護予防活動が展開されています。

なお、国では 2025 年までの「つどいの場」への目標参加率を高齢者数の８％としており、本市においては、令和２年 12 月時点で約 8.7%（8,592 人）と目標値は達成しています。しかしながら、活動グループや活動拠点がない空白地域もあることから、関係機関との連携を図りながら地域資源を調査し、更なるグループの立ち上げ支援を実施していく必要があります。

また、「つどいの場」の開催頻度については、会場の確保やプログラム内容によって、日程の調整等の理由から活動回数が制限される場合があるほか、新たな参加者がいないなど開催の継続に支障を来す可能性がある団体も見受けられることから、持続的に活動できるようにするための支援が必要となっています。

図表３－２－21　「つどいの場」の開催箇所数

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
箇所数	442 か所	443 か所	444 か所

図表３－２－22　専門職派遣関連実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
薬剤師	49 回	56 回	60 回
管理栄養士	24 回	36 回	40 回
歯科衛生士	25 回	29 回	40 回
リハ専門職	67 回	59 回	60 回

④住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理

住民支え合い活動事業を通して、多様なサービスの創出を図っています。当該活動は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに位置付けることで、補助や助成といった支援を行うことができるようになり、ついては、市内統一の基準（運営方法や人員基準、支援内容、支援対象者）を設け、均一なサービス提供体制を構築する必要があります。しかし、各団体がそれぞれできることから取り組んでいること、サポーターのなり手が少ないことなどの理由から、十分なサービス提供体制の構築には至っていない状況です。

このため、一定の基準を設けることが却って協議体の自主性や取組みの自由度を制限する可能性もあるほか、対象者も要支援者及び事業対象者に限定されることから、各協議体から意見聴取等を行いながら、住民主体の活動に対する支援のあり方を検討する必要があります。

（５）視点５「生きがいづくりと社会参加の促進」

①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供

高齢者の自主的な介護予防活動及び地域福祉活動等を積極的に奨励、支援するため、「いきいきシニアボランティアポイント事業」を実施しました。市が指定するボランティア等の活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品等に還元することにより、高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防の推進と、本市における地域包括ケアの推進に寄与することを目的としています。

当該事業を周知し参加者増を図るとともに、活動を行うための受入れ機関や対象事業の拡充にも取り組んできました。事業の参加者からは、やりがいにつながる、活動のモチベーションとなる等の声もあり、満足度は高い傾向となっています。今後は、新規参加者を増やすために事業に参加していない方の意向を把握する必要があります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、趣味や楽しみが「ある」と回答した人は 66.9%となっていますが、生きがいが「ある」と回答した人は 41.5%に留まっています。定年後においても、就労や社会的な役割を持っていきいきと過ごせるよう、生きがいや社会参加づくりを支援していく必要があります。

図表３－２－23　いきいきシニアボランティアポイント事業の実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
参加者数	799 名	870 名	900 名
商品還元者数	576 名	644 名	900 名
商品還元率	72.10%	74.02%	100.00%
ポイント導入施設数	142 か所	150 か所	160 か所

図表３－２－24　趣味や楽しみ、生きがいの有無

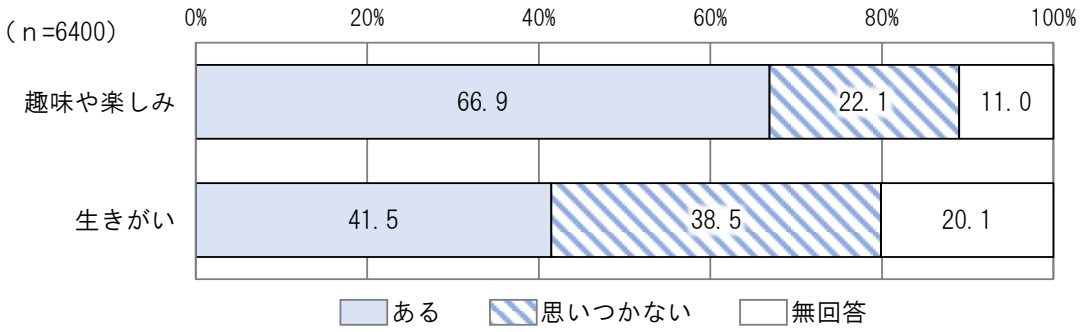

②地域社会との交流の場の提供

老後の生活をより豊かにするため、高齢者自身が自主的に組織し、教養の向上、健康の保持、レクリエーション、地域社会の交流などの活動を行っている「老人クラブ」に対しては、運営費等に補助金を交付し活動支援を行ってきました。

一方で、高齢者の生きがいづくりを目的としたシルバーフェアやシルバーピアードといったイベントの開催支援等も行ってきましたが、令和元年度及び２年度は東日本台風や新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止または開催規模を縮小せざるを得ませんでした。

なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域への活動の参加状況に関する質問について、老人クラブに「参加していない」と回答した人が９割を超える結果となった一方で、趣味関係のグループや町内会・自治会の活動は約３割が参加しており、高齢者の活動が多様化している状況にあることが窺えます。老人クラブの数は減少傾向にありますが、高齢者の老後の活動の選択肢のひとつとして重要な役割を担っていることから、引き続き支援を継続していきます。

図表３－２－25　老人クラブの活動状況

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
老人クラブ数	130 クラブ	96 クラブ	92 クラブ
会員数	5,477 名	4,049 名	3,855 名

図表３－２－26　地域活動への参加状況

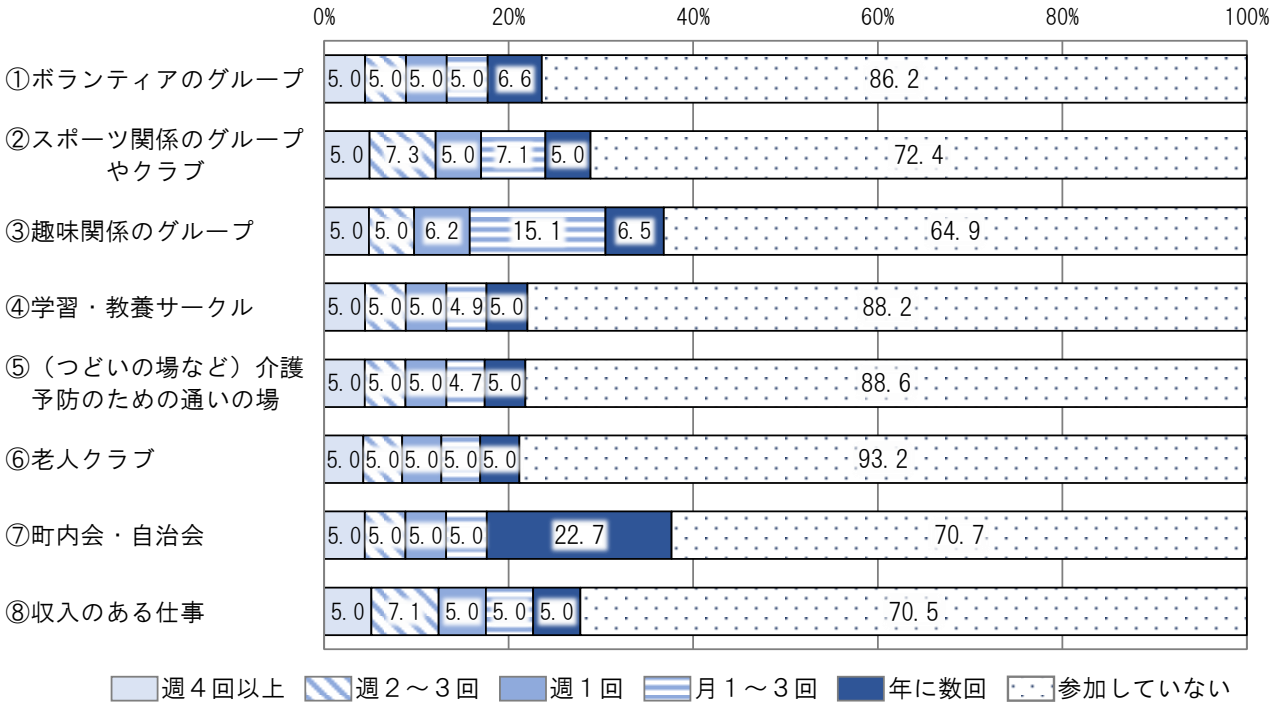

③就労機会の提供

少子高齢化の進行による将来的な労働力不足の課題に対し、働く意欲がある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる社会の実現を目指すため、シルバー人材センターに対して、運営費補助等の支援を行ってきました。また、「高齢者就労総合支援いわき地域連携推進連絡会議」を通じて、ハローワークにシルバー人材センターのチラシを設置することや、シルバー人材センターが行っている事業の情報提供を実施するなど、両者の連携強化に向けた支援を行うことで、シルバー人材センターの活動の活発化を図っています。

なお、高齢化や就労人口の減少に伴い、高齢者層の労働力活用の重要性が一層高まっているほか、特に深刻な人材不足が懸念される介護サービス事業所等においては、専門職や有資格職以外で高齢者が担える業務を模索する必要があります。

図表３－２－27　シルバー人材センターの実績

区　別	H30 年度 (2018)	R１年度 (2019)	R２年度見込み (2020)
総会員数	1,122 名	1,141 名	1,088 名
受託件数	6,418 件	6,030 件	6,692 件

（６）視点６「介護人材の確保・育成と介護サービスの充実」

①介護の仕事の魅力向上

令和２年度より小中学生、高校生に対しての出前講座を開設し、高齢者疑似体験や車いすの乗車体験等を通して、超高齢社会における「介護」の仕事の社会的な意義や価値を説明し、介護の仕事の魅力を発信しています。今後は講座を行う機会を増やすため、積極的に周知を図り、当該講座に対する認知度を高める必要があります。

②多様な人材の確保・育成

介護人材の育成及び定着支援を目的に、役職・経験年数等に応じたセミナーを開催しています。令和元年度においては、全６回のセミナーを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から前半２回の実施に留まり、後半の４回は中止となりました。令和２年度は、オンライン方式を取り入れるなど一部実施方法の見直しを検討しましたが、感染症の影響により十分な応募がなかったため開催中止としました。今後の課題として、介護職員を十分に確保できていない事業所はセミナーへの参加が困難であることから、参加に対する支援策について検討する必要があります。

また、高齢者宅を訪問し、洗濯、掃除、調理等の家事援助サービスを行うための人材を養成する生活援助サービス従事者養成研修を実施しています。高齢者ニーズの多様化や介護人材の不足に対応するため、当該研修の受講者がサービスを担っています。生活援助サービスの令和元年度の利用回数は 1,600 回を超えており、専門職の負担軽減が図られ、介護人材不足の対応に一定の成果がみられます。サービス利用者と提供事業所を増加させることが今後の課題となっています。

図表３-２-28　セミナーの開催実績

区　別	H30 年度（2018）		R１年度（2019）		R２年度（2020）
コミュニケーションスキルアップセミナー	１回	11 名	－	－	開催中止
ＯＪＴリーダー研修セミナー	１回	13 名	－	－	
業務改善研修	１回	16 名	－	－	
苦情対応研修（上級編）	１回	12 名	－	－	
労務管理研修	１回	16 名	－	－	
コミュニケーション研修	－	－	－	－	
介護技術研修	１回	50 名	－	－	
介護技術研修（基礎編）	－	－	１回	６名	
介護技術研修（応用編）	－	－	１回	５名	
合　計	６回	118 名	２回	11 名	

③介護サービスの質の向上

第８次計画では、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、介護職員が働きやすい職場環境づくりや利用者本位のサービス提供などに積極的に取り組む事業所に対する表彰制度の創設を計画していましたが、計画期間での創設には至りませんでした。改めて今後の方向性について検討する必要があります。

④生産性の向上を通じた労働負担の軽減

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場が地域のニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるためには、介護人材不足の解消や介護職員の業務負担軽減を図る必要があります。その取組みのひとつに、介護現場への介護ロボットの導入が考えられています。介護ロボットは高齢者の自立の促進・介護職員の負担軽減を目的として、その普及が促進されているところであり、本市においても、介護ロボットの導入を希望する事業所に対して、県の地域医療介護総合確保基金等の補助事業を随時案内しています。当該事業が今後も積極的に活用されるよう、事業所に対して周知を図る必要があります。

なお、介護支援専門員調査では、業務量に関する負担感について、「業務量が多くて大変である」と回答した人の割合は前回調査時(平成 29 年度)と比べて 3.8 ポイント減っており、負担軽減に対する取組みの効果が表れています。一方、「やや業務量が多いように感じる」と回答した人との合計は 73.4%を占めており、前回調査時よりやや増加の傾向がみられるため、今後も、文書負担軽減やＩＣＴの活用等、介護現場革新に向けた取組みが必要です。

図表３－２－29　業務量に関する負担感

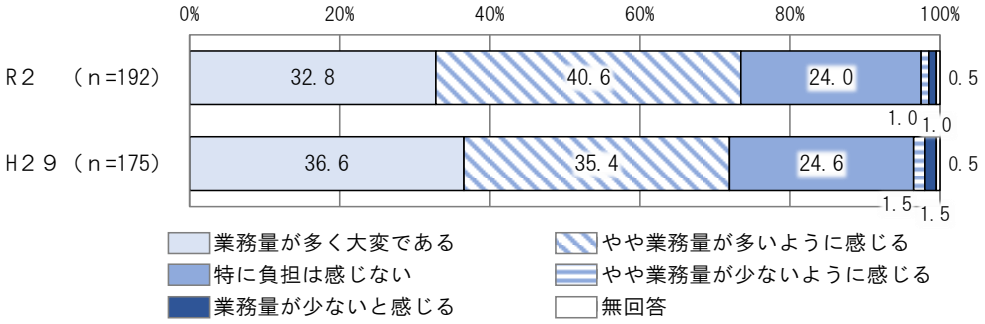

⑤外国人介護人材の活用の検討

少子高齢化が急速に進む今、2025 年には約 38 万人もの人材が不足するとされる介護業界において、外国人介護人材の雇用に大きな注目が集まっています。本市では令和元年度に市内介護保険サービス事業所に対し、「外国人の就労状況や雇用ニーズに関するアンケート」を実施しました。(依頼件数：534 事業所、回答件数：196 事業所、回答率：36.7%)

アンケートの結果、回答のあった事業所のうち、外国人人材の活用に関心があると回答した事業所は、全体の約 40%であった一方で、「日本語のコミュニケーション能力への不安」や「外国人介護職員を指導する職員の不足」などの理由から、受け入れは考えていないという事業所も多くみられました。外国人人材の活用については課題が多いものの、介護人材不足の解消は喫緊の課題であることから、本計画期間においても外国人人材の活用支援について引き続き検討する必要があります。

（７）視点７「医療と介護の連携強化」

①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実

いわき市地域包括ケア推進会議の作業部会として、医療と介護の関係団体の代表者と連携上の課題抽出やその解決に向けた協議を行う「医療と介護連携促進部会」を開催するとともに、①退院調整率、②多職種研修会の受講者数、③在宅医療出前講座の参加者数と開催地区数を成果指標として、進捗管理を行いました。今後も連携を進めていくうえで、引き続き課題や解決策について協議していく必要があります。

また、医療と介護の関係者間の情報共有を支援するため、地域の医療・介護サービス資源情報を取りまとめた「在宅医療・介護連携情報リスト」を作成しました。当該リストは定期的に更新を行うとともに、今後更なる連携を進めるため、共有に必要な情報の整理や情報共有のあり方について協議していく必要があります。

さらに、要介護患者が病院退院後に在宅生活へ移行する際、切れ目なく介護サービスを受けられるよう、病院とケアマネジャーが連携し、情報の共有や退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである「いわき医療圏退院調整ルール」を運用するとともに、運用状況等を把握するため、運用評価会議を毎年開催し、課題抽出と所要のルール追加等を行っています。また、運用評価会議ではグループワーク等も実施し、病院・介護支援専門員間の連携強化に取り組んでいますが、退院調整率について向上の余地があることから、引き続き、定期的な運用状況の確認や評価を行いながら、病院・介護支援専門員間の連携強化に取り組む必要があります。

なお、介護支援専門員調査では、「地域の福祉資源と医療資源との連携がうまくできていると思うか」という質問に対して、「うまくできていると思う」（4.2%）と「ある程度できていると思う」（52.6%）を合わせた「できていると思う」という回答が半数以上であった一方で、「あまりできているとは思わない」との回答も 34.9%となっています。また、「地域の福祉資源（介護）と医療資源の連携を図るために特に何が必要だと思うか」という質問に対しては、「在宅医療を含めた市内医療体制の把握」が約７割を占め、そのほか「医療・看護従事者に対する介護事業に関する研修による知識、理解の向上」という回答も約４割あり、更なる福祉と医療の連携のための取組み強化を図る必要があると考えられます。

図表３－２－30　退院調整の実績

区　別	Ｈ30 年度（2018）	Ｒ１年度（2019）	Ｒ２年度見込み（2020）
退院調整率	72.0%	68.0%	79.1%

図表３－２－31　福祉資源と医療資源の連携状況

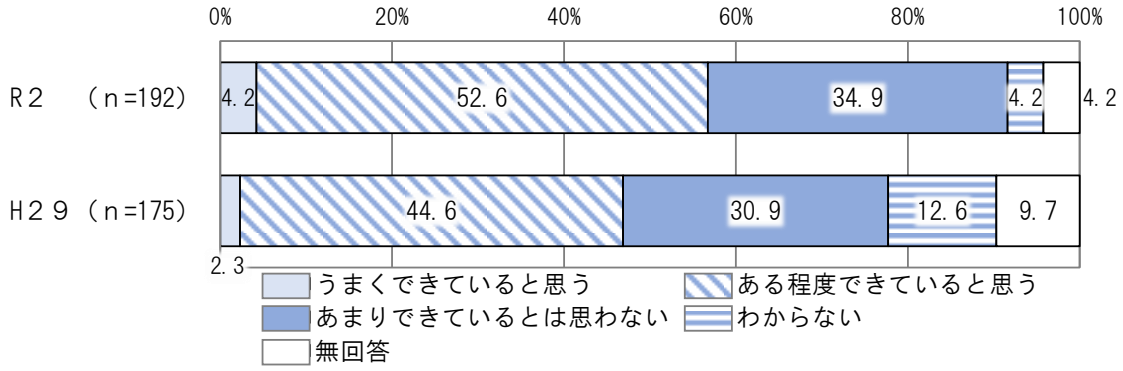

図表３－２－32　福祉資源と医療資源の連携に必要なこと

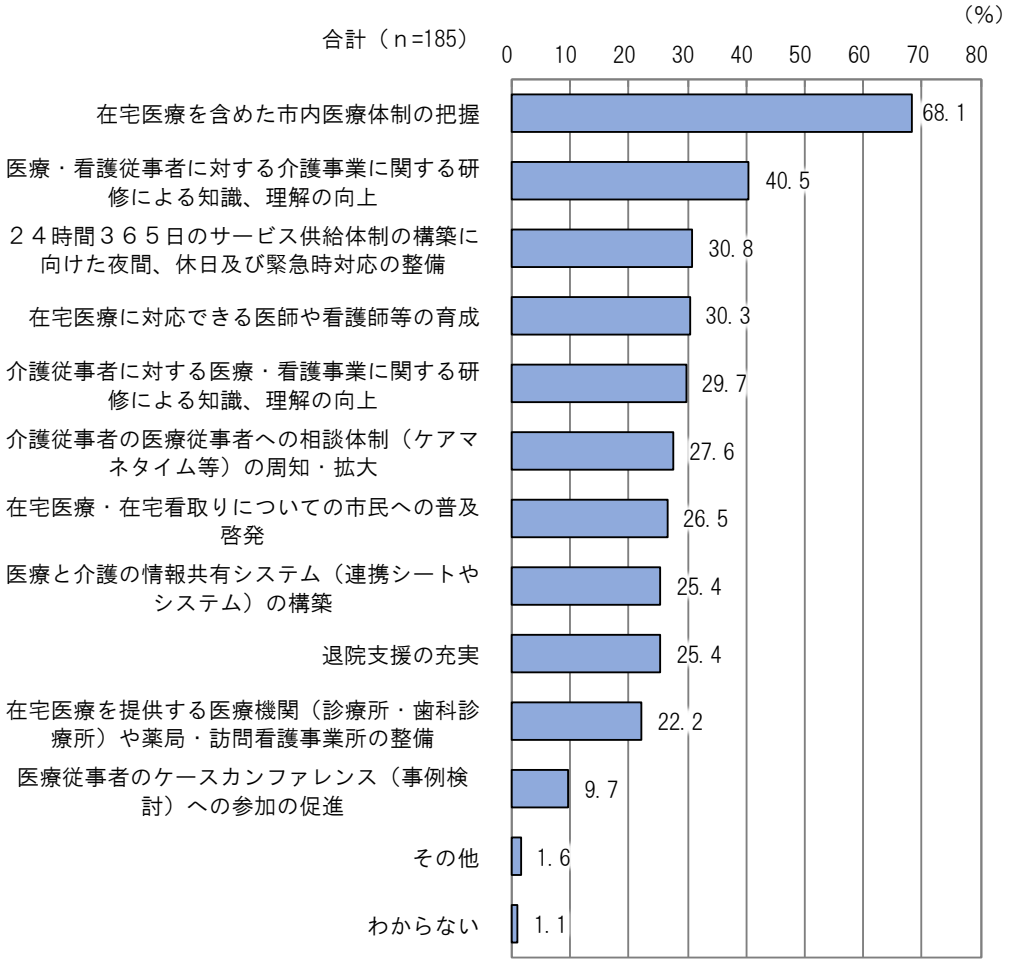

②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成

医療・介護等専門職からの在宅医療や介護に関する相談窓口として、情報提供や支援・調整を行う「いわき市在宅医療・介護連携支援センター」を令和元年度に設置しました。センターでは、職員が病院や介護事業所等へ定期的に訪問するなど、現場の課題についての情報収集や医療と介護の連携の周知を図っていますが、より多くの方がセンターを認知し活用していただくためには、引き続き情報収集や周知に取り組んでいく必要があります。

また、地域の医療と介護の関係者の連携強化と在宅医療に取り組む人材を育成するため、「在宅医療推進のための多職種研修会」を、市医師会との共催で毎年開催しています。開催にあたっては、今後も市医師会との緊密な連携が必要です。

図表３－２－33　多職種研修会の開催実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
開催回数	2 回	1 回	開催中止
参加者数	107 名	60 名	

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し、開催中止としました。

③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

健康維持、在宅医療やリビングウィル（終末期の医療ケアについての意思表明）等についての理解や啓発を目的として、市医師会及び地域包括支援センターと連携し、出前講座を行っています。講座では、市が市医師会と作成した、自分が望む終末期を迎えるための手助けとなる「わたしの想いをつなぐノート」を配布し、在宅医療やリビングウィル等の啓発に取り組んでいますが、各地区の参加者数に大きな開きがあることから、住民への周知の方法などについて検討する必要があります。

図表３－２－34　在宅医療出前講座の開催実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
開催地区数	6 地区	5 地区	1 地区
開催回数	8 回	6 回	1 回
参加者数	305 名	176 名	20 名

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し、地区住民からの要望で開催した久之浜地区以外は中止としました。

（８）視点８「認知症対策の推進」

①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築

認知症の方の生活を支援するには、医療・介護職の認知症対応に加え、双方の有機的な連携を推進することが必要です。このため、県より指定を受けた「認知症疾患医療センター」との連携によって「認知症多職種協働研修会」を開催しました。医療・介護・行政からの参加があり、事例検討を通して、認知症の方の支援について連携しています。しかし、医療機関からの参加が少ないことから、連携の中核機関を担っている「認知症疾患医療センター」を中心に医療機関へ参加の働きかけを行う必要があります。

また、介護支援専門員調査において、認知症高齢者の対応で困難が生じた場合の連携先として最も多かったのは「担当者会議を開催し関係者との連携で対応」（64.9%）で６割以上となっており、「地域包括支援センター」（52.1%）と「社内職員と連携」（49.5%）においても約５割と、対応にあたって広く連携をとることが必要であることが窺えます。

認知症への対応は早期発見・早期治療が重要であることから、更なる関係者間のネットワーク体制整備が必要となっています。

図表３－２－35　認知症多職種協働研修会の開催実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
開催回数	１回	１回	１回
参加者数	50 人	50 人	50 人

図表３－２－36　認知症高齢者の対応で困難が生じた場合の連携先

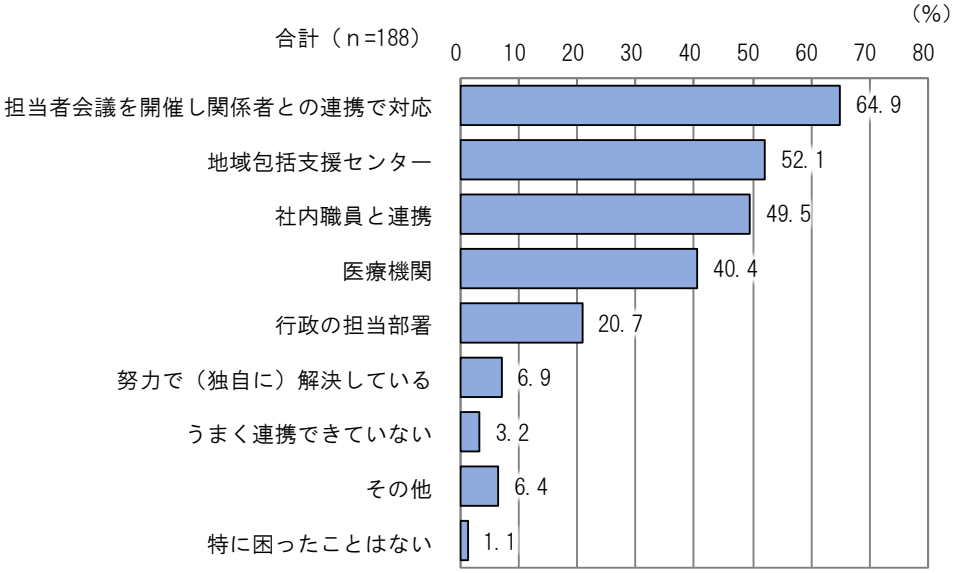

②認知症に関する正しい知識と理解の促進

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で支えていくことができるよう、温かく見守る“応援者”である「認知症サポーター」の養成を行っています。特に、小学生向け認知症教室をはじめとした学生に対する講座開催や、認知症の人と関わる機会の多い金融機関等での講座開催などを積極的に行ってきました。今後は、地域における認知症サポーターの活動の場を増やしていく必要があります。

また、より多くの市民に認知症を自分ごとと考えてもらうきっかけとして、認知症施策の先進地から講師を招いての認知症講演会や、新たな視聴覚デバイスであるＶＲ機器を活用した認知症体験会を開催し、認知症への理解促進を図っています。

図表３－２－37　認知症サポーター養成の実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
サポーター養成数	2,211 人	1,967 人	3,000 人
うち小中高校生	865 人	979 人	1,000 人

図表３－２－38　認知症講演会の開催実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
開催数	1 回	2 回	1 回
参加者数	100 人	230 人	100 人

③本人とその家族への支援の充実

認知症の方とその家族等のピアサポートの場、専門職による相談の場、認知症の正しい理解の普及啓発と地域の方の交流の場として「オレンジカフェ以和貴」を実施しています。

開催場所も年々増加し参加者数も伸びてきているところであり、カフェの持つ「相談窓口・情報発信・地域交流の場」としての機能をそれぞれのカフェが果たしています。開催地区が都市部に集中していることから、今後は中山間地域での開催を推進する必要があります。

また、認知症の初期診断・早期対応の体制として、認知症の方や認知症の疑いがある方とその家族等を訪問し、初期段階における包括的・集中的支援を行い、適切な医療・介護につなげることを目的とした「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるような支援体制の構築を図るため、今後ともチームと地域の医療機関・介護機関とのより一層の連携構築に注力する必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、認知機能低下者については全体の約４割となっており、特に 80 歳以上になると５割を超えます。今後さらに、認知症の人が増える見込みとなっていることから、認知症対策は重要な課題として更なる強化・推進が必要となっています。

図表３－２－39　認知症初期集中支援チームの活動実績

区　別	H30 年度（2018）	R１年度（2019）	R２年度見込み（2020）
新規件数	22 件	18 件	25 件
延訪問数	76 件	106 件	147 件
会議開催数	21 回	21 回	30 回

図表３－２－40　「オレンジカフェ以和貴」の開催実績

地区	開催会場	H30 年度（2018）		R１年度（2019）		R２年度見込み（2020）	
		開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
平	イトーヨーカドー平店	12 回	87 名	10 回	77 名	12 回	92 名
	いつだれ kitchen	－	－	5 回	61 名	48 回	585 名
小名浜	サニーポート小名浜	12 回	87 名	11 回	126 名	12 回	138 名
	丸ほん	12 回	145 名	11 回	112 名	12 回	122 名
勿来	グループホームわいの家	3 回	59 名	11 回	190 名	12 回	207 名
	いきがい村	2 回	15 名	11 回	94 名	12 回	102 名
常磐	サンライフゆもと	12 回	127 名	11 回	120 名	12 回	130 名
内郷	ラウンジミュウ	12 回	194 名	11 回	196 名	12 回	213 名
好間	サンシャインよしま	－	－	6 回	34 名	12 回	68 名
四倉	喫茶レオ	13 回	132 名	10 回	59 名	12 回	70 名
合　計		78 回	846 名	97 回	1,069 名	156 回	1,727 名

図表３－２－41　認知機能低下者割合

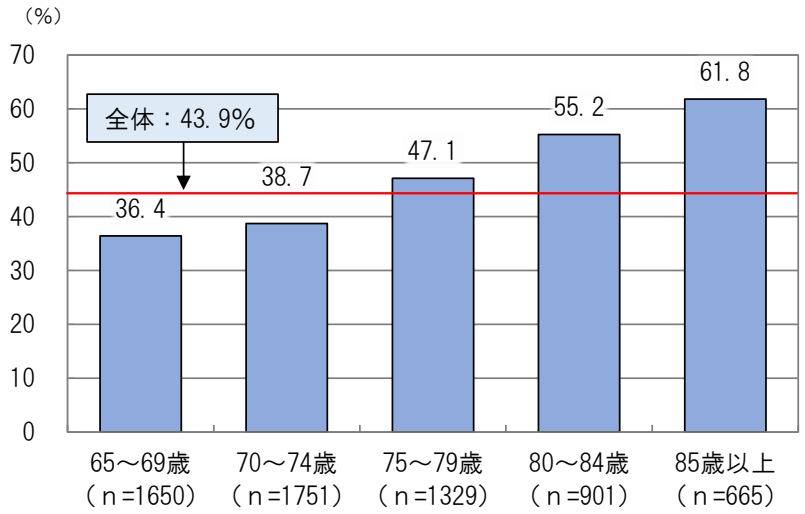

④本人とその家族の視点の重視

認知症の方とその家族の意見を認知症施策に反映する仕組みの構築を図るため、本人ミーティングの開催やオレンジカフェ以和貴等の事業を行っています。こうした取組みを通じて認知症の方とその家族の意見を伺い、認知症施策に反映できるよう努めていく必要があります。

3　各視点に基づく事業の評価

第８次計画期間における「８つの取組みの視点」各視点の事業達成状況は、それぞれ表のとおりとなっています。

①取組みの視点１：運営体制の充実と情報発信の強化

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	地域ケア会議等事業	○	○	○	地域別計画策定地区数	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区	13 地区
2	地域包括支援センター運営事業	○	○	○	総合相談対応延件数	4,323 件	4,323 件	4,323 件	5,084 件	4,075 件	4,323 件
3	市民に対する一次・二次医療体制の啓発【休日夜間急病診療所運営事業・病院群輪番制運営費補助金】	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
4	権利擁護支援事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
5	成年後見制度利用支援事業	○	○	○	成年後見市長申立ての件数	30 件	37 件	44 件	34 件	27 件	40 件
					後見人報酬助成件数	17 件	20 件	23 件	21 件	24 件	28 件
6	公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】	○	○	○	推進セミナー参加者数	120 人	120 人	120 人	89 人	104 人	－
7	自殺対策事業	○	○	○	自殺死亡率	令和８年度までに自殺死亡率を平成 27 年度と比べ 30%以上減少させる（14.8%）			17.8%	16.8%	未発表
8	精神保健福祉事業（心の健康づくり）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
9	消費者教育推進事業	○	○	○	出前講座実施回数	23 件	23 件	23 件	25 回	42 回	42 回
10	障害者相談支援事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
11	おや CoCo 支援・地域連携事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
12	つながる・いわき事業	○	○	○	ポータルサイト「igoku」年間ページビュー数	100,000 PV	100,000 PV	100,000 PV	71,990 PV	106,247 PV	140,000 PV

②取組みの視点２：安心して暮らせる住まい環境の整備

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	○	○		住宅入居率	95.0%	95.0%	95.0%	94.6%	89.2%	94.6%
2	高齢者住宅リフォーム給付事業		○	○	給付件数	106 件	106 件	106 件	107 件	105 件	131 件
3	高齢者住宅改造支援事業		○	○	検査件数	106 件	106 件	106 件	118 件	96 件	131 件
4	高齢者住宅リフォームに係る相談【住宅改修相談支援等事業】		○	○	相談件数	128 件	128 件	128 件	150 件	128 件	134 件
5	サービス付き高齢者向け住宅	○	○	○	登録件数	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件
6	養護老人ホームの運営【千寿荘事業・徳風園管理運営委託費】	○	○	○	措置人数（年間延）	2,040 人	2,040 人	2,040 人	1,848 人	1,846 人	2,040 人
7	老人保護措置	○	○		措置人数（年間延）	960 人	960 人	960 人	803 人	760 人	960 人
8	老人短期入所運営事業		○	○	措置人数（年間延）	12 人	12 人	12 人	0 人	0 人	12 人
9	民間社会福祉施設整備利子補助金	○	○	○	対象施設数	11 施設	8 施設	8 施設	11 施設	8 施設	8 施設
10	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			○	ショートステイ床からの転換	60 床	0 床	0 床	45 床	0 床	0 床
11	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）			○	整備床数	0 床	58 床	0 床	0 床	0 床	0 床
12	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）【認知症高齢者グループホーム建設費補助金】		○	○	整備床数	0 床	36 床	0 床	0 床	0 床	36 床
13	介護老人保健施設【介護老人保健施設整備事業】		○	○	介護療養型医療施設からの転換床数	整備予定なし			－	－	－
14	軽費老人ホーム【軽費老人ホーム事務費補助金】	○	○	○	施設数	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
15	合葬式墓地整備事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－

③取組みの視点３：地域で支える仕組みづくりの推進

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	住民支え合い活動づくり事業【あたらしい総合事業】	○			第３層協議体設置数	7 団体	7 団体	7 団体	7 団体	15 団体	7 団体
2	あんしん見守りネットワーク活動事業【地域介護予防活動支援事業】	○			高齢者見守り隊の結成数	5 団体	5 団体	5 団体	高齢者見守り隊の活動は、住民支え合い活動づくり事業の活動のひとつに含まれるため、H30年度以降、住民支え合い活動の設置数に含めている。		
3	配食サービス事業	○	○	○	延利用食数	155,357 食	157,093 食	158,983 食	172,181 食	185,809 食	200,100 食
4	老人日常生活用具給付事業	○	○	○	給付件数	39 件	39 件	39 件	34 件	41 件	37 件
5	訪問理美容サービス運営事業		○	○	延利用者数	278 人	278 人	278 人	247 人	267 人	279 人
6	寝具乾燥消毒サービス事業		○	○	延利用者数	52 人	52 人	52 人	51 人	63 人	72 人
7	緊急通報システム事業	○	○	○	設置件数	983 件	983 件	983 件	885 件	799 件	762 件
8	高齢者等救急医療情報キット配布事業	○	○	○	配布数	1,400 セット	1,400 セット	1,400 セット	1,200 セット	1,400 セット	400 セット
9	要介護老人介護手当			○	支給人数	674 人	674 人	674 人	534 人	519 人	565 人
10	家族介護用品給付事業			○	支給人数	182 人	182 人	182 人	133 人	160 人	172 人
11	中山間地域集落支援員推進事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
12	地域づくり活動支援事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
13	防犯まちづくり推進事業	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
14	避難行動要支援者避難支援事業	○	○	○	登録者数	8,500 人	8,500 人	8,500 人	7,513 人	7,068 人	8,900 人
15	学校･家庭･地域パートナーシップ推進事業	○			地域と連携した小・中学校の授業や行事等における地域協力者延人数	40,000 人	40,000 人	40,000 人	34,136 人	29,515 人	30,000 人
16	はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	○	○	○	協力団体数	73 団体	78 団体	83 団体	81 団体	82 団体	83 団体
17	地域共生社会まちづくりモデル事業	○	○	○	モデル事業数	2 事業	2 事業	－	1 事業	0 事業	－
18	共創型地域交通モデル事業	○	○	○	実施地域	2 地域	2 地域	2 地域	1 地域	2 地域	2 地域

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
19	いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動	○	○	○	「いわき見守りあんしんネット連絡会」登録団体数	5 団体	5 団体	5 団体	81 団体	82 団体	82 団体
20	障害者相談支援事業　※再掲	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－

④取組みの視点４：健康づくり・介護予防の推進

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	つどいの場創出事業	○	○	○	開催箇所数	428 か所	456 か所	480 か所	442 か所	443 か所	433 か所
					月２回以上開催する団体の割合	60.0%	65.0%	70.0%	52.8%	60.4%	65.0%
					参加者実人数	7,000 人	7,500 人	8,000 人	8,448 人	9,357 人	8,867 人
2	いわき市シルバーリハビリ体操事業【介護予防人材育成事業】	○	○	○	指導士養成数	128 人	128 人	128 人	52 人	50 人	35 人
3	介護予防意識の普及・啓発【介護予防普及啓発事業】	○	○		講演会及び相談会開催回数	90 回	90 回	90 回	86 回	97 回	73 回
					講演会及び相談会参加人数	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,137 人	1,221 人	915 人
4	敬老祝金の支給	○	○	○	支給率	100.0%	100.0%	100.0%	93.1%	94.3%	100.0%
5	健康診査・各種がん検診【健康診査事業】	○	○	○	各種健（検）診受診率	20.0%～30.0%	25.0%～35.0%	30.0%～40.0%	10.8%～25.5%	11.1%～25.6%	11.1%～25.6%
6	健康手帳の交付、活用の促進【健康診査事業】	○	○	○	交付冊数	1,000 冊	1,000 冊	1,000 冊	333 冊	304 冊	500 冊
7	健康教育【成人保健対策事業】				参加延人数	3,500 人	3,500 人	3,500 人	2,971 人	2,545 人	2,500 人
8	健康相談【成人保健対策事業】				参加延人数	800 人	800 人	800 人	766 人	734 人	600 人
9	健診結果説明会【成人保健対策事業】	○	○	○	開催回数	12 回	12 回	12 回	18 回	15 回	12 回
10	訪問指導【成人保健対策事業】				訪問指導延件数	250 件	300 件	300 件	799 件	380 件	300 件
11	予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－

事業名		状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
12	結核予防事業	○	○	○	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	5.6%	5.7%	5.8%	21.6%	20.5%	24.2%
13	いわき市健康推進員の育成、支援【健康推進事業】	○			健康推進員育成数	137 人	137 人	137 人	129 人	126 人	123 人
14	「健康いわき 21」の推進【健康いわき 21 計画推進事業】	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
15	いわき市保健委員会の育成、支援【いわき市保健委員会連合会運営費補助金】	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
16	食育推進事業	○	○	○	委員会開催回数	3 回	2 回	2 回	3 回	2 回	2 回
17	健康・栄養推進事業	○	○	○	研修会実施回数	3 回	3 回	3 回	3 回	2 回	2 回
18	訪問口腔・訪問栄養指導【口腔・栄養ケア推進事業】	○	○	○	訪問口腔・訪問栄養指導延件数	180 件	180 件	180 件	208 件	58 件	180 件
19	三和ふれあい館の活用【三和ふれあい館運営事業】	○	○	○	年間延利用者数	23,600 人	23,600 人	23,600 人	24,846 人	21,177 人	13,700 人
20	老人福祉センター、老人憩いの家の活用【老人福祉センター等施設整備事業】	○	○	○	年間延利用者数	40,500 人	40,500 人	40,500 人	36,534 人	30,535 人	12,700 人
21	介護予防・生活支援サービス事業【あたらしい総合事業】		○		生活援助サービス事業所数	40 事業所	50 事業所	60 事業所	26 事業所	25 事業所	27 事業所
					通所型短期集中予防サービス事業所数	15 事業所	20 事業所	25 事業所	1 事業所	3 事業所	5 事業所
22	介護予防ケアマネジメント支援会議【あたらしい総合事業】		○		要介護度の改善率	対象者数の 20.0%	対象者数の 20.0%	対象者数の 20.0%	対象者数の 11.8%	対象者数の 3.6%	対象者数の 10.0%

⑤取組みの視点５：生きがいづくりと社会参加の促進

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	いきいきシニアボランティアポイント事業【地域生活支援推進事業】	○	○	○	登録者数	1,000 人	1,400 人	2,000 人	799 人	870 人	900 人
2	つどいの場創出事業　※再掲	○	○	○	参加者実人数	7,000 人	7,500 人	8,000 人	8,448 人	9,357 人	8,867 人
3	シルバー人材センターの活動支援【シルバー人材センター運営費補助金】	○			延就業人数	92,217 人	92,217 人	92,217 人	85,948 人	83,726 人	83,726 人
4	シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催【輝く年輪パワー発表会開催事業】	○			作品の出品数	839 点	839 点	839 点	430 点	406 点	382 点
					参加者数	541 人	541 人	541 人	200 人	195 人	249 人
					入場者数	1,430 人	1,430 人	1,430 人	484 人	448 人	430 人
5	老人クラブの育成・支援【老人クラブ連合会補助金・老人クラブ活動費補助金】	○			老人クラブ数	130 ｸﾗﾌﾞ	130 ｸﾗﾌﾞ	130 ｸﾗﾌﾞ	130 ｸﾗﾌﾞ	96 ｸﾗﾌﾞ	92 ｸﾗﾌﾞ
					会員数	5,477 人	5,477 人	5,477 人	5,477 人	4,049 人	3,855 人
6	世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施【シルバーにこにこふれあい基金事業費補助金】	○			参加人数	1,998 人	1,998 人	1,998 人	1,506 人	1,317 人	286 人
7	シルバーピアードの開催【シルバーにこにこふれあい基金事業費補助金】	○			参加人数	1,000 人	1,000 人	1,000 人	632 人	開催中止	開催中止
8	シルバーレクリエーションの推進【シルバーにこにこふれあい基金事業費補助金】	○			補助件数	3 件	3 件	3 件	0 件	1 件	3 件
9	公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催【教育活動推進事業】	○			学級・講座数	54 講座	54 講座	54 講座	40 講座	40 講座	29 講座
					参加人数	1,900 人	1,900 人	1,900 人	1,345 人	1,255 人	607 人
10	生涯スポーツの普及事業	○	○		スポーツ教室等参加者数	6,300 人	6,400 人	6,600 人	5,457 人	1,341 人	1,000 人
11	地区敬老会の開催【敬老事業】	○	○	○	入場者数	3,800 人	3,800 人	3,800 人	3,690 人	2,975 人	開催中止
12	市民公益活動促進事業	○			ＮＰＯ法人新規認証数	5 件	5 件	5 件	4 件	6 件	7 件
13	ファミリー・サポート・センター事業	○			活動件数	4,206 件	4,587 件	5,011 件	2,802 件	2,454 件	2,683 件

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
14	放課後児童健全育成事業	○			実施か所数	66 か所	67 か所	67 か所	65 か所	68 か所	72 か所
15	高齢者等肉用雌牛貸付事業	○			貸付頭数	9 頭	9 頭	9 頭	1 頭	4 頭	0 頭
16	子育て支援員研修事業	○			研修受講者数	80 人	95 人	110 人	68 人	39 人	50 人
17	あんしん見守りネットワーク活動事業【地域介護予防活動支援事業】※再掲	○			高齢者見守り隊の結成数	5 団体	5 団体	5 団体	高齢者見守り隊の活動は、住民支え合い活動づくり事業の活動のひとつに含まれるため、H30年度以降、住民支え合い活動の設置数に含めている。		
18	防犯まちづくり推進事業　※再掲	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
19	学校･家庭･地域パートナーシップ推進事業　※再掲	○			地域と連携した小・中学校の授業や行事等における地域協力者延人数	40,000 人	40,000 人	40,000 人	34,136 人	29,515 人	30,000 人
20	いわき市シルバーリハビリ体操事業【介護予防人材育成事業】　※再掲	○	○	○	指導士養成数	128 人	128 人	128 人	52 人	50 人	35 人
21	三和ふれあい館の活用【三和ふれあい館運営事業】　※再掲	○	○	○	年間延利用者数	23,600 人	23,600 人	23,600 人	24,846 人	21,177 人	13,700 人
22	老人福祉センター、老人憩いの家の活用【老人福祉センター等施設整備事業】　※再掲	○	○	○	年間延利用者数	40,500 人	40,500 人	40,500 人	36,534 人	30,535 人	12,700 人

⑥取組みの視点６：介護人材の確保・育成と介護サービスの充実

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	福祉介護人材定着支援事業		○	○	受講者数	100 人	100 人	100 人	118 人	11 人	100 人
2	介護人材育成事業		○	○	－	－	－	－	－	－	－
3	介護給付等費用適正化事業		○	○	給付請求等の点検件数	30,000 件	30,000 件	30,000 件	13,419 件	3,953 件	15,816 件
4	資格取得の支援【ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業】		○	○	事業対象者の養成機関卒業時就職率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

事業名		状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
5	高校生就職支援事業		○	○	参加生徒延人数（全業種）	3,000 人	3,000 人	3,000 人	2,956 人	2,496 人	3,107 人
6	介護相談員派遣事業		○	○	派遣事業所数	57 事業所	57 事業所	57 事業所	49 事業所	46 事業所	未実施
7	介護予防・生活支援サービス事業【あたらしい総合事業】　※再掲		○		生活援助サービス事業所数	40 事業所	50 事業所	60 事業所	26 事業所	25 事業所	27 事業所
					通所型短期集中予防サービス事業所数	15 事業所	20 事業所	25 事業所	1 事業所	3 事業所	5 事業所

⑦取組みの視点７：医療と介護の連携強化

事業名		状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	いわき医療圏退院調整ルール【在宅医療・介護連携推進事業】		○	○	退院調整率（退院時に病院からケアマネジャーに連絡があった割合）	70%	75%	80%	72%	68%	79%
2	在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）【在宅医療・介護連携推進事業】	○	○	○	受講者数	120 人	120 人	120 人	107 人	60 人	開催中止
3	認知症多職種協働研修会【認知症ケア総合支援事業】	○	○	○	開催回数	2 回	2 回	2 回	1 回	1 回	1 回
					参加人数	150 人	150 人	150 人	50 人	50 人	50 人
4	在宅医療出前講座（共催事業）【在宅医療・介護連携推進事業】	○	○	○	開催地区	7 地区	7 地区	7 地区	6 地区	5 地区	1 地区
					参加者数	300 人	300 人	300 人	305 人	176 人	20 人
5	認知症初期集中支援チーム【認知症ケア総合支援事業】	○	○	○	対応件数	15 件	20 件	25 件	22 件	18 件	12 件
6	認知症地域支援推進員の配置【認知症ケア総合支援事業】	○	○	○	配置人数	8 人	9 人	9 人	6 人	8 人	6 人

⑧取組みの視点８：認知症対策の推進

	事業名	状態像			成果指標（目標値）	第８次目標値			実績値		
		元気	要支援	要介護		H30（2018）	R１（2019）	R２（2020）	H30（2018）	R１（2019）	R２見込み（2020）
1	認知症初期集中支援チーム【認知症ケア総合支援事業】※再掲	○	○	○	対応件数	15 件	20 件	25 件	22 件	18 件	12 件
2	認知症サポーター養成講座【認知症ケア総合支援事業】	○			認知症サポーター養成数	3,000 人	3,000 人	3,000 人	2,211 人	1,967 人	1,000 人
3	認知症カフェ事業【認知症ケア総合支援事業】	○	○	○	開催箇所数	11 か所	13 か所	14 か所	8 か所	10 か所	10 か所
					開催回数	132 回	156 回	168 回	78 回	96 回	83 回
4	認知症地域支援推進員の配置【認知症ケア総合支援事業】※再掲	○	○	○	配置人数	8 人	9 人	9 人	6 人	8 人	6 人
5	はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業　※再掲	○	○	○	協力団体数	73 団体	78 団体	83 団体	81 団体	82 団体	83 団体
6	徘徊高齢者家族支援サービス事業【認知症ケア総合支援事業】	○	○	○	利用件数	5 件	5 件	5 件	1 件	0 件	1 件
7	消費者被害防止事業	○	○	○	出前講座実施回数	35 回	35 回	35 回	7 回	23 回	15 回
8	認知症多職種協働研修会【認知症ケア総合支援事業】※再掲	○	○	○	開催回数	2 回	2 回	2 回	1 回	1 回	1 回
					参加人数	150 人	150 人	150 人	50 人	50 人	50 人
9	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）【認知症高齢者グループホーム建設費補助金】※再掲		○	○	整備床数	0 床	36 床	0 床	0 床	0 床	36 床

4　地域別の取組み

保険者には、各地域の実態と課題の把握・分析を行ったうえで目標・計画を作成し、これに基づいて自立支援や介護予防に向けた取組みを推進すること、また、これらの取組みを評価し、計画について必要な見直しを行い、保険者機能を強化していくことが求められています。

本市は広域都市であることから、市内全域で実施される取組みを進める以外に、地域の特性に応じた対応や、特定の課題について重点的な取組みが求められる事項もあります。

ゆえに、現在、７つの地区保健福祉センターが主催する「中地域ケア会議」（P17 参照）において、中地域（＝行政区）内の地域課題の抽出・解決策の検討、社会資源情報の集約及び共有、並びに関係機関のネットワーク構築を行ってきました。

本計画では、これら７つの中地域ケア会議ごとに、市内 13 地区それぞれの概要と取組みの状況をまとめました。

【平地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

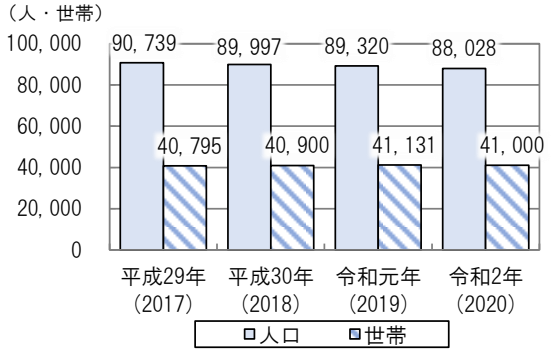

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

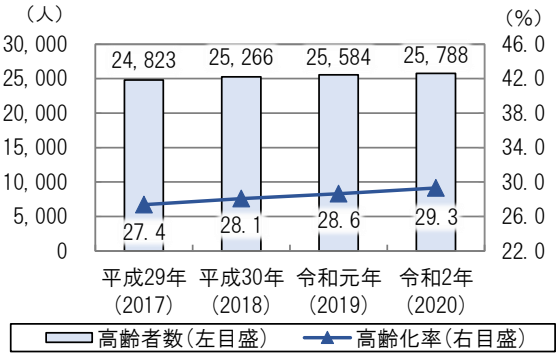

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

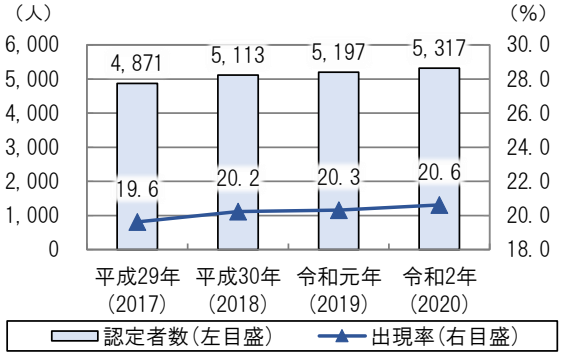

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○日常的な介護予防や地域活動の拠点となる「つどいの場」の拡大

- つどいの場創出事業展開の一環として、地域の集会所や公民館でシルバーリハビリ体操教室を実施しました。
- 「つどいの場」では、薬剤師、栄養士などの専門職が講座を開催しました。

○住民支え合い活動の促進

- 住民支え合い事業の展開（ゴミ出し協力、スーパーマーケットや移動販売車に関する情報提供）を行っています。
- 認知症サポーター養成講座の開催（全世代対象）、男性介護者のつどい、料理教室、地域見守り隊の結成を行っています。

○専門職との連携により住民主体の福祉活動等と協働できる仕組みづくり

- 医師会主催の「出前講座」を開催し、介護予防やかかりつけ医の必要性を周知しました。
- 市民啓発のため、平地区多職種連携の会とともに「家で暮らしたい」をテーマに劇や徘徊模擬訓練等を実施しました。

○評価

- 地域における様々な状況の把握に努めるとともに、多職種間で情報共有を進めることができました。
- 今後は、個別ケースの課題に対する解決に向けての検討を積み重ねることにより、平地区全体の課題の集約に努め、かつ、中地域ケア会議での方向統一を進めます。具体的には、解決困難な事例を地域ケア会議（小地域・中地域・全体会議）で検証することによって、解決の方向へつなげます。

【地区の抱えている課題】

- 「つどいの場」などを自主運営できるよう、現在活動している団体（集団）へ持ちかけていきます。
- 地域での見守り強化及び、困難ケースを専門職につなぐための支え合いの仕組みづくりが課題です。

【小名浜地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

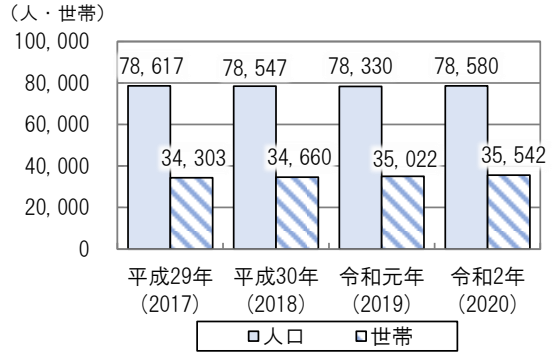

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

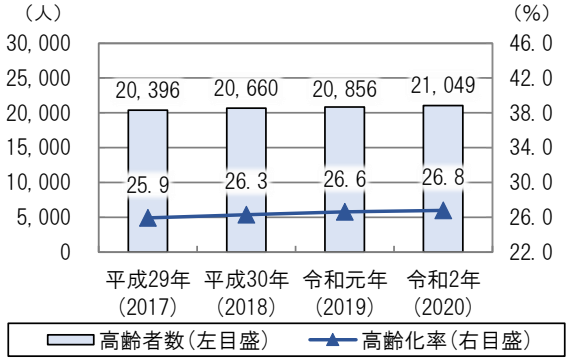

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

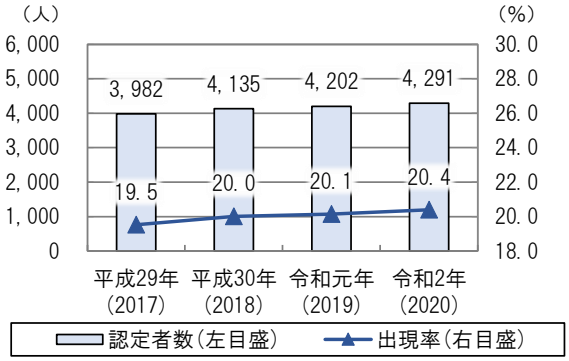

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○認知症に関すること

1）小名浜地区認知症在宅ケア講演会の開催

・認知症や徘徊高齢者に関する相談が増加していることから、認知症の方々やその家族が、認知症というものを正しく理解して「誰でも安心して生活できるまちづくり」を実現することを目標に、平成 26 年から、小名浜地区の医療・福祉・介護の関係機関が協働して認知症に対する啓蒙・啓発活動に取り組んでいます。（令和元年度は 11 月 16 日に開催。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響から中止。）

2）認知症徘徊模擬訓練の実施

・認知症を正しく理解して地域住民同士で支え合うことにより、認知症の方でもできるかぎり自宅で暮らし続けることのできる地域づくりを目指して、泉町地区においては、平成 28 年度に「認知症声かけ・捜索訓練」を地域住民と協力して実施し、令和元年度からは住民主体により、当該訓練を年１回継続して実施しています。

3）認知症対策部会の設置

・いわき市小名浜地区中地域ケア会議運営要綱第４条の規定に基づき、高齢者の認知症に関する地域での諸問題について専門的に検討するとともに、地域の中で啓発活動を企画・実施する部会として平成 29 年２月 15 日より設置しています。平成 31 年２月 19 日に実施した「専門職の学びの場」では、ケアマネ、施設職員等 55 名の参加があり、その中で行ったアンケートでは、47 名から好評価を得ました。

○地域づくりに係ること

・地域住民同士の関係性が希薄化し、特に高齢者が地域から孤立しやすい環境になっている中、生活意欲が減退し活動量が減少すると、廃用症候群になり要介護状態になってしまいます。これらのことから、高齢者が自宅から徒歩圏内で通える集会所や公民館などで、介護予防教室（シルバー体操教室など）である「つどいの場」を小名浜各地で実施しており、住民同士の交流の場や介護予防の推進をしています。なお、地域関係者の協力を得て、「つどいの場」がない地域に新規に立ち上げを行っていったことで、現在は約 75 か所で「つどいの場」が開催されています。

○多職種・他機関との連携に関すること

・多くの問題を抱えていたり、複雑な家族関係にある方への支援においては、担当者が個々に課題を抱え込んでしまうことがあります。支援にあたる関係者それぞれが情報を共有して協働することにより、より良い支援につながっていくと考えられることから、「小名浜地域包括ケアシステムを構築するための多職種連携のつどい」を平成 26 年から開催し、医療・介護・障がいの各関係機関が出席し、事例検討会や顔の見える交流を実施しています。

【地区の抱えている課題】

・医療未受診者支援について、医療・福祉・介護が一体的に課題解決に取り組むことが必要です。
・認知症への理解を早期に行うことが必要です。
・本人の意思に基づいて老後を迎えることができる地域（終活活動）づくりが必要です。
・身寄りのない方のための居住地の選択肢を拡大することが必要です。
・地域で介護予防教室を開催した後の継続的な支援が必要です。

【勿来地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

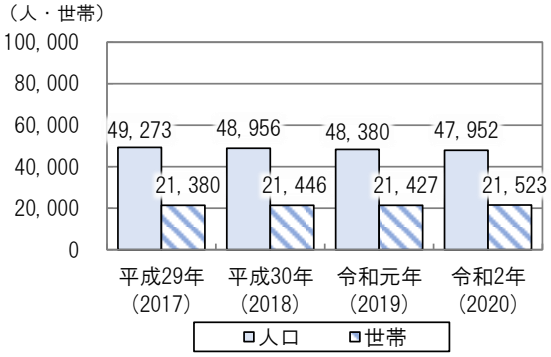

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

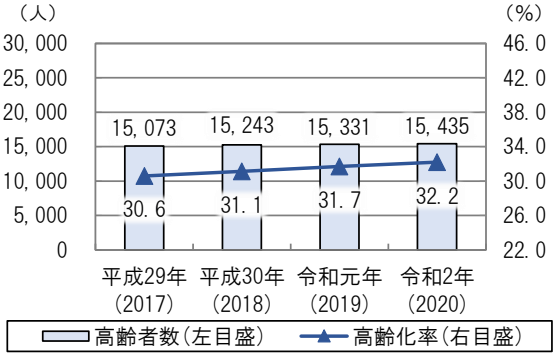

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

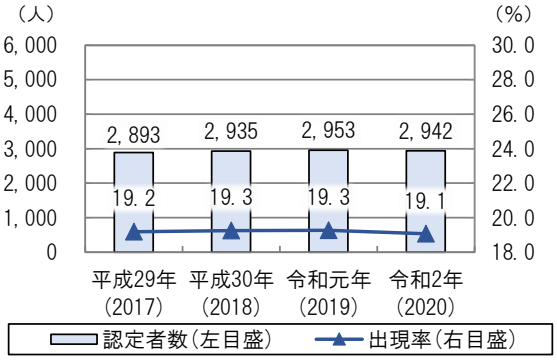

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○イベントの開催

・高齢者の外出機会を増やすこと及び地域住民に医療・介護・健康について関心を持ってもらうことを目的として、集客型イベント（医療・介護・健康フェア）を開催し、啓発活動として一定の効果が得られました。イベントがスタートした平成 28 年当時と比較すると、現在は各地で「つどいの場」などが定期的に開催され、健康意識の高い高齢者が集まり、介護予防や福祉について学べる環境が整備されてきたため、今後は次の介護の担い手となる若い世代を巻き込んだ啓蒙・啓発活動について中地域ケア会議で協議を進めていきます。

○認知症カフェの立ち上げ

・認知症高齢者に対する支援として、認知症カフェの立ち上げにより地域住民に情報の発信を図ることができました。

【地区の抱えている課題】

・公共交通機関の利便性が低く、自家用車を持たない高齢者が買い物や通院に不便を感じていますが、代替となる移動手段がないことから、運転に不安があっても運転免許証の返納ができない現状があるため、今後、移動制約者の移動手段の課題解決について取り組んでいくことが必要です。
・未婚の場合や実子のいない夫婦の場合、子が障がい者である場合など、緊急連絡先や身元引受人等になれる身寄りが一人もいないという事例が増えているため、地域で暮らす一人ひとりの権利擁護と見守り体制の充実を図るとともに相談・支援を行います。また、成年後見制度等についての普及・啓発と制度の手続きに関する支援を行います。
・今後の介護の担い手となる若い世代へのアプローチが必要となっていくことから、若年層に向けた介護予防や福祉の理解の推進を図ります。

【田人地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

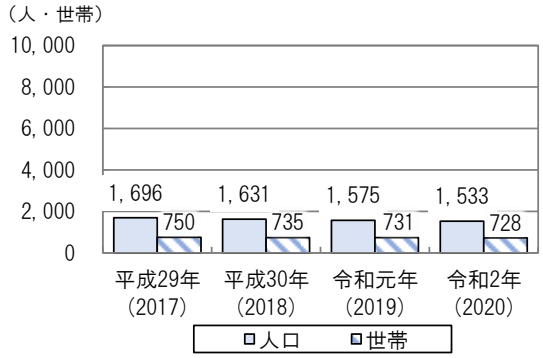

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

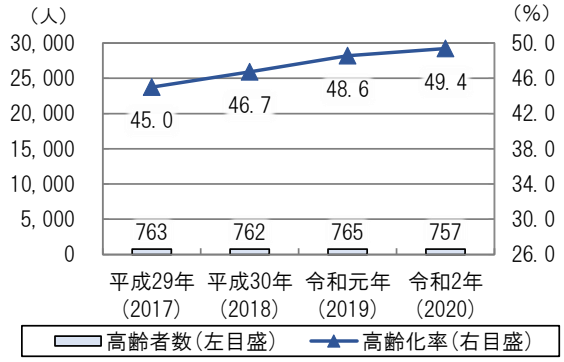

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

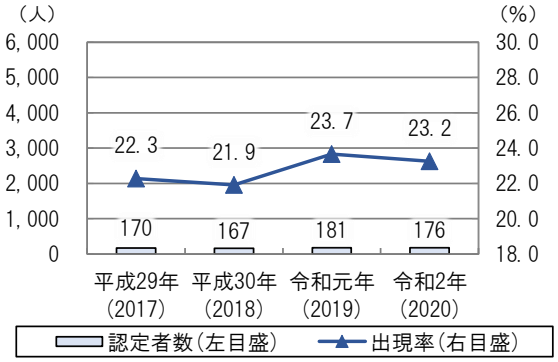

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○イベントの開催

・高齢者の外出機会を増やすこと及び地域住民に医療・介護・健康について関心を持ってもらうことを目的として集客型イベント（講演会）を開催し、啓発活動として一定の効果が得られました。現在は「つどいの場」や高齢者サロンが定期的に開催されるなど、高齢者の外出機会は増えたと思われます。

○住民ボランティア輸送の運行開始

・中地域ケア会議での検討がきっかけのひとつとなり、地元住民組織が主体となる住民ボランティア輸送の運行を開始しました。１回の利用定員や運行本数に限りがあるものの、１月あたりの利用実績が約 50 人と安定的に推移しており、着実に成果を上げています。

【地区の抱えている課題】

・中山間部であるため介護サービスが行き届かない空白地があることで、サービスの利用が困難となっているため、公的サービスでは賄えない、制度の谷間にいる人のニーズを分析し、必要な支援を検討します。
・配食サービスを提供できる事業所（市の事業、自費サービスともに）がなく、食の確保が困難となっているため、地域に既存する飲食店を活用するなど配食サービスの提供範囲が広がるよう継続的な支援が必要です。
・高齢化が急激に進行し、福祉に関するニーズが高まっているため、地域を支えるための新たな体制づくりや相談機能の充実化を図ることが必要です。

【常磐地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

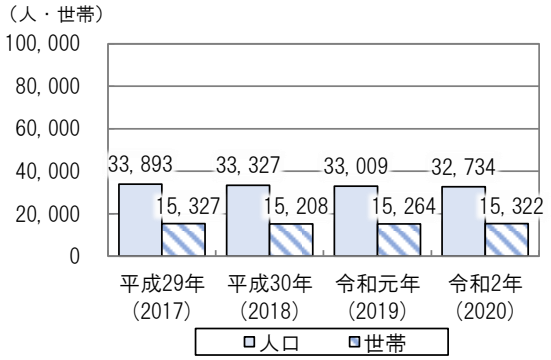

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

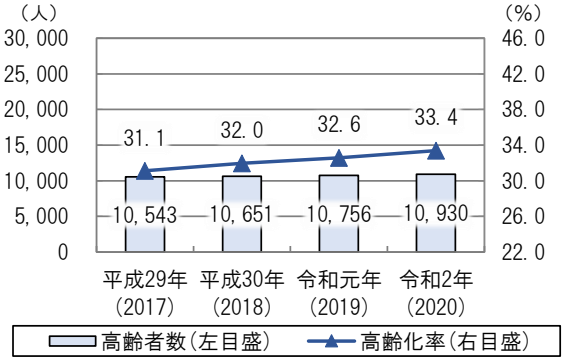

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

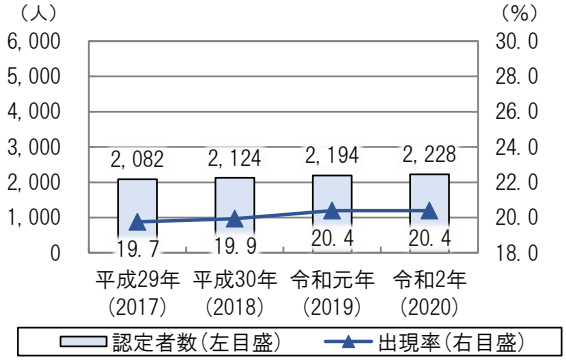

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○つどいの情報交換会と地域リーダー育成研修会の開催

・「つどいの場」の「活性化」、「担い手の育成」、「創出」に向けた取組みを進め、「つどいの場」の情報交換会を実施し、その後、関係者で支援のあり方について協議し、中地域ケア会議と社会福祉協議会で役割分担を行いました。中地域ケア会議においては、つどいの場創出モデル事業として、西郷町の「コミュニティ食堂」の立ち上げに参画し、また、「常磐・遠野いきいき健康塾」の参加者から「つどいの場」の担い手の候補者を発掘する取組みを実施し、目標の７割程度達成したものと評価しています。

○認知症高齢者が安心して生活できる地域づくり

・認知症に関する取組みを「わかる」、「見つける」、「支える」の３つのステップで段階的に行いました。中地域ケア会議においては、認知症に関する理解を深める事業（わかる）として、西郷町の「いごくＢＯＸ」を立ち上げ、地域における認知症の知識の習得の場の創出に取り組みました。また、令和元年度以降、認知症高齢者を早期発見できる仕組みづくり（見つける）取組みとして、「認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練」の実施を予定していましたが、災害及び新型コロナウイルス感染症の影響により未実施と
なったこともあり、目標の５割程度達成したものと評価しています。

○「常磐・遠野いきいき健康塾」の開催

・常磐・遠野地区の居住者を対象に、医師をはじめとする各種専門職の協力のもと、温泉や地元食材等の地域資源を活用し、健康増進のための講義や実技を総合的に実施することで、常磐・遠野地域における介護予防の増進や地域包括ケアの推進に寄与することを目的として、平成 29 年度から通年開催しています。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未開催となりましたが、地域包括ケアシステムの構築に向けた中地域ケア会議の一活動として機能しているものと評価しています。

○①介護技術講習会、在宅医療出前講座、認知症勉強会の開催　②いわき安心ノート（エンディングノート）の普及・啓発　③医療と介護の連携促進部会実務者協議会の開催

・①については、各講座、概ね年１回開催していましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、現在のところ開催を見合わせている状態です。②については、「常磐・遠野いきいき健康塾」及び関係機関が実施する事業に合わせて普及・啓発に努めてきましたが、現段階での取組みは不十分となっています。③については、年数回、定期開催することができ、多職種連携が図られています。①～③については、目標の７割程度達成したものと評価しています。

【地区の抱えている課題】

○「つどいの場」におけるリーダーの育成

・「つどいの場」への参加希望者はいるものの、中心となる人の高齢化により、リーダー、サポーターの育成が課題となっていることから、各サロンの代表者との意見交換の場や、地域のリーダーを育成するプログラムの創出を図ります。また、地域住民に活動を理解してもらうことで協力者をつどい、担い手の育成を図ります。

○介護や認知症に関する理解度の不足

・介護や認知症について学ぶ機会が少なく、どうしたら良いか分からないとの意見が聞かれ、また、認知症高齢者と知らずに接してトラブルになるケースがあることから、認知症に関する情報発信を工夫し、講演会などに参加しやすい環境整備を図ります。また、若い世代及び介護する世代の認知症に関する理解を深める取組みを行い、認知症高齢者を早期発見できる仕組みづくりを目指します。

○在宅看取りの体制づくり

・在宅看取りに関する意識の醸成が必要となっていることから、「つどいの場」や「常磐・遠野いきいき健康塾」におけるエンディングノートの普及・啓発の取組みを継続します。また、高齢者のみ世帯、身寄りのない方の意思決定支援において、訪問診療、訪問看護、介護事業所などの多職種連携及びルールづくりを目指します。

○在宅・施設・病院の連携強化

・医師、薬剤師、ケアマネジャーの連携が不十分な状況にあるほか、退院時の連携について関係者で協議していく必要があることから、今後も多職種で組織する医療と介護の連携促進部会実務者協議会を開催し、多職種連携の更なる強化を図ります。

【遠野地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

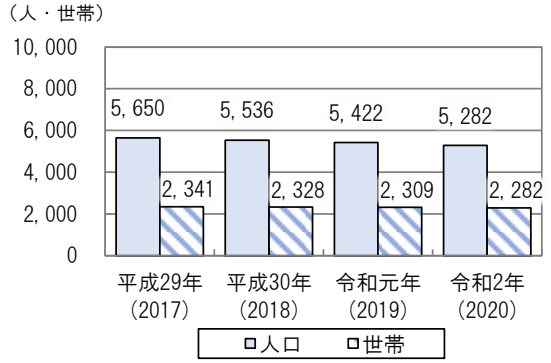

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

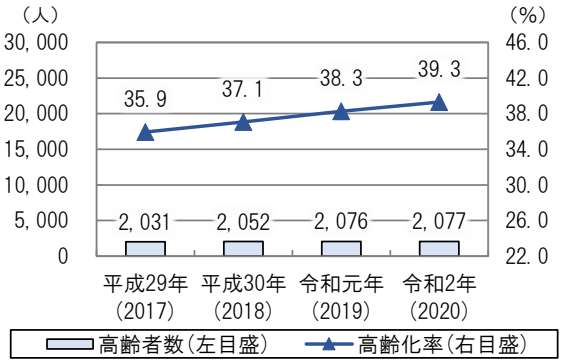

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

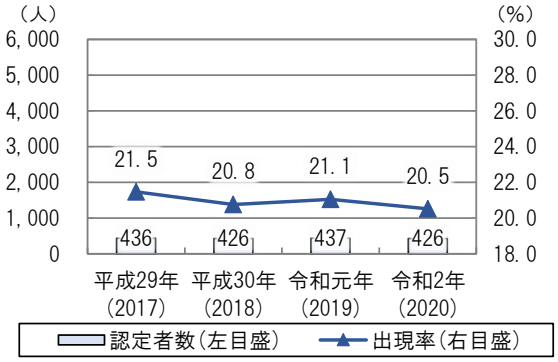

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○つどいの情報交換会と地域リーダー育成研修会の開催

・「つどいの場」の「活性化」、「担い手の育成」、「創出」に向けた取組みを進め、「つどいの場」の情報交換会を実施し、その後、関係者で支援のあり方について協議し、中地域ケア会議と社会福祉協議会で役割分担を行いました。中地域ケア会議においては、つどいの場創出モデル事業として、上遠野小学校において「とおの山学校」を実施し、また、「常磐・遠野いきいき健康塾」の参加者から「つどいの場」の担い手の候補者を発掘する取組みを実施し、目標の７割程度達成したものと評価しています。

○認知症高齢者が安心して生活できる地域づくり

・認知症に関する取組みを「わかる」、「見つける」、「支える」の３つのステップで段階的に行いました。中地域ケア会議においては、地区の行政・教育機関において認知症に関する講座を開催する等、地域における認知症に関する知識の習得の場の創出に取り組みました。また、認知症高齢者を早期発見できる仕組みづくり（見つける）取組みとして、「認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練」の実施を検討し、目標の５割程度達成したものと評価しています。

○「常磐・遠野いきいき健康塾」の開催

・常磐・遠野地区の居住者を対象に、医師をはじめとする各種専門職の協力のもと、温泉や地元食材等の地域資源を活用し、健康増進のための講義や実技を総合的に実施することで、常磐・遠野地域における介護予防の増進や地域包括ケアの推進に寄与することを目的として、平成 29 年度から通年開催しています。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未開催となりましたが、地域包括ケアシステムの構築に向けた中地域ケア会議の一活動として機能しているものと評価しています。

○①介護技術講習会、在宅医療出前講座、認知症勉強会の開催　②いわき安心ノート（エンディングノート）の普及・啓発　③医療と介護の連携促進部会実務者協議会の開催

・①については、各講座、概ね年１回開催していましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、現在のところ開催を見合わせている状態です。②については、「常磐・遠野いきいき健康塾」及び関係機関が実施する事業に合わせて普及・啓発に努めてきましたが、現段階での取組みは不十分となっています。③については、年数回、定期開催することができ、多職種連携が図られています。①～③については、目標の７割程度達成したものと評価しています。

【地区の抱えている課題】

○「つどいの場」や地域団体について

・サロンや体操教室等においては、新たな参加者が少なく固定化しており、また、老人会や婦人会等の地域団体においては、高齢化が進み新規加入者も少ないため解散する団体も少なくない状況です。また、「つどいの場」が近くにない、移動手段がなくサロンに参加できない等の意見があることから、引き続き、多世代交流を目的とした事業を実施し、担い手の育成を図ります。また、「つどいの場」の開催場所・交通手段について、社会福祉法人など関係機関との協力の余地について検討していきます。

○介護や認知症に関する理解度の不足

・介護や認知症について学ぶ機会が少なく、どうしたら良いか分からないとの意見が聞かれ、また、認知症高齢者と知らずに接してトラブルになるケースがあることから、認知症に関する情報発信を工夫し、講演会などに参加しやすい環境整備を図ります。また、若い世代及び、介護する世代の認知症に関する理解を深める取組みを行い、認知症高齢者を早期発見できる仕組みづくりを目指します。

○介護のサービス提供体制の不足

・中山間部のため利用できるサービス量・種類に制限があり、選択肢が少ない状況となっていることから、利用者のニーズの把握及びケアマネジャーと連携のうえ、他地区事業所の活用など、選択肢の幅を広げ、途切れなく介護サービスを受けることが可能な提供体制の維持を図ります。

○在宅医療の提供体制について

・訪問診療が可能な医師が少ない状況となっているほか、看取りに関する周知が不足していることから、他地区も含めた訪問診療、訪問看護、介護事業所との連携強化を図ります。また、「つどいの場」や「常磐・遠野いきいき健康塾」におけるエンディングノートの普及・啓発の取組みを継続していきます。

○在宅・施設・病院の連携強化

・医師、薬剤師、ケアマネジャーの連携が不十分な状況にあるほか、退院時の連携について関係者で協議していく必要があることから、今後も多職種で組織する医療と介護の連携促進部会実務者協議会を開催し、多職種連携の更なる強化を図ります。

【内郷地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

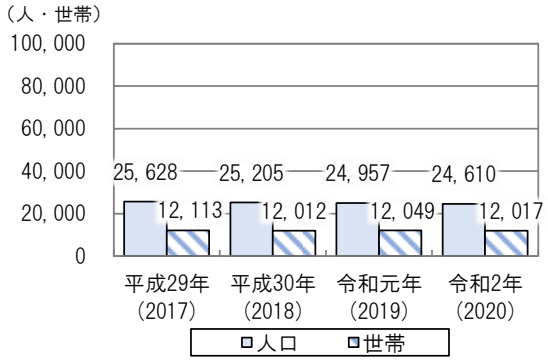

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

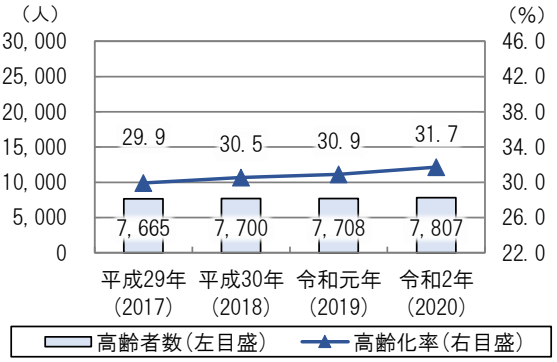

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

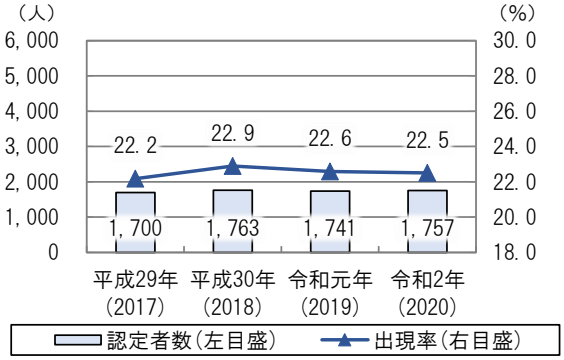

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○「介護塾」の開催

・平成 29 年度から開催してきた高齢者の学びの場である介護塾の講座メニューを、それまでの５つ（終活・栄養・薬・介護予防・認知症）から新たに３つ（在宅看取り・減塩と血圧・運動）増やし、内容の充実を図りました。（平成 30 年度は、綴・御厩地区等で、計 11 回開催。令和元年度は高坂・宮地区等で、計５回開催。）

○「終活講座」の開催

・本人の意思を尊重できる地域づくりを目指し、平成 30 年度より開講しました。もしものときに備え、自分らしい人生を送るために役立てられるようエンディングノートの普及啓発を図っています。平成 30 年度は、計２回開催しました。

○「認知症ケアパス」の作成

・地区版の認知症ケアパス（認知症予防の取組みや相談先一覧等）を作成し、地域の医療機関や郵便局、スーパー等に配布し、地域に向けて相談窓口等の周知を図りました。

○「認知症地域相談窓口」の開設

・平成 30 年度より地区内の介護保険事業所や調剤薬局に 26 か所開設しました。窓口職員に向けて、対応能力や知見の向上を目的として研修を実施し、相談から支援機関につなぐ役割を担うなど、認知症介護や物忘れなどの相談に応えています。

【地区の抱えている課題】

・介護認定を受ける方の割合が、市の平均と比較して高く、特に軽度者の割合が高くなっています。介護予防を推進し、重度化を未然に防ぐ取組みが必要です。
・高齢者のみ世帯の増加により、見守りや日常の支え合い等の生活支援を充実させることが必要です。
・認知症高齢者の増加により、地域で介護を支える仕組みや意思決定支援の基盤づくりを推進していきます。

【好間地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

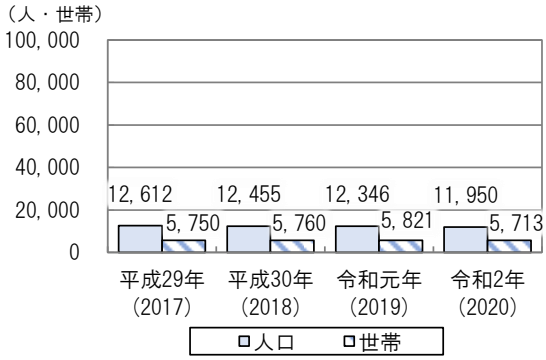

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

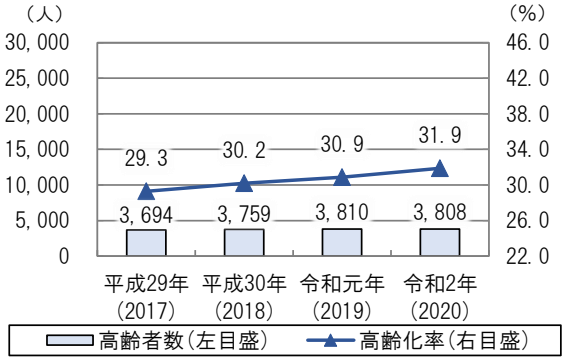

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

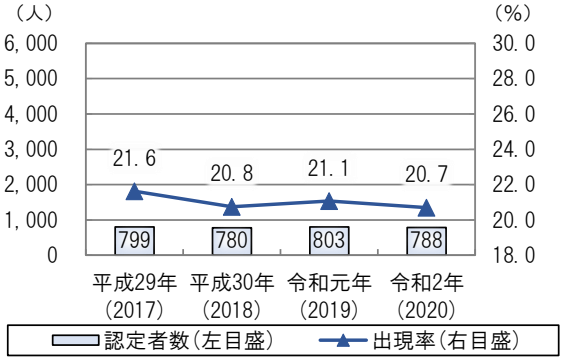

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○「介護塾」の開催

・平成 29 年度から開催してきた高齢者の学びの場である介護塾の講座メニューを、それまでの５つ（終活・栄養・薬・介護予防・認知症）から、新たに３つ（在宅看取り・減塩と血圧・運動）増やし、内容の充実を図りました。（平成 30 年度は中好間地区で計２回、令和元年度は北好間地区・中好間地区で計２回開催。）

○「終活講座」の開催

・本人の意思を尊重できる地域づくりを目指し、平成 30 年度より開講しました。もしものときに備え、自分らしい人生を送るために役立てられるようエンディングノートの普及啓発を図っています。

○「認知症ケアパス」の作成

・地区版の認知症ケアパス（認知症予防の取組みや相談先一覧等）を作成し、地域の医療機関や郵便局、スーパー等に配布、地域に向けて相談窓口等の周知を図りました。

○「認知症地域相談窓口」の開設

・平成 30 年度より地区内の介護保険事業所や調剤薬局に５か所開設しました。窓口職員に向けて、対応能力や知見の向上を目的として研修を実施し、相談から支援機関につなぐ役割を担うなど、認知症介護や物忘れなどの相談に応えています。

【地区の抱えている課題】

・市街地と中山間地区で地区特性が異なり、中山間地区では通院や買い物などの利便性が低く、住民相互のコミュニティの希薄化もみられるため、地域コミュニティの活性化や生活支援の充実が必要です。
・単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加により、見守りや日常の支え合いなど、地域の高齢者を支えるネットワーク体制の強化・促進が必要です。

・認知症高齢者の増加により、地域で介護を支える仕組みや意思決定支援の基盤づくりを推進していきます。
・在宅看取りの意識醸成や、看取りのための医療介護等の体制整備が必要です。
・大雨等による浸水被害を受けやすく、水害リスクが高い地域となっています。要介護高齢者等が、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、地域関係者やケアマネジャー等専門職と連携しながら、災害時の個別支援計画の策定を進めるなど、避難支援体制の整備を図っていきます。

【三和地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

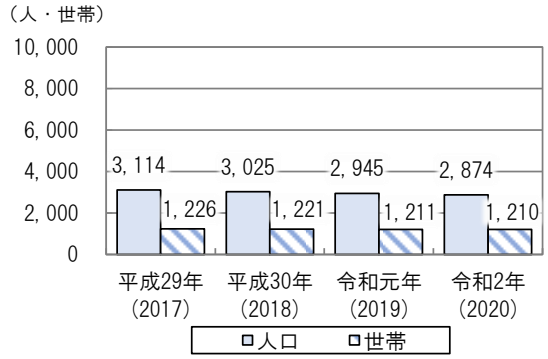

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

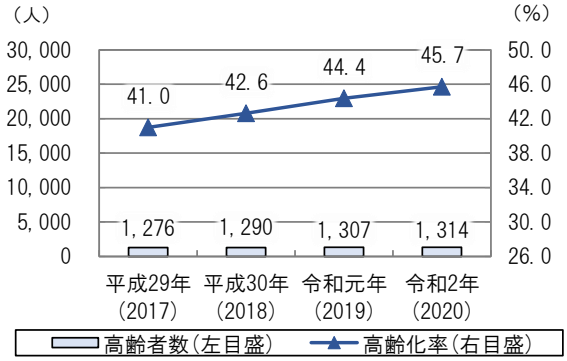

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

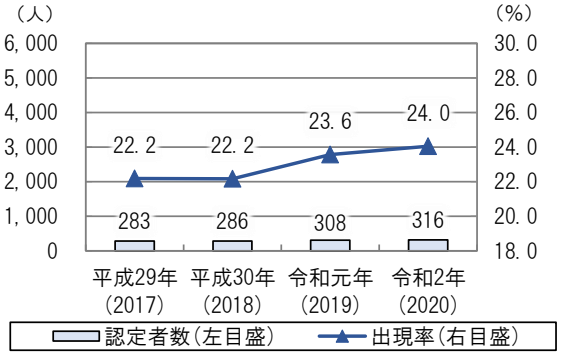

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○「介護塾」の開催

・平成 29 年度から開催してきた高齢者の学びの場である介護塾の講座メニューを、それまでの５つ（終活・栄養・薬・介護予防・認知症）から新たに３つ（在宅看取り・減塩と血圧・運動）増やし、内容の充実を図りました。（平成 30 年度は上三坂地区・上市萱地区において、計２回開催。）

○「終活講座」の開催

・本人の意思を尊重できる地域づくりを目指し、平成 30 年度より開講しました。もしものときに備え、自分らしい人生を送るために役立てられるようエンディングノートの普及啓発を図っています。令和元年度は、下永井地区・中三坂地区において９月・10 月の計２回開催しました。

○「認知症ケアパス」の作成

・地区版の認知症ケアパス（認知症予防の取組みや相談先一覧等）を作成し、地域の医療機関や郵便局、商店等に配布、地域に向けて相談窓口等の周知を図りました。

○「認知症地域相談窓口」の開設

・平成 30 年度より地区内の介護保険事業所や調剤薬局に５か所開設しました。窓口職員に向けて、対応能力や知見の向上を目的として研修を実施し、相談から支援機関につなぐ役割を担うなど、認知症介護や物忘れなどの相談に応えています。

○交流の場づくり

・三世代交流会等を実施し、介護予防の理解や関連事業の周知を図りました。

○住民ボランティア輸送の運行開始

・住民同士の助け合いによって、高齢者等の日常生活における移動手段の確保を目的とした住民ボランティア輸送の運行を開始しました。地元住民組織が主体となり、地域のボランティアドライバーが買い物等の送迎をサポートしています。

【地区の抱えている課題】

・医療機関や商業施設が少なく、利便性が低い地域です。中山間部のため、介護保険等サービス事業所が少なく、利用できるサービスに制限があり、選択肢が少なくなっています。また地区全体の高齢化が進行しており、見守りや住民相互の支援力の低下が課題となっているため、地域の高齢者を支えるネットワーク体制の強化・促進が必要です。

・公共交通機関が不便で、交通手段の確保が困難となっています。高齢化が進み、免許返納となると移動手段がなくなるため、住民ボランティア輸送も含めた自家用車を利用しなくても日常生活が送れる体制の強化が必要です。

・市民の方が安心して相談できる環境整備や、日常生活上の困難を抱えている方が必要な支援を受けられるような体制づくりが必要です。

【四倉地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

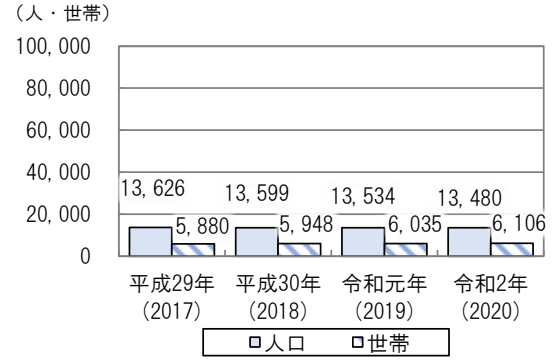

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

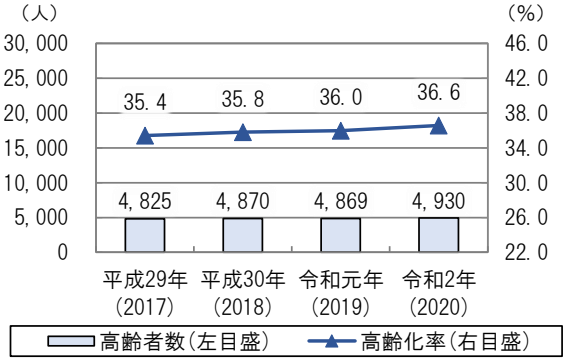

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

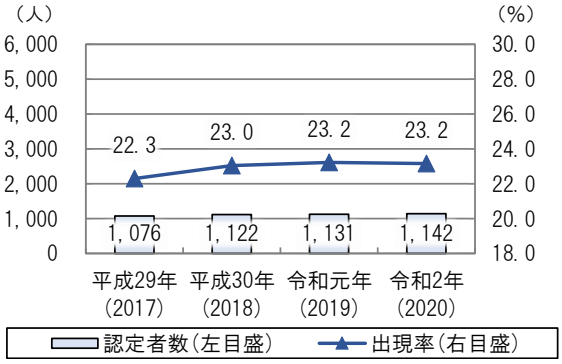

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○地域で介護予防のために活動する人材育成と活動の場の拡大

- 人材育成を目的として、医師や専門職による講話等を行う「いわき医療介護学校よつくら塾（第１期～第３期）」の参加者は平均 35 名以上となっており、地域の活動等にも反映しています。
- ボランティア講座等の開催により住民支え合い活動（第２層協議体）への参加につながった方がいます。
- 市医師会主催の在宅医療出前講座は、開催地区を変えて毎年１回開催しており、多くの地区住民が参加しています。

○認知症対策・介護予防の推進

- オレンジカフェ以和貴ＩＮよつくらを継続開催しています。
- 四倉地区の小中学校にて認知症教室を実施しました。「認知症声かけ訓練」は年ごとに実施学校を変えて開催しています。認知症対応について、児童生徒が「気づき」「考える」場となっています。
- 地区の「健康推進員」対象の講座を開催し、健康事業への協力が得られる状況となっています。
- 地区（モデル地区）の方たちと地区の抱える課題抽出や分析を行い、介護予防教室を新たに開始しました。また、「つどいの場」が新たに立ち上がりました。

【地区の抱えている課題】

- 高齢化率が高い状況です。（四倉地区：36.6%　市全体：30.9%　令和２年 10 月１日時点）
- 高齢者が多い地区のため、リーダーがすでに高齢となっています。地区のリーダーを担う人材を確保していくことが必要です。
- 同居家族が複数人いる世帯でも、高齢者が日中１人で在宅しているケースも多く、支援が必要な世帯かどうか実態の把握が難しいため、複数の関係機関で情報を共有して対応していくことが必要です。
- 高齢かつ障がいのある方で構成する世帯といった複合的課題を抱えているケースが多く、複数の関係機関で情報を共有すべき案件が増えているため、今後も連携をとった対応を継続していくことが必要です。

【久之浜・大久地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

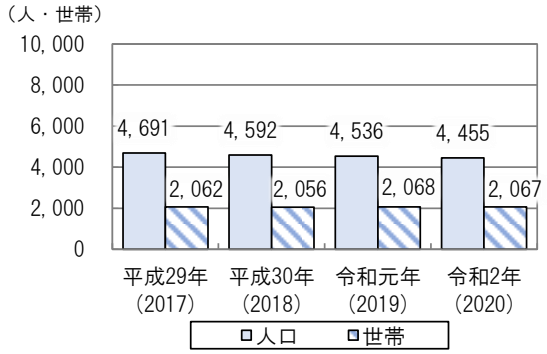

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

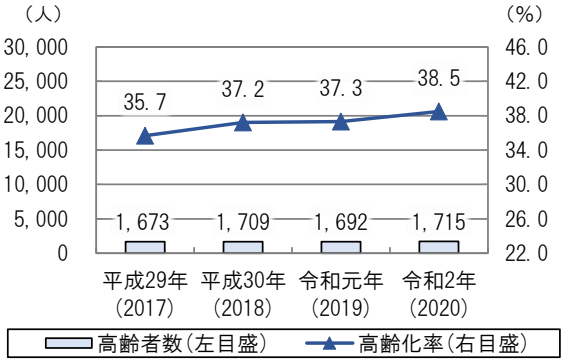

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

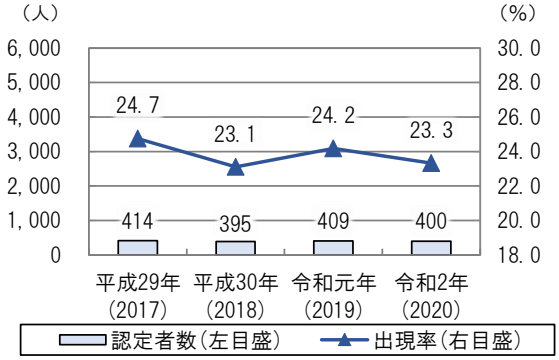

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○食の充実

・食の確保をテーマとして、大久地区の方を対象に大久公民館に集まって食事をしながら交流を図る取組みを実施しています。この食事会を継続して実施するため、住民支え合い活動の取組みも視野に入れ、つどいの場「おおひさふれあい会」として立ち上げ、令和元年５月から毎月１回開催しています。

○認知症対策・介護予防の推進

・オレンジカフェ以和貴ＩＮよつくらサテライトを年１回開催しています。平成 30 年は久之浜地区の「喫茶 息吹樹」にて、令和元年は大久地区の「海竜の里センター」にて開催しました。それぞれ多くの参加者があり、認知症に対する理解を深めることができました。

・久之浜・大久地区の小中学校にて認知症教室を実施し、認知症対応について考える場となっています。

・保健健康事業により、地区の老人会等に働きかけ介護予防教室を実施しています。閉じこもりがちな高齢者も、声をかけ合い参加している様子がみられました。

【地区の抱えている課題】

・高齢化率が高い状況です。（久之浜・大久地区：38.5%　市全体：30.9%　令和２年 10 月１日時点）

・特定健康検査の健診率が低い（28.5%　令和２年１月末現在）ため、引き続き受診勧奨に取り組んでいきます。

・高齢者が多い地区である一方、公共交通機関が整っておらず、地域内での移動手段が乏しい状況のため、その対策を検討していくことが必要です。

・同居家族が複数人いる世帯でも、高齢者が日中１人で在宅しているケースも多く、支援が必要な世帯かどうか実態の把握が難しいため、複数の関係機関で情報を共有して対応していくことが必要です。

・高齢かつ障がいのある方で構成する世帯といった複合的課題を抱えているケースが多く、複数の関係機関で情報を共有すべき案件が増えているため、今後も連携をとった対応を継続していくことが必要です。

【小川地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

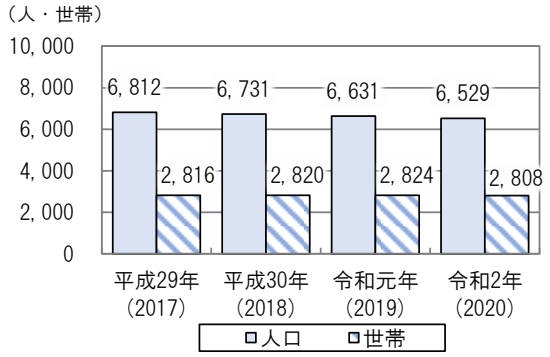

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

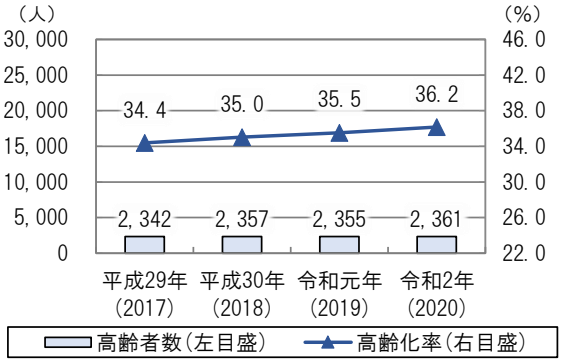

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

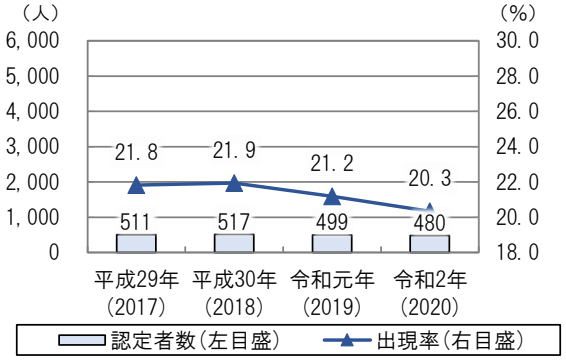

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○認知症に関する啓発

地区の高齢者が集まる場所での講座など、認知症の正しい理解の普及・啓発を行っています。

- 認知症事例検討会の実施
- 認知症カフェ開催に向けた検討会発足
- 認知症サポーター養成講座実施（「つどいの場」等）

○元気シニアの活躍の場づくり

「小川寺子屋」の卒業生が、地域で活躍する場づくりに努めています。

- 小川地域内の 65～75 歳の元気シニア層を対象として、地域リハビリテーションの概念を取り入れた通年性の介護予防の学校として実施している、「小川寺子屋」への活動補助
- 寺子屋プログラム検討会（「学」から「活」へ）

○住民主体の活動支援と普及啓発

「つどいの場」や住民支え合い活動等の活動を支援し、新たな区域（団体）へ普及啓発に努めています。

- 小川地区第２層協議体会議の開催及び活動支援
- 小川地区内の各第３層協議体会議の開催及び活動支援
- 「つどいの場」活動支援

○多職種連携強化推進の取組み

小川・川前地区介護支援専門員交流会の活動を基盤に、多職種連携に向けて「顔の見える関係づくり」や地域における医療・介護連携の課題について検討しています。

- 介護支援専門員が連携に必要な専門知識を深めるための研修会の開催
- 多職種連携のつどいの企画
- 医療と介護の連携のつどいの開催

○それぞれの目標に対する取組みについては概ね計画通りに実施してきましたが、令和元年東日本台風被害及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和元年度下期より、小川寺子屋の運営や認知症カフェ等、高齢者を中心に多くの住民の参加が見込まれる事業について、開催を休止または延期せざるを得ない状況となっています。今後は、休止等の事業の開催のあり方について、関係者間で検討していくこととしています。

【地区の抱えている課題】

・台風等による大規模災害が今後も発生することが考えられますが、災害弱者である高齢者等の災害時要支援者名簿の登録者数はまだ十分でなく、より多くの高齢者等へ登録してもらえるよう働きかけを行う必要があります。
・元気な高齢者（地区のために貢献したいと考えている高齢者）が、活躍できる場所が少ないという課題があるため、解決に向けた取組みが必要です。
・中山間部では公共交通機関がないため、買い物や通院等が不便であるという課題を解決していく必要があります。

【川前地区】

【地区の概要】

○人口・世帯

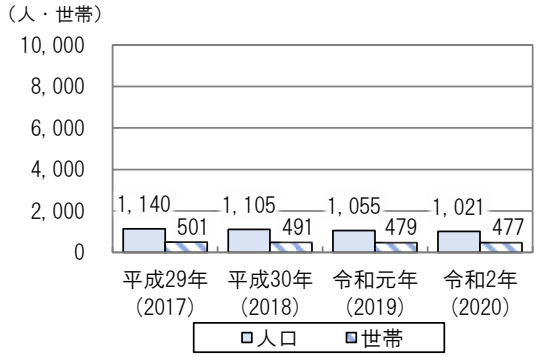

出所：いわき市「住民基本台帳」

○高齢者数・高齢化率

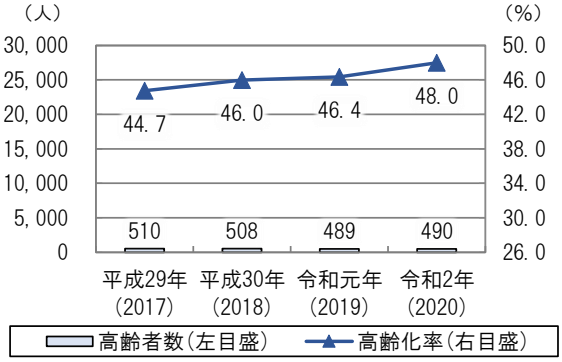

出所：いわき市「住民基本台帳」

○認定者数（65 歳以上）・出現率（65 歳以上の認定者数を高齢者数で除した割合）

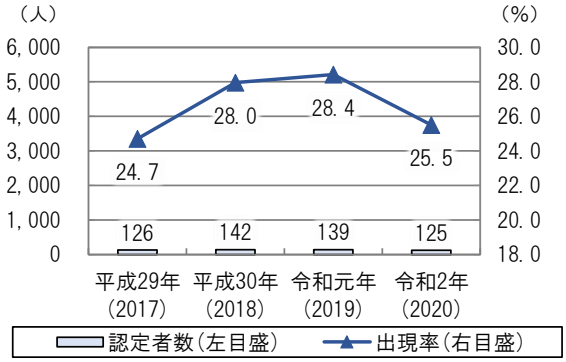

出所：いわき市による統計データ

【これまでの取組み状況と評価】

○医療と介護サービスの充実

医療機関や介護事業所がないことから、周辺地域との医療及び介護の連携強化に努めています。

- 川前地区高齢者ネットワーク連絡会総会への参加
- 小川・川前地区介護支援専門員交流会の開催
- 家族介護用品指定薬局の追加
- 口腔ケア教室実施

○見守りと生活支援の充実

既存の施設やサービスの利用促進と新たな社会資源の創出活用を図り、重層的な見守り体制の構築と買い物する場所や移動手段の確保に努めています。

- 川前地区高齢者ネットワーク連絡会総会・役員会への参加
- 高齢者見守り隊（４地区）の活動支援（五味沢、志田名・萩、小白井、川前１区）
- 配食サービス事業所（鬼ヶ城）による見守り活動及び日用品の販売

○住民主体の活動支援と普及啓発

「つどいの場」や住民支え合い活動等の活動を支援し、新たな区域（団体）への普及啓発に努めています。

- 川前地区第２層協議体会議の開催及び活動支援
- 川前地区内の各第３層協議体会議の開催及び活動支援
- 「つどいの場」活動支援

○まちづくり・地域づくりと他分野との連携
日常生活における地域活動の場不足の改善、公共交通機関の利用環境整備に向けて教育・経済分野等との連携を行っています。
・鬼ヶ城を利用した冬期の集合生活に関する提案と検討
・川前地区まちづくり計画検討委員会への職員の参加

○それぞれの目標に対する取組みについては、概ね計画通りに実施してきましたが、令和元年東日本台風被害及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和元年度下期より、住民参加型の事業を中心に活動を休止または延期せざるを得ない状況となっています。今後は、休止等の事業の開催のあり方について、関係者間で検討していくこととしています。

【地区の抱えている課題】
・川前地区には病院がないため、市外（小野町等）の医療機関を利用する機会が多くなっています。しかし、送迎が可能な医療機関が限られていることから、通院が困難な高齢者が多いという課題があり、解決に向けた取組みが必要です。
・スーパー等が近隣になく、移動手段もないため、買い物が困難であるという課題があり、解決に向けた取組みが必要です。
・介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する事業所が少ないため、通所系サービスを中心に希望するサービスが利用できないという課題があり、解決に向けた取組みが必要です。（送迎車両を利用できない等）

第4章　基本理念と取組みの方向性

1　基本理念

国では、本計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、令和７（2025）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳に到達する令和 22（2040）年を見据え、目標を設定し取組みを推進することが重要としています。

本市では、第７次計画以降、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進してきました。第９次となる本計画においても、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを受け継ぎながら深化・推進し、さらに令和 22（2040）年を見据え、今後高齢者となる方たちも含めて、それぞれがより健康に生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者保健福祉の一層の向上に取り組んでいきます。

このような背景から、第９次計画の基本理念については、以下のように定めます。

ひとりひとりが健康でいきいきと

安心して自分らしく暮らせるまち　いわき

「すべての高齢者は、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の理念を踏まえ、本市に暮らすすべての高齢者がより健康に安心して自分らしく暮らすことができることを目指します。

図表４－１－１　各対象に応じた取組みのイメージ

対象者	基本目標	取組み例
元気な高齢者	いつまでも元気で 生きがいを持ち、 その能力を活かし 社会に貢献できるまち	・健康の維持・増進 ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・「支える側」としての活動参加促進
心身の健康に 不安のある高齢者 （要支援認定者等）	元気や活力を 取り戻すことができる 介護予防のまち	・健康の維持・増進（要介護状態となることの予防） ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・日常生活の支援
日常生活に支援の 必要な高齢者 （要介護認定者）	必要なサービスを 利用しながら 住み慣れた地域で 暮らすことができるまち	・健康の維持・増進（要介護状態の改善） ・生きがいづくり、地域活動への参加促進 ・日常生活の支援 ・介護サービスの提供

※多様な主体や地域住民の協働による支え合い活動を推進していくため、高齢者以外の市民も、地域包括ケアシステムの構築に積極的に参加することが求められています。

２　将来を見据えた取組みについての考え

本市では、第７次計画及び、第８次計画の両期間において、将来を見据えた取組みのビジョンとして「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、高齢者の健康維持・増進と高齢者を支える体制づくりの取組みを展開し、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。市内における地域包括ケアシステムの構築については、一定の成果は得られていますが、地域ごとに特有の課題や取組み状況の差がみられます。

また、地域包括ケアシステム構築の実現には、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸が重要であり、これにより、本人のＱＯＬ（生活の質）の維持・向上はもとより、生涯現役社会の実現にもつながります。誰もがいつまでも心身ともに元気で活躍でき、自立した日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸のための取組みをさらに推進する必要があります。

さらに、令和 22（2040）年も見据えた取組みを進めていくため、目指す将来像としての２つの考えを第８次計画より継承し、「2025 年, 2040 年を見据えたビジョン」として掲げ、高齢者の生活を地域で支えるための持続可能な体制づくりを図ります。

（１）健康寿命の延伸

健康寿命の延伸は、国においても重点施策のひとつとしていますが、平均寿命と健康寿命の差や地域格差等が課題として挙げられています。心身の健康を維持し、生きがいを持っていつまでも楽しく地域で暮らしていくことは誰もが望む思いです。

本市では、市民が高齢期においても自立した日常生活を営むことができるよう、健康な生活に必要な機能の維持及び向上を図ることにより、「健康寿命の延伸」を目指します。

高齢者の豊かな知恵や豊富な知識、経験を活かした社会参加は、高齢者自身の生きがいにつながり、さらに地域の活性化にもつながります。高齢者がいつまでも元気で生きがいを持ち続けられるよう、「いきいきシニアボランティアポイント事業」の実施や「シルバーフェア」の開催等により、高齢者の社会参加機会の拡充を図ります。

また、早期に介護予防や重度化防止事業に取り組むことは、健康寿命の延伸により高い効果が見込まれるため、介護予防活動などの地域拠点となる「つどいの場」の拡充や、「いわき市シルバーリハビリ体操」などを通した、介護予防活動に誰もが気軽に参加しやすい環境の整備により、地域に根ざした活動展開を図るとともに、介護予防と介護・医療・健（検）診等情報を活用し、各高齢者の心身の健康状態の特性に合わせた保健事業と一体的に取り組んでいきます。

さらに、健康づくりに対する意識醸成や生涯にわたる健康づくりを目的とする計画である「健康いわき 21」に位置付けた施策の推進に取り組んでいきます。

これらの取組みによって、多くの高齢者が心身ともに自立し、健康で住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、「健康寿命の延伸」に効果的な施策を展開していきます。

（２）いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進

今後も高齢化が進行していく中、令和７（2025）年には「団塊の世代」がすべて後期高齢者に、令和 22（2040）年にはその子ども世代である「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上に到達することにより、日常生活において支援の必要な高齢者の更なる増加が予想されます。

令和 22（2040）年を見据えた高齢者の社会保障体制の構築がますます重要となるこのような状況に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、高齢者一人ひとりが安心して自分らしく暮らせるよう、日常生活に支援が必要となった高齢者を支えるサービスの充実と併せ、地域すべてが協働して支え合いながら暮らすことができる体制整備が必要であるため、地域の実情に応じた「いわき市地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。

また、地域包括ケアシステムは、制度や分野の枠、支える側・支えられる側という従来の垣根を超え、高齢者や障がい者、子ども等、すべての住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく包摂的社会である「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

このため、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備や、地域住民が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりに一体的に取り組むことで、「地域共生社会」の実現を目指すものとします。

３　取組みの視点

本計画では、「2025 年，2040 年を見据えたビジョン」として、第８次計画から発展的に継承する「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指して再編した８つの視点に基づく取組みを行います。また、頻発する大規模自然災害や新たな感染症の蔓延などの環境の変化を鑑みて、「災害や感染症対策に係る体制整備」を新たな取組みの視点として追加します。

図表４－３－１　基本理念と取組みの関係イメージ

（１）９つの取組みの視点

１　地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

単身高齢者・高齢者のみ世帯が増加する中、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を見据え、地域包括ケアシステムの推進等に取り組みます。また、家族や周囲の人たちが、本人の意思を理解し、そのための心構えを持つとともに、本人やその家族らが抱える不安、悩みに対応すべく、その受け皿となる相談体制を充実させるほか、本市が目指す基本理念や取組み等が共有されるよう、様々な媒体を活用した情報発信を行います。

２　安心して暮らせる住まい環境の整備

生活の基盤（拠点）として必要な住まいを、地域のニーズに応じて適切に整備するとともに、高齢者の希望と経済力にかなった住まいを確保することで、日常生活に支援の必要な高齢者等が、必要な介護サービス等を利用しながら住み慣れた地域で暮らすことができるまちを目指します。

３　地域で支える仕組みづくりの推進

要支援者や要介護者などの生活支援が必要な高齢者のみならず、今後、多様な生活上の困りごとを抱える可能性の高い単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が大きな割合を占めていくことを踏まえ、公的サービスの充実を図るほか、地域住民をはじめとする多様な主体による支え合い活動を充実させていく必要があります。

４　健康づくり・介護予防の推進

地域における健康づくり・介護予防の推進には、自助・互助といった住民主体の取組みの拡大・定着がまず重要であり、加えて共助・公助により各種取組みを支援・推進させていく必要があります。また、令和 22（2040）年を見据え、今後、高齢者となる人たちにも早い段階で取組みへの意識を高めてもらうなど、中長期的な視点を持って行うことが重要です。

５　生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要となります。そのためには、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場や、これまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動や就労等を通じて社会貢献できる場に積極的に参加することが有効です。これは、健康寿命の延伸のみならず、閉じこもりの防止にもつながるものと考えられます。

６　地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和７（2025）年には、全国で約 38 万人の介護人材が不足するとの見通しが示され、介護人材確保対策は本市でも喫緊の課題となっています。介護人材は、「地域包括ケアシステム」の構築に最も重要な基盤のひとつであることから、量・質ともに安定的な人材を確保していく必要があります。また、ＩＣＴの活用や文書負担の軽減などによる介護現場の業務効率化の支援を強化する必要があります。

７　医療と介護の連携強化

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、包括的かつ継続的に在宅医療と介護を提供するための連携体制を構築していく必要があります。

８　認知症対策の推進

国において、令和７（2025）年には高齢者の５人に１人（全国で 700 万人）が認知症になると見込んでいます。これを受けて、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、本人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくことを基本的な考え方とした「認知症施策推進大綱」が令和元（2019）年６月に閣議決定されました。

認知症対策は超高齢社会において喫緊の対応が求められる課題であり、より多くの市民に対し、認知症に対する正しい知識と理解を普及させ、予防、早期発見・早期対応につながる取組みを推進していく必要があります。

９　災害や感染症対策に係る体制整備

近年、全国的に自然災害による被害が増加しており、地震に加え、豪雨や台風による甚大な被害が頻繁に発生しています。さらに、令和２（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が国内のみならず世界で猛威をふるい、われわれの生活に多大な影響を与えています。

高齢者の生命を守るためには、要介護認定者など災害発生時に自力での避難が難しい方は、平時から災害への備えや地域の協力体制を構築しておく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする多くの感染症に対して、高齢者は重症化しやすいことから、県や介護サービス事業者等と連携し、情報の共有や予防に関する正しい知識の周知啓発など、感染症に対する備えの充実に努める必要があります。

（２）計画の体系

視点	施策の方向性	事　業　名
１　地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実	①相談体制の充実	地域包括支援センター運営事業
		自殺対策事業
		障害者相談支援事業
		精神保健福祉事業（心の健康づくり）
	②地域ケア会議の充実	地域ケア会議等事業
	③様々な媒体による情報発信	つながる・いわき事業
		公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】
	④尊厳ある暮らしの支援	権利擁護支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		消費者教育推進事業
		消費者被害防止事業
		市民に対する一次・二次医療体制の啓発
		在宅医療出前講座（共催事業）の開催
		合葬式墓地管理運営事業
		生活困窮者自立相談支援事業
２　安心して暮らせる住まい環境の整備	①施設整備や待機状況の解消に対する取組み	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備
		介護老人保健施設の整備
		介護医療院の整備
		特定施設入居者生活介護の整備
		サービス付き高齢者向け住宅の登録
		養護老人ホームの運営
		軽費老人ホームへの補助
		老人保護措置の実施
		老人短期入所運営事業
		高齢者緊急一時保護事業
		民間社会福祉施設整備利子補助金による助成
	②在宅生活の継続と介護者支援	高齢者向け優良賃貸住宅助成事業
		高齢者住宅リフォーム給付事業
		住宅改修相談支援等事業
		高齢者住宅改造支援事業
		要介護老人介護手当の支給
		家族介護用品給付事業
		都市機能誘導施設等整備促進事業
		住宅セーフティネット推進事業
	③地域に開かれた介護施設の整備	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

視点	施策の方向性	事　業　名
３　地域で支える仕組みづくりの推進	①多様な主体による サービスの創出	住民支え合い活動づくり事業
		共創型地域交通モデル事業
		地域共生社会まちづくり事業
	②公的なサービスの充実による フレイルの予防	配食サービス事業
		老人日常生活用具給付事業
		訪問理美容サービス運営事業
		寝具乾燥消毒サービス事業
		緊急通報システム事業
		高齢者等救急医療情報キット配布事業
		避難行動要支援者避難支援事業
		はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業
		いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動
		障害者相談支援事業　※再掲
		住宅セーフティネット推進事業　※再掲
４　健康づくり・介護予防の推進	①健康づくり・ 介護予防の推進	健康診査
		健康手帳の交付
		健康教育
		健康相談
		健診結果説明会
		訪問指導
		予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）
		結核予防事業
		いわき市健康推進員の育成・支援
		健康いわき２１計画推進事業
		いわき市保健委員の育成・支援
		食育推進事業
		健康・栄養推進事業
		口腔・栄養ケア推進事業
		たばこ対策事業
		さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】
		介護予防・生活支援サービス事業
		いわき市シルバーリハビリ体操事業
		介護予防ハイリスク者把握事業
		介護予防ケアマネジメント支援会議
	②リハビリテーションの 推進	介護保険サービス（リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化）
	③介護予防活動などに 取り組む地域拠点の 拡充	つどいの場創出支援事業
		介護予防意識の普及・啓発
		三和ふれあい館運営事業
		老人福祉センター等施設整備事業
	④住民主体の活動に対する 公的支援のあり方の 整理	住民支え合い活動づくり事業　※再掲

視点	施策の方向性	事　業　名
５　生きがいづくりと社会参加の促進	①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供	いきいきシニアボランティアポイント事業
		公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催【教育活動推進事業】
		防犯まちづくり推進事業
		高齢者等肉用雌牛貸付事業
	②地域社会との交流の場の提供	老人クラブの育成・支援
		シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催
		世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施
		シルバーピアードの開催
		シルバーレクリエーションの推進
		地区敬老会の開催
		敬老祝金の支給
		生涯スポーツの普及事業
		つどいの場創出支援事業　※再掲
		いわき市シルバーリハビリ体操事業　※再掲
		住民支え合い活動づくり事業　※再掲
		三和ふれあい館運営事業　※再掲
		老人福祉センター等施設整備事業　※再掲
		さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】　※再掲
	③就労機会の確保	シルバー人材センターの活動支援
６　地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化	①介護の仕事の魅力向上	介護人材育成事業
		高校生就職支援事業
	②多様な人材の確保・育成	福祉介護人材定着支援事業
		資格取得の支援
	③介護サービスの質の向上	介護給付等費用適正化事業
		介護相談員派遣事業
		介護予防・生活支援サービス事業　※再掲
	④生産性の向上を通じた労働負担の軽減	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援【地域医療介護総合確保基金】
	⑤外国人介護人材の活用の検討	外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討

視点	施策の方向性	事　業　名
7　医療と介護の連携強化	①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実	いわき医療圏退院調整ルールの運用
	②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成	在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催
	③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発	在宅医療出前講座（共催事業）の開催　※再掲
8　認知症対策の推進	①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築	認知症多職種協働研修会
	②認知症に関する正しい知識と理解の促進	認知症サポーター養成講座
	③本人とその家族への支援の充実	認知症地域支援推進員の配置
		オレンジカフェ以和貴
		認知症初期集中支援チーム
		はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業　※再掲
		徘徊高齢者家族支援サービス事業
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備　※再掲
	④本人とその家族の視点の重視	本人ミーティング
9　災害や感染症対策に係る体制整備	①災害対策の充実	避難行動要支援者避難支援事業　※再掲
		緊急通報システム事業　※再掲
		いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動 ※再掲
	②感染症対策の充実	高齢者等救急医療情報キット配布事業　※再掲
		予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）　※再掲
		結核予防事業　※再掲

４　日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、高齢者が要介護状態となった場合においても、できるかぎり住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、相談やサービス利用が完結することを目指した圏域（エリア）であり、高齢者が日常生活活動を営む地域を考慮して、第４次計画策定時に設定したものです。

本市の日常生活圏域の考え方は、行政区や小学校、公民館、支所、地区保健福祉センターなどを単位としています。この圏域は、個々の地域の範囲が小さい方が、高齢者に対しきめ細かい対応を行っていくことができると考えられる反面、地域が小さくなりすぎると、各地域の状況把握やサービス基盤整備を進めていくことが困難になるということが考えられます。

以上を踏まえて、本市では日常生活圏域を、次の通り 14 の圏域として設定しています。

図表４－４－１　本市の日常生活圏域一覧表

日常生活圏域名		地区・町名等
第１圏域	平市街地	平、北白土、南白土、谷川瀬、鎌田、明治団地、平成、内郷小島町、小島町
第２圏域	平北部	上平窪、中平窪、下平窪、中塩、四ツ波、幕ノ内、鯨岡、大室、赤井、石森
第３圏域	平東部	中山、小泉、上高久、下高久、塩、上神谷、中神谷、下神谷、上片寄、下片寄、豊間、薄磯、沼ノ内、神谷作、上山口、下山口、山崎、菅波、荒田目、上大越、下大越、藤間、泉崎、原高野、馬目、絹谷、北神谷、水品、鶴ケ井
第４圏域	平南部	上荒川、下荒川、吉野谷、自由ヶ丘、郷ケ丘、中央台、若葉台
第５圏域	小名浜市街地・東部	江名、折戸、中之作、永崎、小名浜、上神白、下神白、岡小名、南富岡、大原、洋向台、湘南台
第６圏域	小名浜西部	葉山、泉町、本谷、滝尻、下川、黒須野、玉露、泉ヶ丘、泉玉露、泉もえぎ台、中部工業団地、渡辺町
第７圏域	小名浜北部	相子島、住吉、島、野田、岩出、林城、金成、玉川町、鹿島町
第８圏域	勿来中部・南部	錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町
第９圏域	勿来北部・田人	植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、山田町、金山町、中岡町、南台、田人地区全域
第 10 圏域	常磐・遠野	常磐地区全域（若葉台を除く）、遠野地区全域
第 11 圏域	内郷	内郷地区全域（内郷小島町、小島町を除く）
第 12 圏域	好間・三和	好間地区全域、三和地区全域
第 13 圏域	四倉・久之浜・大久	四倉地区全域、久之浜・大久地区全域
第 14 圏域	小川・川前	小川地区全域、川前地区全域

図表４－４－２　本市の日常生活圏域

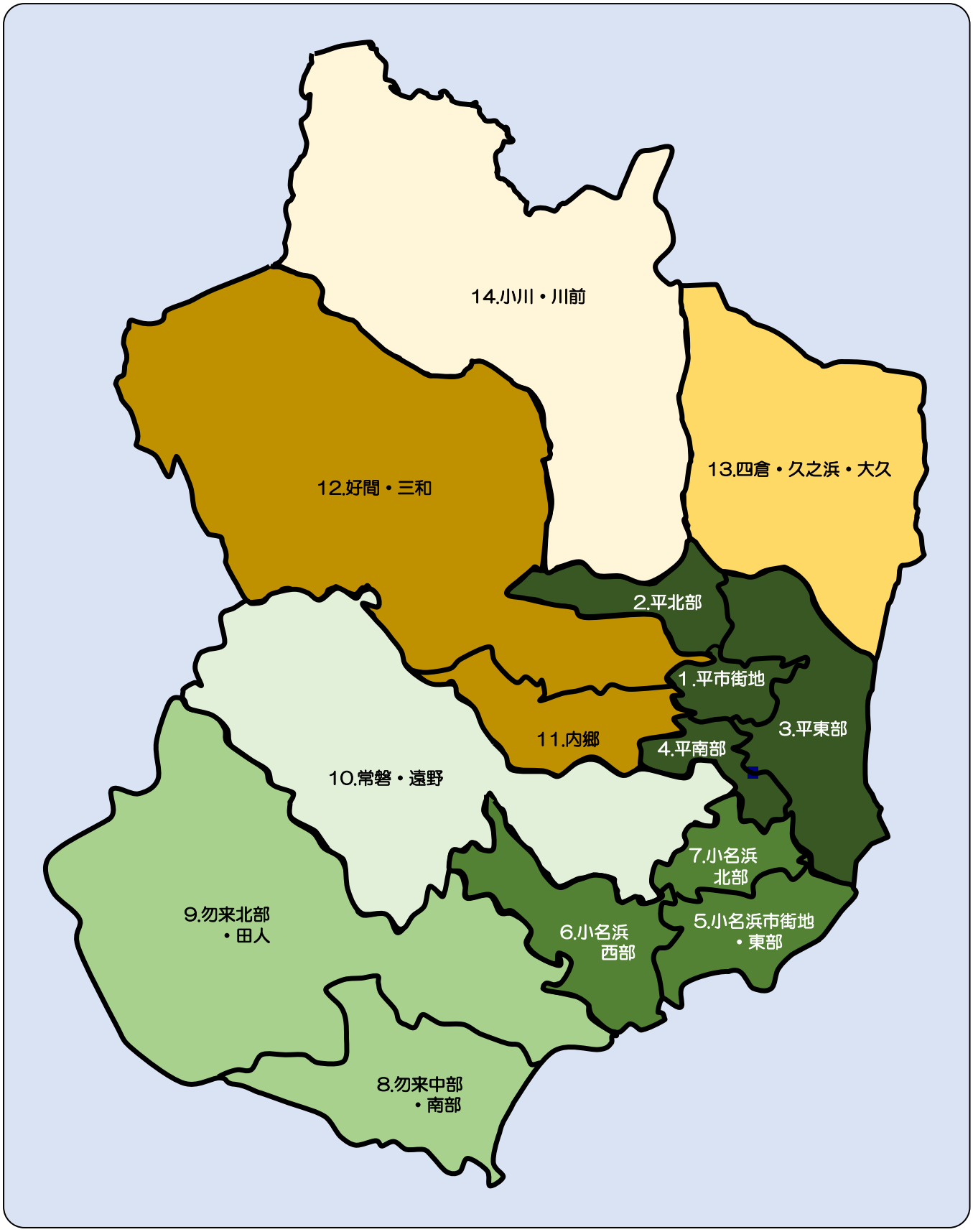

第5章　取組みの視点ごとの施策の方向性

１　地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

高齢者の多様なニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備や情報発信の強化によって、本人が希望する暮らし方について本人やその家族が検討・選択しやすいような環境を整え、住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らしが続けられるよう支援に努めます。また、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センターと行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、ＰＤＣＡの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的な機能強化を図っていきます。

（１）施策の方向性

①相談体制の充実

【地域包括支援センターの体制整備】

地域包括支援センターについては、引き続き効果的かつ円滑な運営を目指すとともに、地域において増加するニーズに対応できるよう、今後も継続して地域包括支援センターの体制強化や関係機関・支援者との連携強化を進めます。

継続的に安定した事業運営を行うため、地域包括支援センター運営協議会と連携しながら、適切な事業評価を行うとともに、その評価結果や、高齢者人口などを勘案しながら、業務量に見合った人員体制を確保するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の定数配置に取り組みます。加えて、業務負担が大きい認知症対応や介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、人員確保や環境整備に取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターと行政をはじめとする関係機関との役割分担を明確化し、各機関が円滑な連携のもとで支援できる体制を整理していきます。特に、地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことができるよう取り組んでいきます。

②地域ケア会議の充実

【地域ケア会議等事業】

地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、属性や世代を問わない協議の場と位置付けるとともに、多様な支援者の参画など機能強化を進めるほか、小地域レベルでの個別課題や有効な施策などを明らかにし、中地域ケア会議や地域包括ケア推進会議などの各段階で取り上げ、地域に不足する資源開発や有効施策の事業化などについて検討する仕組みを強化します。

また、生活支援コーディネーター及び協議体等が把握している高齢者の生活支援等のニーズも把握し、取り組むべき地域課題を総合的に把握し、市の施策に反映させていくため、地域ケア会議と生活支援コーディネーター等の連携強化を図ります。

③様々な媒体による情報発信

【つながる・いわき事業】

市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿やその理念について、医療・介護の関係者のみならず、いわきで暮らすあらゆる方々に、我が事として共有していただけるよう、ポータルサイトによる配信、紙媒体の発行など各種媒体を活用し情報発信を行い、体験参加型イベントを実施することで、直接体験・学習する機会を設けます。

また、本人・家族が高齢期をより良く過ごす方法を話し合うための契機とし、市内の高齢者に関する様々な取組みや元気な高齢者の情報を、高齢者のみならず、あらゆる年代の人に見てもらえるよう発信することで、社会参加や介護予防の意識醸成を図っていきます。

④尊厳ある暮らしの支援

【権利擁護支援事業等の推進】

権利擁護に係る各事業を今後も推進していくことで、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方の意思を尊重し、適切な権利行使の実現を推進します。そして、地域で暮らす誰もがお互いに人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域社会の実現を目指します。

【リビングウィル・エンディングノートの普及啓発】

リビングウィルの啓発については、今後も出前講座の開催に向けて市医師会や地域包括支援センターと連携し、より多くの人に認知されるよう努めます。

また、エンディングノートについても、希望者への配布を継続することで、人生の最期に対し、本人が望む選択や心構えについて考える機会の創出を図ります。

（２）視点１に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	総合相談対応延件数	4,638 件	4,632 件	4,623 件
自殺対策事業	自殺予防に関する啓発の強化を図るとともに、関係機関の相互の連携を強化し、悩みを抱えた人に対する相談体制の充実・強化を図る等、自殺につながる可能性を見逃さないための取組みを中心に、自殺予防対策を推進するため人材の育成を強化する。	自殺死亡率	令和５年度までに 13.0%以下		
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	相談件数	14,000 件	15,000 件	16,000 件
精神保健福祉事業（心の健康づくり）	高齢者が、いつまでも元気で生きがいを持ち、その能力を活かし社会に貢献できるよう、高齢期の心の健康の保持増進や、特にうつ予防のための知識普及講座・定期的な相談会を開催する。	心の健康相談利用人数	108 人	108 人	108 人
地域ケア会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	地域別計画策定地区数	13 地区	13 地区	13 地区
つながる・いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、「地域包括ケアポータルサイト igoku」の運用をするほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。	ポータルサイト年間ページビュー数	200,000 PV	200,000 PV	200,000 PV
公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】	ユニバーサルデザインを広く市民・事業者・市職員等に理解してもらい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等を進めるための意識啓発を図り、各種事業を実施する。	やさしさ写真コンクール応募作品数	300 件	300 件	300 件

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
権利擁護支援事業	権利擁護分野の中核機関である権利擁護・成年後見センターが権利擁護に関する支援等を行う。主な事業としては、権利擁護に関する普及・啓発、総合相談、専門的支援、ネットワーク構築、人材育成等を行う。	－	－	－	－
成年後見制度利用支援事業	親族がいない場合などに、市長が裁判所に申し立て、また、被後見人が無資産の場合などに、後見人報酬を市が負担することで、本人の権利擁護や財産保護を行う。	成年後見市長申立ての件数	40 件	40 件	40 件
		後見人報酬助成件数	28 件	28 件	28 件
消費者教育推進事業	いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、地域や職域等の様々な場において、各消費者に必要な消費者教育を受ける機会を創出する。	消費者教育推進講座実施回数	42 回	42 回	42 回
消費者被害防止事業	高齢化等による判断の低下により、高齢者が悪質な消費者被害に遭う危険性が高くなることから、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた各種施策展開を図る。	出前講座実施回数	20 回	20 回	20 回
市民に対する一次・二次医療体制の啓発	一次医療機関・二次医療機関それぞれの、地域医療における役割を広く市民に啓発し、医療機関の適正利用を図る。	－	－	－	－
在宅医療出前講座（共催事業）の開催	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について、市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により出前講座を開催する。	開催地区	7 地区	7 地区	7 地区
		参加者数	300 人	300 人	300 人
合葬式墓地管理運営事業	ひとつの大きな墓に多数の遺骨を合同で埋蔵する「合葬式墓地」の管理運営を行う。	－	－	－	－
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護の受給には至らない生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成し、関係機関と連携を図り、支援を行うもの。	新規相談受付件数	576 件	576 件	576 件

２　安心して暮らせる住まい環境の整備

介護サービスの提供基盤については、これまでも各期計画に基づき整備を進めてきましたが、今後も、サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、適切にサービス提供基盤の整備を進めます。

（１）施策の方向性

①施設整備や待機状況の解消に対する取組み

【2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤の整備】

本計画期間においては、2025 年・2040 年を見据え、介護需要の見込みに合わせた適切なサービス基盤を整備する必要があります。

施設整備においても、いわき市民のニーズ把握に努めるとともに、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るため国を挙げて取り組んでいる「介護離職ゼロ」や、地域医療構想の推進に伴う介護施設等の追加的需要を踏まえつつ、介護人材の確保が困難である状況も勘案しながら、整備を行います。

【有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る把握等の強化】

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っている状況です。こうした状況を踏まえつつ、当該施設の設置状況等について把握に努めるとともに、必要に応じて助言、指導を行います。

②在宅生活の継続と介護者支援

【介護離職ゼロに係る介護保険サービスの整備促進】

「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など、介護者の負担軽減に寄与し介護離職ゼロに資するとされるサービス提供基盤の整備については、継続して取り組むこととし、周知活動など、新規事業者の参入を図るための施策を検討していきます。

また、住宅リフォームに関する事業や介護手当等の各種事業を今後も継続することで、介護者の負担の軽減や、高齢者の在宅の生活を継続できるよう努めていきます。

【共生型サービスの整備促進】

障がい者が 65 歳を迎え介護保険の被保険者となっても、事業所を変更することなく、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し、安心して暮らすことができるよう引き続き共生型サービスの参入促進を図ります。

③地域に開かれた介護施設の整備

【地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスについて引き続き整備を進めるにあたっては、県の地域医療介護総合確保基金等の補助事業を活用した支援を周知する等、事業者に対し積極的な活用を促していきます。

（２）視点２に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備	施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う、定員３０名以上の介護老人福祉施設の整備を推進する。	ショートステイ床からの転換	20 床	0 床	0 床
介護老人保健施設の整備	看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助により、在宅生活への復帰支援を行う、介護老人保健施設の整備について、市内介護療養型医療施設の転換期限である令和６年３月末まで、動向を把握する。	－	－	－	－
介護医療院の整備	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護医療院の整備について、市内介護療養型医療施設の転換期限である令和６年３月末まで、動向を把握する。	整備床数	0 床	39 床	46 床
特定施設入居者生活介護の整備	特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護認定者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれる。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえ、施設サービス計画に基づき、整備を推進する。	整備床数	0 床	120 床	0 床
サービス付き高齢者向け住宅の登録	高齢者単身世帯または夫婦世帯等が居住するための賃貸住宅等で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅の登録事務を行う。	登録件数	1 件	1 件	1 件
養護老人ホームの運営	家庭で生活することが困難な高齢者等に対する住まいとして、養護老人ホームを運営し、住まいの安心を提供する。	措置人数（年間延）	2,040 人	2,040 人	2,040 人
軽費老人ホームへの補助	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に対し、低額な料金で日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが、入所者の所得に応じ、国が示す基準に基づき入所者負担金の一部を免除した場合に、当該免除額に対して補助を行う。	施設数	6 施設	6 施設	6 施設
老人保護措置の実施	老人福祉法に基づき、６５歳以上の方が、様々な理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に、市が養護老人ホームに措置入所させて必要な援助を行う。	措置人数（年間延）	912 人	912 人	912 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
老人短期入所運営事業	老人福祉法に基づき、６５歳以上で常時の介護を必要とする方が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護等を利用することが著しく困難な場合に、緊急の措置としてショートステイに短期入所させ、必要な養護を行う。	措置人数（年間延）	12 人	12 人	12 人
高齢者緊急一時保護事業	介護保険の要介護・要支援状態に該当しない高齢者で、養護者からの虐待、養護者の不在等、その他の緊急に保護が必要な高齢者を、養護老人ホーム等の空きベッドに一時的に宿泊させ、緊急的に保護することにより、高齢者の養護及び福祉の向上を図る。	－	－	－	－
民間社会福祉施設整備利子補助金による助成	社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構または福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人の運営する、平成１９年度までに償還が開始されている施設について、利子の一部を助成する。	対象施設数	8 施設	7 施設	7 施設
高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	高齢者向け優良賃貸住宅に対して、家賃の低廉化を図るための助成を行い、高齢者が安心して生活できる住環境を確保する。	入居率	95%	95%	95%
高齢者住宅リフォーム給付事業	身体機能が衰えた高齢者の住宅を居住に適するように改良する場合、高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、費用の一部を市が給付する。	給付件数	100 件	100 件	100 件
住宅改修相談支援等事業	住宅リフォームにあたり、理学療法士または作業療法士、建築士、ケースワーカー等でチームを組み、高齢者の身体機能、介護者の状況、家屋の状況等を踏まえて、必要な助言をする。	相談件数	129 件	129 件	129 件
高齢者住宅改造支援事業	高齢者住宅リフォーム給付事業において、認定した給付対象工事が適正に行われたか確認するため、建築士による完了検査を実施する。	検査件数	100 件	100 件	100 件
要介護老人介護手当の支給	寝たきりや認知症により、常時介護が必要な状態が３か月以上継続している６５歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、年額４万円を支給することで、介護者の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図る。	支給人数	540 人	540 人	540 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
家族介護用品給付事業	要介護認定４または５の高齢者を在宅で介護している家族（高齢者、家族ともに市民税非課税世帯の場合）の方に対し、年額２万円分の介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）を購入するための給付券を支給し、当該介護者の経済的負担の軽減を図る。	支給人数	157 人	157 人	157 人
都市機能誘導施設等整備促進事業	令和元年度に策定した「いわき市立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域内において、維持・誘導すべき誘導施設または２０戸以上の共同住宅を新築もしくは増築、改築、または大規模修繕等を行う事業者を対象とし、対象経費の一部の補助を行う。	－	－	－	－
住宅セーフティネット推進事業	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和２年５月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び、供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	－	－	－	－
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の整備	地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う、定員２９名以下の地域密着型介護老人福祉施設の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0 床	58 床	58 床
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0 床	36 床	36 床

３　地域で支える仕組みづくりの推進

多様な主体によるサービスの創出と公的なサービスの充実によって、これまで対応できなかった生活支援ニーズにも対応できるような仕組みづくりを進めます。

また、住民支え合い活動を行う住民組織の結成を支援することを通じて、地域の支え合いの機運を高めていきます。

（１）施策の方向性

①多様な主体によるサービスの創出

【住民支え合い活動づくり事業】

当該事業において創出された生活支援は、行政区などの日常的な生活圏域での取組みとなっています。それらの生活圏域ごとに抱えている地域課題について、地域の中だけでなく、一体的に課題集約できる場の創設を図り、市全域レベルでの課題を把握して解決していくための体制整備を進め、地域における支え合いの基盤強化を図りながら、互助の考え方を浸透させるよう努めます。

また、第３層協議体の立ち上げ、サポーターの確保に向けて効果的な支援を検討しながら意識醸成を図り、既存の高齢者見守り隊については、活動内容が重複することから、現在の住民支え合い活動への統合を検討します。

②公的なサービスの充実によるフレイルの予防

【配食サービス事業】

中山間地域を中心に配達エリアの拡充や、昼食のみの配達から昼夕食への対応を促すなど、利用者のニーズに合ったサービス提供体制づくりに努め、栄養管理や生活の質の確保を図ります。

【「つどいの場」での会食】

「つどいの場」において会食事業の周知を徹底し、サービスの利用促進を図ることにより、高齢者の低栄養等による活動量の低下や体力低下を予防するとともに、孤独感の解消及び粗食の防止を図り、ひいては健康寿命の延伸につなげます。

（２）視点３に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第３層協議体設置数	13 団体	13 団体	13 団体
共創型地域交通モデル事業	中山間地域を中心とした公共交通空白地域及び公共交通不便地域における高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目的として、地域住民組織が主体となり、行政及び民間事業者の支援、協力を得ながら住民ボランティア輸送を行う。	実施地域	2 地域	2 地域	2 地域
地域共生社会まちづくり事業	高齢者や障がい者一人ひとりが、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、子ども等の福祉増進に資するための取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった先駆的な活動を選定し補助するもの。	補助金交付事業数	2 件	2 件	2 件
配食サービス事業	調理困難なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯及び４０歳以上６５歳未満の方で要介護、要支援認定を受けた方、または障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供することで、定期的に安否を確認するとともに、生活の質の確保を図る。	延利用食数	216,000 食	236,000 食	258,000 食
老人日常生活用具給付事業	高齢者の日常生活の安心・安全の向上を図るため、概ね６５歳以上のひとり暮らしの方等を対象に自動消火器や電磁調理器を給付する。	給付件数	40 件	40 件	40 件
訪問理美容サービス運営事業	生活の質の向上や精神的なリフレッシュを図ることを目的として、在宅で寝たきり等の理由により、理髪店や美容院に行くことが困難な方を対象に、年数回の訪問による理美容サービスを提供する。	延利用者数	255 人	255 人	255 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
寝具乾燥消毒サービス事業	高齢者の疾病予防、衛生状態及び生活の質の向上を図ることを目的に、在宅の寝たきり、または虚弱なひとり暮らし高齢者、あるいは身体障がい者で寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の丸洗い乾燥消毒サービスを実施する。	延利用者数	56 人	56 人	56 人
緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らしの重度身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	設置件数	842 件	842 件	842 件
高齢者等救急医療情報キット配布事業	日常生活における安心と安全の確保を図るため、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	配布数	400 セット	400 セット	400 セット
避難行動要支援者避難支援事業	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数（同意ありの者）	9,500 人	10,300 人	11,100 人
はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85 団体	87 団体	89 団体

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動	本市に居住する高齢者等が地域から孤立することを防止し、安心して地域で生活できる環境を確保するため、住民の日常生活に密接に関わる団体や事業所等に参加してもらい、事業所や企業等の通常の業務において、急病や虐待などの兆候を確認した際、また認知症による徘徊等の事故発生時などにおいて、速やかに連携が図れるようネットワーク体制を構築し、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与する。	いわき見守りあんしんネット連絡会登録団体数	85 団体	87 団体	89 団体
障害者相談支援事業 ※再掲	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	相談件数	14,000 件	15,000 件	16,000 件
住宅セーフティネット推進事業 ※再掲	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和２年５月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び、供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	－	－	－	－

４　健康づくり・介護予防の推進

公的なサービスの多様化と拡充を図るため、サービス提供体制を強化します。

また、自助・互助・共助・公助の役割分担の明確化と、自助・互助への効果的な公的支援のあり方を整理していきます。

（１）施策の方向性

①健康づくり・介護予防の推進

【健康づくり施策・介護予防の充実】

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍するために、特に介護予防や健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図るとともに、複雑化・複合化する地域のニーズや資源に対応した相談支援、参加支援、地域づくりに向けた施策を推進します。

総合事業においては、サービスを提供する事業者や団体、利用対象者などの実情を把握し、実情に即したサービス提供体制を構築する必要があります。特に、生活援助サービスや短期集中予防サービスの事業所及び利用者の増加を図るため、サービス提供主体の参入促進やサービスの普及啓発に引き続き取り組みます。

また、インセンティブ交付金を活用し、つどいの場と短期集中予防サービスを中心とした切れ目のない効果的な介護予防サービス体系を確立し自主的な介護予防活動を支援します。

高齢者の健康づくり施策として、健診結果等による生活習慣病の未治療・重症化予防に関わる個別相談や訪問指導の充実を図り、壮年期から継続した高齢者の健康管理へ向けた事業を推進します。また、自らの健康管理を促進するために、地域支援事業と連携し、健康課題を反映させた疾病の重症化予防について正しい知識の普及啓発について取り組みます。

【シルバーリハビリ体操の活動促進】

体操指導士の養成及び活動支援を行うため、養成講座の地区開催に力を入れるとともに、活動している体操指導士へのフォローアップ研修や級別の勉強会、養成講座修了後間もない体操指導士を対象としたスタートアップ研修など、活動支援を充実させます。

加えて、シルバーリハビリ体操指導士会と連携を図りながら、指導士の養成と活動の促進を図ります。

【介護予防ケアマネジメント支援会議の充実】

薬剤師、理学療法士等の多職種の専門的な視点による「介護予防ケアマネジメント支援会議」を開催してケアプラン作成者等の積極的な参加を促し、個別具体的なアドバイスにより、更なるサービスの質の向上や、参加者同士のネットワークの構築を図ります。

②リハビリテーションの推進

【リハビリテーション提供体制の充実】

介護保険制度の創設から 20 年が経過し、高齢化がより加速する中で、地域包括ケアシステムの構築や、切れ目のない医療提供体制の構築が進められてきました。今後も医療と介護の連携がますます重要になる中、リハビリテーションにおいても、要介護・要支援者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する維持期・生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

特に、「生活機能」の低下した高齢者に対して、生活期リハビリテーションとして、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。

本市のリハビリテーション提供体制ですが、サービス提供事業所数は、全国平均と比較して通所リハビリテーション、介護医療院が多い一方、訪問リハビリテーション、介護老人保健施設が少ない状況です。また、１月あたりのサービスの利用率については、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれも全国平均及び福島県平均と比較して低い状況です。こういった点から、本市のリハビリテーション提供体制は、全国及び県内他市等と比較してやや不足している状況であると考えられます。

本計画期間においては、要介護者が住み慣れた地域で、本人の状態に応じて必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、リハビリテーションの提供体制を推進していきます。併せて、提供体制の状況について定期的に進捗管理を行い、実態の把握と改善に努めます。

図表５－４－１　リハビリテーション提供体制の状況

区　分		単位	いわき市	福島県	全　国
リハビリテーションサービス提供事業所数（認定者１万人に対する事業所・施設数）※平成 30 年時点					
	訪問リハビリテーション	事業所	4.99	5.09	7.77
	通所リハビリテーション	事業所	13.98	12.64	12.66
	介護老人保健施設	施設	6.49	8.28	6.73
	介護医療院	施設	1.00	0.18	0.23
	短期入所療養介護（老健）	施設	5.99	7.82	6.09
リハビリテーション施設の定員数（認定者１万人あたり定員数）※令和元年時点					
	介護老人福祉施設	人	670	980	850
	介護老人保健施設	人	640	690	570
	介護療養型医療施設	人	80	40	60
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	140	90	80
リハビリテーション専門職従事者数（認定者１万人に対する人数）※平成 29 年時点					
	理学療法士	人	22.47	27.75	29.42
	作業療法士	人	15.32	18.66	16.35
	言語聴覚士	人	3.57	3.62	3.06
リハビリテーションサービス利用率（１月あたり）　※令和２年時点					
	訪問リハビリテーション	%	0.87	1.28	1.77
	通所リハビリテーション	%	8.02	9.11	8.96
	介護老人保健施設	%	5.52	6.63	5.44
	介護医療院	%	0.56	0.30	0.33
サービス別算定者数（認定者１万人に対する人数）※令和元年時点					
	短期集中（個別）リハビリテーション実施加算算定者数	人	73.49	131.08	136.36
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	人	5.93	10.99	32.88
	個別リハビリテーション実施加算算定者数	人	58.27	119.67	57.37
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数	人	64.24	81.67	161.35
	生活機能向上連携加算算定者数	人	243.65	181.42	198.65
	通所リハビリテーション（短時間（１時間以上２時間未満））算定者数	人	48.06	40.14	66.53
	経口維持加算算定者数	人	16.17	47.11	51.33

出所：厚生労働省地域包括「見える化」システム

※リハビリテーションサービス利用率：当該年度の４月から最新月までのサービス受給者数の総和を要介護・要支援認定者数で除し、さらに当該年度の月数で除した値

③介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充

【「つどいの場」創出支援事業】

「つどいの場」については、これまでも、講師として管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等を派遣し、幅広い専門職の関与を受けながら効果的な介護予防活動が展開されています。引き続き、各団体の開催頻度や質を向上させるため、専門職等と連携して自主活動の意欲を高めることができるような活動メニューの充実を図るとともに、より多くの方が参加して持続的に活動できるよう、地域への参加者の呼びかけなど継続的な運営支援に努めます。

また、国においては、令和７（2025）年までの「つどいの場」への目標参加率を高齢者数の８％としており、本市においては、令和２年 12 月時点で約 8.7%（8,592 人）と目標値は達成していますが、今後もコーディネーターを中心とした、「つどいの場」の立ち上げ支援や参加者の増に努めていきます。さらに、住民主体で対応できない課題等については、短期集中予防サービスや、地域ケア会議、住民支え合い活動づくり事業などの取組みと連携して検討していきます。

④住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理

今後も住民支え合い活動づくり事業における協議体の自主的な活動を阻害しないよう、側面的支援を行いつつ、各団体の活動の熟成やサービス提供体制の強化を図っていきます。

また、総合事業の位置付けについては、事業委託先である社会福祉協議会と連携を図り、位置付けの必要性や各団体の参入移行などを確認しながら、公的支援のあり方や支援対象者の範囲などについて整理していきます。

（２）視点４に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
健康診査	生活習慣病の早期発見や重症化予防を図ることにより、高齢になっても自立した生活を続けられる高齢者の増加を目的に、後期高齢者の健康診査等を実施する。	健康診査受診率	27.0%	27.5%	28.0%
健康手帳の交付	特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に希望者に交付する。	－	－	－	－
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	開催回数	50 回	125 回	250 回
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理を図る。	開催回数	50 回	125 回	250 回
健診結果説明会	健診結果に基づき、受診者自身が生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、保健師、栄養士等による講話や個別相談を実施する。	開催回数	13 回	13 回	13 回
訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族を対象に、保健師等が訪問し、健康に関する問題に対し必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。	訪問指導延件数（生活習慣病・介護予防）	600 件	1,500 件	3,000 件
予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌）	６５歳以上の高齢者及び６０～６４歳の身体障害者手帳１級相当の障がいを有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	－	－	－	－
結核予防事業	６５歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%
いわき市健康推進員の育成・支援	地域に根ざした健康づくり関連施策のより一層の効果的な実施を図るために、地区組織活動のリーダーとしてのいわき市健康推進員活動が積極的に展開されるよう、業務委託や健康推進員育成支援研修を実施する。	健康推進員育成数	123 人	123 人	123 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
健康いわき２１計画推進事業	疾病予防や健康づくりに関する情報をまとめた「健康だより」の配布及び健康づくりに関するイベントや講演会、表彰等を行う「健康いわき２１推進市民大会」の開催を通し、市民の「健康づくり」に対しての意識向上を促し、「健康いわき２１」計画推進を図る。	－	－	－	－
いわき市保健委員の育成・支援	地域住民の保健衛生思想の普及、向上を図り、組織的公衆衛生活動を行うため、いわき市保健委員の育成・支援に努め、市民の健康を守り、明るく住み良いまちづくりを推進する。	－	－	－	－
食育推進事業	食育基本法及び「いわき市食育推進計画」に基づき、計画の定期的な進捗状況管理や、食育推進委員会を通し、関係団体等との連携・強化による取組みを推進し、食育を総合的かつ効果的に実施する。	委員会開催回数	2 回	4 回	3 回
健康・栄養推進事業	健康増進法に基づき、高齢者施設を含む特定給食施設等に対して栄養に関する専門的指導（研修会、巡回指導、電話・来所相談）を行うとともに、栄養の改善・その他の生活習慣の改善に関する「栄養指導・栄養相談」について重点的に取り組む。また、食品表示法の施行に伴い、栄養成分表示の活用について消費者教育を行い、健康増進や生活習慣病の発症並びに重症化予防を図る。	研修会実施回数	2 回	2 回	2 回
口腔・栄養ケア推進事業	歯科衛生士及び栄養士が、療養上保健指導が必要であると認められている者及びその家族等を対象に訪問を行い、口腔内・栄養状態を調査し、指導・助言を行う。また、市民を対象に生活習慣病及びフレイル、低栄養を予防し健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持向上に係る健康教育等を実施する。	訪問口腔・訪問栄養指導延件数	180 件	180 件	180 件
たばこ対策事業	世界禁煙デー・禁煙週間等のキャンペーン、健康教育、各種団体の講習会等の機会を捉えて、たばこの害や受動喫煙の影響についての知識の普及・啓発を行う。また、健康増進法の一部改正に伴う事業者向けの説明会を開催し、管理権原者及びその他関係者等に周知及び相談対応を徹底するとともに、「空気のきれいな施設・車両」認証制度等のステッカー事業を実施して、市民が望まない受動喫煙に巻き込まれないような環境づくりを推進していく。	健康教育等の実施回数及び参加者数	健康教育 3 回 300 人	健康教育 3 回 300 人	健康教育 3 回 300 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】	令和２年２月２０日に「魚食の推進に関する条例」が制定され、栄養バランスの良い健全な食生活の実現を目指すとともに、地産地消を推奨するため、公民館市民講座の料理教室等と連携した活動等を通して、魚食普及を推進する。	公民館料理教室開催回数	24 回	24 回	24 回
介護予防・生活支援サービス事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	25 事業所	30 事業所	35 事業所
		通所型短期集中予防サービス事業所数	5 事業所	6 事業所	7 事業所
いわき市シルバーリハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	96 人	96 人	96 人
介護予防ハイリスク者把握事業	体を動かさない状態が続くことによって心身の機能が低下して動けなくなる「廃用症候群」や「生活習慣病」などが悪化する可能性の高い高齢者を市が保有するデータを基にＡＩ機能を活用して抽出し、適切な医療・介護の専門機関へ誘導したり、さらには、つどいの場やシルバーリハビリ体操などの介護予防施策につなげていく。	個別訪問件数	500 件	500 件	500 件
介護予防ケアマネジメント支援会議	介護関係者のスキルの向上、参加者同士のネットワーク構築を通して高齢者のＱＯＬの向上を図るため、ケアマネジャー（介護支援専門員）及びサービス提供事業所に対し、高齢者の課題改善が図れるよう専門職の多角的視点から具体的な支援方法やケアプランの目標設定等についてアドバイスを行う。	要介護度の維持・改善率	対象者数の 50%	対象者数の 55%	対象者数の 60%
介護保険サービス（リハビリテーション、機能訓練、口腔や栄養に係る取組みの強化）	計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化、また、通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進等、リハビリテーション提供体制の効率的な推進を行うことで、質の高いサービスの提供を促進する。	－	－	－	－

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
つどいの場創出支援事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月２回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
		高齢者参加率	10%	10%	10%
介護予防意識の普及・啓発	一般高齢者を対象として介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域住民を対象とした健康教育を実施する。	健康教室及び相談会開催回数	90 回	90 回	90 回
		健康教室及び相談会参加人数	1,440 人	1,440 人	1,440 人
三和ふれあい館の活用	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,900 人	23,900 人	23,900 人
老人福祉センター、老人憩いの家の活用	老人福祉センター及び老人憩いの家は、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討する。	利用者数	35,200 人	35,200 人	35,200 人
住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第３層協議体設置数	13 団体	13 団体	13 団体

５　生きがいづくりと社会参加の促進

より多くの高齢者が、ボランティア活動を通して地域社会との交流を図る場へ参加できるような取組みを推進するとともに、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、関係機関と連携強化を図り、地域における多様な就業機会を確保・提供していきます。

（１）施策の方向性

①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供

【いきいきシニアボランティアポイント事業の拡充】

いきいきシニアボランティアポイント事業は、高齢者の自主的な介護予防活動や地域福祉活動等を積極的に奨励、支援することを目的として、今後も介護予防のために必要な生きがいづくりや、社会とのつながりをつくる一助となるよう継続して実施していきます。

また、事業への参加者や参加していない方及び受入れ機関の声を参考に今後も事業展開していくこととし、現在の参加者が継続して参加しやすく、かつ新規の高齢者もより参加しやすい環境をつくることを目指します。

②地域社会との交流の場の提供

【老人クラブへの支援】

老人クラブは高齢者の老後の活動の選択肢のひとつとして重要です。健康増進や生きがいづくりにつながる活動を自発的に行うことができるよう、引き続き活動費補助などの財政的支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来の活動が困難な状況にあるため、今後は「新しい生活様式」を踏まえて、活動内容の変更等について老人クラブ連合会と検討していきます。

③就労機会の確保

【シルバー人材センターへの支援】

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労、社会参加ができる環境整備を進めることが求められます。そのひとつとして、高齢者がより一層自身の能力や経験を活かせるよう、シルバー人材センターに対し引き続き財政的な支援を行うとともに、多様な就労機会が提供されるようハローワーク等関係機関との連携を図ります。

（２）視点５に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
いきいきシニアボランティアポイント事業	高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防を目的に、市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	参加者数	1,200 人	1,500 人	2,000 人
公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催【教育活動推進事業】	市内３７公民館において、それぞれの地域の特性を活かした講座や地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。	講座数	44 講座	44 講座	44 講座
		参加人数	1,320 人	1,320 人	1,320 人
防犯まちづくり推進事業	いわき市防犯まちづくり推進条例に基づき、市長からの諮問に応じ、いわき市防犯まちづくり推進協議会を開催する。また、防犯パトロール用品等を購入し、各種啓発活動を実施する。	防犯パトロール用品無償貸与数	40 件	40 件	40 件
高齢者等肉用雌牛貸付事業	高齢者等の福祉の増進と肉用牛資源の確保を目的として、満６０歳以上の牛飼養経験のある高齢者等に肉用雌牛の貸付を行い、５か年の貸付期間満了後に借受者へ譲渡する。	貸付頭数	5 頭	5 頭	5 頭
老人クラブの育成・支援	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。今後、老人クラブが自主的な健康づくり活動を行う場合の支援や、老人クラブへの加入促進のための広報・普及事業への側面的な支援を行う。	老人クラブ数	92 ｸﾗﾌﾞ	92 ｸﾗﾌﾞ	92 ｸﾗﾌﾞ
		会員数	3,855 人	3,855 人	3,855 人
シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催	高齢者の創作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢福祉の増進を図ることを目的として、高齢者が作成した作品を公募して公開・表彰を行う創作展及び踊り等を発表する場を提供する芸能祭を開催する。	作品の出品数	382 点	382 点	382 点
		参加者数	249 人	249 人	249 人
		入場者数	430 人	430 人	430 人
世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施	高齢者と若年世代が、伝統活動（昔の遊び・道具づくり等）を通じて互いにふれあいながら、相手に対する理解を深め、伝統活動を継承することを目的として、教室を実施する。	参加人数	1,000 人	1,000 人	1,000 人
シルバーピアードの開催	老人クラブ会員同士の交流と健康づくりを目的として、市内の老人クラブが一堂に会し、競技やいわき踊り等のレクリエーションを開催する。	参加人数	700 人	700 人	700 人

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
シルバーレクリエーションの推進	高齢者のレクリエーションの参加を促すことで、高齢者の生きがいづくりを推進し、健康を高めるため、老人クラブなどがゲートボール・輪投げ等の高齢者向けスポーツ用具等の整備を行う際にその費用の一部を補助する。	補助件数	３件	３件	３件
地区敬老会の開催	老人福祉法第５条に基づく行事として、市内に住む高齢者を招待し、その長寿を祝い、高齢者に対する敬愛の念を表するため地区敬老会を開催し、金婚の表彰等を行う。	入場者数	4,200 人	4,200 人	4,200 人
敬老祝金の支給	高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給する。 〇米寿（８８歳）祝金：５万円 〇百歳賀寿祝金：２０万円	支給率	100%	100%	100%
生涯スポーツの普及事業	生涯にわたってスポーツを楽しむことができるまちを目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するなど、市民が気軽にスポーツに親しむことができる場を提供するとともに、地域の住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成支援を図る。	スポーツ教室等参加者数	3,700 人	3,700 人	3,700 人
つどいの場創出支援事業 ※再掲	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月２回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
		高齢者参加率	10%	10%	10%
いわき市シルバーリハビリ体操事業 ※再掲	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	96 人	96 人	96 人
住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第３層協議体設置数	13 団体	13 団体	13 団体

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
三和ふれあい館運営事業 ※再掲	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設 利用者数	23,900 人	23,900 人	23,900 人
老人福祉センター等施設整備事業 ※再掲	老人福祉センター及び老人憩いの家は、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討する。	利用者数	35,200 人	35,200 人	35,200 人
さかなの日推進事業【いわき産水産物魚食普及推進事業】 ※再掲	令和２年２月２０日に「魚食の推進に関する条例」が制定され、栄養バランスの良い健全な食生活の実現を目指すとともに、地産地消を推奨するため、公民館市民講座の料理教室等と連携した活動等を通して、魚食普及を推進する。	公民館料理教室開催回数	24 回	24 回	24 回
シルバー人材センターの活動支援	「シルバー人材センター」は、就労を通した高齢者の生きがい対策の役割を担っていることから、行政としての支援を継続し、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指すなど、センターの自主的な活動の促進を図る。	延就業人数	83,726 人	83,726 人	83,726 人

６　地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

国を挙げて取り組んでいる介護離職ゼロや地域医療構想の推進に伴い、今後さらに拡大する介護サービスへの需要に対応できるよう、必要となる介護人材の確保に向け、これまで以上に介護の仕事が魅力ある職業として認知されるような取組みを重点的に実施します。

併せて介護人材及び介護サービスの質を向上させる取組みを実施し、国、県及び事業者等と連携を図りながら、本市の実情に応じた取組みを推進します。

（１）施策の方向性

①介護の仕事の魅力向上

【小中学生に対する講座の普及啓発】

介護職についての否定的なイメージを払拭するために、将来にわたる介護人材の担い手となる小中学生に対して、介護の仕事についての魅力を発信する出前講座を令和２年度に新設しました。車いすなど、介護について体験を通して身近に感じてもらうとともに、介護職に対して正しい認識のもと肯定的なイメージを持ってもらうため、出前講座の周知に取り組みます。

②多様な人材の確保・育成

【セミナーの開催】

介護人材の育成と定着を図るため、引き続き、役職や経験年数等に応じたセミナーを開催します。特に、将来のチームマネジメントを担うことが想定される人材の育成等に寄与するセミナーを開催することによって介護人材の質の向上を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響や事業所の都合により、研修に参加できない職員への支援策についても併せて検討します。

【生活援助サービスの推進】

高齢者宅を訪問し、洗濯、掃除、調理等の家事援助を行う生活援助サービスは、専門的な資格やスキルを持っていなくても、市が主催する研修を修了した方であれば行うことが可能であり、介護専門職の負担の軽減に寄与しています。

今後も高齢者ニーズの多様化や介護人材の不足に対応するため、多様な人材が担うことが可能な生活援助サービス等の取組みを、今後も推進していきます。

③介護サービスの質の向上

【介護給付等費用適正化事業】

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

適切なサービスの確保と不適切な給付の削減を図ることにより、介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、ケアプラン等の点検及び指導を行います。

④生産性の向上を通じた労働負担の軽減

【介護ロボットの導入支援等】

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進や介護職員の負担軽減を目的として、その普及を促進しており、平成 27 年度から県の地域医療介護総合確保基金も活用されているところです。令和２年度からは施設の大規模修繕の際に合わせて行うロボット・センサー、ＩＣＴの導入を基金の補助対象へ拡充することもあり、それらの積極的な周知を図るなど、引き続き介護ロボットの導入支援を行います。

⑤外国人介護人材の活用の検討

【外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討】

外国人人材の活用については、経済連携協定（ＥＰＡ）等に基づき、入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設を増やす支援等を引き続き検討していきます。

（２）視点６に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
介護人材育成事業	次代の介護職員となり得る小中学生への意識付け及び学習体験を実施するほか、市内の介護関連資格取得事業者への求人情報提供や潜在的有資格者の掘り起こしに努める。	出前講座開催回数	10 回	10 回	10 回
高校生就職支援事業	新規高卒者の地元定着に向けて、保護者も対象とした、地元企業合同説明会のほか、直接職場を訪問する企業見学会、「先輩社員」による職業講話等を実施し、市内留保率の向上に努める。	参加生徒延人数（全業種）	3,000 人	3,000 人	3,000 人
福祉介護人材定着支援事業	将来的に介護人材が不足する見通しが示されており、また、高齢者数の増加により多様な介護支援が必要になっていることに伴い、介護サービスの質の向上が求められていることから、介護保険サービス事業所の経営者及び介護職員に対して、介護人材の定着及び介護サービスの質を向上させるための研修等を行う。	受講者数	100 人	100 人	100 人
資格取得の支援	ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として給付金等を支給する。	事業対象者の養成機関卒業時就職率	100%	100%	100%
介護給付等費用適正化事業	受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業所に適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していく。	ケアプランの点検件数	300 件	350 件	400 件
介護相談員派遣事業	事業所に介護相談員を派遣し、利用者の相談窓口のひとつとして、利用者に面接し、不満や疑問を聞き、事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	派遣事業所数	55 事業所	55 事業所	55 事業所
介護予防・生活支援サービス事業 ※再掲	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	25 事業所	30 事業所	35 事業所
		通所型短期集中予防サービス事業所数	5 事業所	6 事業所	7 事業所

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援【地域医療介護総合確保基金】	介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕（概ね１０年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に対し、補助金を交付する。	－	－	－	－
外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討	外国人人材の活用については、令和元年度に実施したアンケートの内容を踏まえつつ、経済連携協定（ＥＰＡ）等に基づき、入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設を増やす支援等を検討する。	－	－	－	－

７　医療と介護の連携強化

医療と介護の連携については、市医師会や地域包括支援センターなど様々な団体において顔の見える関係づくりを行っており、連携体制の構築と強化が図られてきました。

引き続き、連携に関する課題を把握し、その解決策について協議していくとともに、成果指標を設定し、進捗管理を行うなど、連携の深化に取り組んでいきます。

また、広く市民に対しても健康維持、在宅医療やリビングウィル等についての理解や啓発を行っていきます。

（１）施策の方向性

①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実

【医療と介護連携促進部会】

これまでに引き続き、医療と介護連携に関する課題を抽出し、その解決策を協議していくとともに、退院調整率等の成果指標を設定し、成果指標の進捗管理を行っていきます。

また、連携をさらに深めていくため、開催時期等についても考慮し、協議の場を多く設けられるよう取り組んでいきます。

【在宅医療・介護連携情報リスト】

定期的にリストの掲載情報を更新していきます。

また、リストをより有益なものとしていくために、必要に応じてリストへの掲載項目や情報共有のあり方を見直し、医療と介護連携促進部会等で協議を行っていきます。

【いわき医療圏退院調整ルール】

ルールの運用状況や課題の解決策を協議する運用評価会議を開催し、成果指標である退院調整率の向上に向けて、ルールの運用徹底と病院・介護支援専門員間の連携強化に引き続き取り組みます。

②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成

【いわき市在宅医療・介護連携支援センター】

病院や介護事業所等に対し、チラシや訪問による周知を行っていくとともに、市医師会や地域包括支援センターとの連携を深め、相談支援体制を強化していきます。

また、市医師会との共催による在宅医療推進のための多職種研修会や在宅医療出前講座を実施していくことで、在宅療養を希望する方が、自宅や施設などの住み慣れた生活の場で、最期まで自分らしく生きることができるよう、看取り等に必要な体制の強化や市民への啓発にも取り組みます。

【在宅医療推進のための多職種研修会】

グループワークや事例検討を中心とした研修会を開催し、医師と他の職種（介護・福祉等）との連携強化による在宅医療の推進に引き続き取り組んでいきます。

また、感染症対策や利便性の観点から、ＷＥＢ会議などのＩＣＴを活用する方法も検討していきます。

③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

【在宅医療出前講座】

これまでに引き続き、在宅医療やリビングウィル等の啓発を行っていきます。

また、多くの市民に受講してもらえるよう、より効果的な周知や動員方法を検討し、開催地区の民生委員や地域包括支援センター等との連携をさらに強化していきます。

（２）視点７に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
いわき医療圏退院調整ルールの運用	病院から退院後に切れ間なく介護サービスを受けられるようにするため、病院とケアマネジャー（介護支援専門員）が連携し、入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである「退院調整ルール」について、運用状況や課題を定期的に把握し、退院時の連携体制の構築を図る。	退院調整率（退院時に病院からケアマネジャーに連絡があった割合）	90%	93%	95%
在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催	在宅医療を推進するために、「医療」「介護」「福祉」「行政」等の様々な職種がグループワークや事例検討を通し、顔の見える関係づくり構築のための研修会を、市医師会との共催により開催し多職種連携の推進を図る。	受講者数	120 人	120 人	120 人
在宅医療出前講座（共催事業）の開催※再掲	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について、市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により出前講座を開催する。	開催地区	7 地区	7 地区	7 地区
		参加者数	300 人	300 人	300 人

８　認知症対策の推進

国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」の観点から、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症の状態像に合わせた適時適切な医療・介護サービスが提供される体制の構築を図ります。

また、認知症の方とその家族を支えるため、認知症の正しい理解の普及啓発をもとにした地域づくりを進めていきます。

（１）施策の方向性

①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築

【認知症多職種協働研修会の開催】

認知症の状態像に応じた適時適切な医療・介護サービスの提供を図るため、引き続き「医療」「介護」「行政」関係者間の連携を図る多職種研修会の開催等を通じ、認知症の方とその家族を支援する体制の構築を図ります。

また、認知症の気づきから診断、介護サービスにつながるまでのいわゆる「空白の期間」の支援が重要であることから、認知症疾患医療センターを中心にかかりつけ医や認知症サポート医、認知症専門医の連携強化を図ります。

②認知症に関する正しい知識と理解の促進

【認知症サポーター養成の推進】

認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともにつくっていくことが必要であることから、認知症の人と関わる機会が多いと想定される職域に対する認知症サポーター養成を推進するほか、引き続き、子どもや学生に対して認知症への理解促進を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の修了者の学習の機会として、認知症ステップアップ講座の開催や認知症講演会の開催などを通じて、認知症への理解促進を図るとともに、地域における認知症サポーターの活動を創出するための仕組みであるチームオレンジ等の構築に向けた検討を進めていきます。

さらに、認知症あんしんガイドについて引き続き作成を行い、関係機関の窓口や認知症サポーター養成講座等での配布を行います。

③本人とその家族への支援の充実

【本人ミーティングの開催】

認知症の本人が自分の希望等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の場を創出し、継続的に開催していきます。

【オレンジカフェ以和貴の設置の促進】

認知症の人とその家族の居場所と地域のつながりの場であるオレンジカフェについては、設置地区が都市部に集中していることから、特に、中山間地域での設置を推進していきます。

【認知症初期集中支援チームの連携促進】

認知症の早期発見・早期対応を図り、専門職の包括的・集中的支援による認知症の方や、その家族の自立支援を目的とした認知症初期集中支援チームと、地域の医療機関や介護機関との有機的な連携を構築していきます。

④本人とその家族の視点の重視

【本人とその家族のニーズの把握】

本人ミーティングやオレンジカフェ等を通じて、認知症の方とその家族のニーズを把握し、生きがい支援や社会のつながりの維持など、認知症の方とその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

（２）視点８に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
認知症多職種協働研修会	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの構成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れのない支援体制の構築を目的に研修会を開催する。	開催回数	2 回	2 回	2 回
		参加人数	150 人	150 人	150 人
認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト（ボランティアの講師）による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	認知症サポーター養成数	3,000 人	3,000 人	3,000 人
認知症地域支援推進員の配置	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を設置する。	配置人数	9 人	9 人	9 人
オレンジカフェ以和貴	商業施設や介護施設等で地域の方のつどいの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	開催箇所	14 か所	14 か所	14 か所
		開催回数	168 回	168 回	168 回
認知症初期集中支援チーム	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。	対応件数	40 件	40 件	40 件

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業 ※再掲	徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な捜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85 団体	87 団体	89 団体
徘徊高齢者家族支援サービス事業	行方不明となった高齢者の早期発見や家族の方の精神的負担の軽減を図ることを目的に、徘徊のおそれのある認知症高齢者の家族に小型のＧＰＳ端末を貸与する。	利用件数	9 件	9 件	9 件
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 ※再掲	要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0 床	36 床	36 床
本人ミーティング	認知症の方と介護者を対象に、自分の希望や必要としていることなどを当事者同士で語り合う場として、本人ミーティングを開催する。	－	－	－	－

９　災害や感染症対策に係る体制整備

台風や豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の発生において、公助だけでの対応は困難であることが明らかとなりました。高齢者が安心・安全に生活できるよう、自助・互助・共助・公助による支え合いの地域社会を目指し、「いわき市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制の強化を図るとともに、県、庁内関係部署及び事業者と連携し、感染症予防対策及び発生時における支援体制の整備を図ります。

（１）施策の方向性

①災害対策の充実

【避難行動要支援者の支援体制の強化】

避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

【福祉避難所の開設】

公設施設や災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結している福祉施設等と連携して福祉避難所を開設し、一般の避難所では避難生活の維持が困難な方を受け入れます。また、平常時から備蓄物資を配備し、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

②感染症対策の充実

【感染症拡大防止のための支援】

インフルエンザやノロウイルス、O-157 といった従来からの感染症に加え、とりわけ令和元年から世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策については、「いわき市新型コロナウイルス感染症対策対応方針」に基づき、介護事業所等に対して感染拡大防止策の周知・啓発を行うとともに、感染症発生時に備え、感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進や、県や介護事業所等と感染症発生時の連携体制を構築していきます。

また、平常時からマスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染症発生時には関係課との連携のもと、感染防止のために必要となる情報やマスク、消毒液等の衛生用品の提供等を行います。

（２）視点９に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標（目標値）	目　標　値		
			令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）
避難行動要支援者避難支援事業 ※再掲	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数	9,500 人	10,300 人	11,100 人
緊急通報システム事業 ※再掲	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らしの重度身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	設置件数	842 件	842 件	842 件
いわき見守りあんしんネット連絡会を通した見守り・声かけ活動 ※再掲	本市に居住する高齢者等が地域から孤立することを防止し、安心して地域で生活できる環境を確保するため、住民の日常生活に密接に関わる団体や事業所等に参加してもらい、事業所や企業等の通常の業務において、急病や虐待などの兆候を確認した際、また認知症による徘徊等の事故発生時などにおいて、速やかに連携が図れるようネットワーク体制を構築し、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与する。	「いわき見守りあんしんネット連絡会」登録団体数	85 団体	87 団体	89 団体
高齢者等救急医療情報キット配布事業 ※再掲	日常生活における安心と安全の確保を図るため、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	配布数	400 セット	400 セット	400 セット
予防接種事業（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌） ※再掲	６５歳以上の高齢者及び６０～６４歳の身体障害者手帳１級相当の障がいを有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	－	－	－	－
結核予防事業 ※再掲	６５歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%

第6章　介護保険サービスの見込み量と保険料

1　前計画の実績

（1）前計画期間中の介護保険サービスの利用実績

①介護保険サービス給付額

前計画期間中の介護保険サービス給付額（介護予防サービスを含む）について、平成 30 年度の総給付額は合計で 26,327 百万円でしたが、令和元年度は 27,121 万円まで増加しています。また、令和２年度の給付額についても、令和元年度より増加する見込みとなっています。

前計画策定時の計画値と実績値を比較すると、居宅サービス及び地域密着型サービスについてはほぼ計画値の通りとなっていますが、施設サービスについては実績値が計画値をやや上回っています。総給付費の実績値は、３年間の合計でほぼ計画値の通りとなる見込みです。

図表６－１－１　介護保険サービス給付額の実績

単位：百万円

	平成 30 年度※1	令和元年度※1	令和２年度（見込み値※2）
施設サービス			
計画値（百万円）：A	7,749	8,078	8,078
実績値（百万円）：B	7,932	8,303	8,603
計画比（%）：B／A	102.4%	102.8%	106.5%
居宅サービス※3（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	13,028	13,114	13,196
実績値（百万円）：B	12,927	13,226	13,710
計画比（%）：B／A	99.2%	100.9%	103.9%
地域密着型サービス（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	5,496	5,601	5,875
実績値（百万円）：B	5,468	5,592	5,807
計画比（%）：B／A	99.5%	99.8%	98.8%
総給付費			
計画値（百万円）：A	26,273	26,793	27,149
実績値（百万円）：B	26,327	27,121	28,119
計画比（%）：B／A	100.2%	101.2%	103.6%

※1：平成 30 年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和元年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。
※2：令和２年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。
※3：介護予防支援・居宅介護支援を含む。

②介護サービスの種類別利用者数

前計画期間における各サービスの年間利用者数については、次の通りです。

図表６－１－２　介護保険サービス種類別利用実績（年度別の年間利用者数、介護予防を含む）

単位：人／年

		平成 30 年度※1	令和元年度※1	令和２年度（見込み値※2）
施設サービス		30,782	31,449	31,488
	介護老人福祉施設	15,591	16,181	16,344
	介護老人保健施設	13,559	13,439	13,224
	介護医療院※3	141	1,216	1,596
	介護療養型医療施設※3	1,491	613	324
居宅サービス		242,988	248,879	254,460
	訪問介護	40,010	40,114	40,128
	訪問入浴介護	3,163	3,105	3,096
	訪問看護	9,064	10,468	11,628
	訪問リハビリテーション	3,637	2,180	2,208
	居宅療養管理指導	15,010	16,240	16,476
	通所介護	48,747	48,779	49,488
	通所リハビリテーション	20,469	20,396	20,628
	短期入所生活介護	12,630	12,977	13,188
	短期入所療養介護（老健）	1,706	1,786	1,380
	短期入所療養介護（病院等）	19	22	12
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
	福祉用具貸与	79,228	83,286	86,244
	特定福祉用具販売	1,618	1,645	1,788
	住宅改修	1,545	1,419	1,308
	特定施設入居者生活介護	6,142	6,462	6,888
地域密着型サービス		36,344	37,872	38,748
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	17	24
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	1,864	1,947	2,004
	小規模多機能型居宅介護	5,093	4,952	5,004
	認知症対応型共同生活介護	6,513	6,638	6,636
	地域密着型特定施設入居者生活介護	295	297	252
	地域密着型介護老人福祉施設	3,712	3,751	3,720
	看護小規模多機能型居宅介護	229	209	228
	地域密着型通所介護	18,624	20,061	20,880
居宅介護支援・介護予防支援		126,092	128,488	129,492

※1：平成 30 年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和元年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和２年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：令和６年３月末までに、介護療養型医療施設が介護医療院へ移行することにより、介護医療院の上昇幅及び介護療養型医療施設の減少幅が大きい。

③介護サービスの種類別保険給付額

前計画期間における各サービスの年間保険給付額については、次の通りです。

図表６－１－３　サービス種類別利用実績（年度別の年間保険給付額、介護予防を含む）

単位：百万円

	平成 30 年度※1	令和元年度※1	令和２年度（見込み値※2）
施設サービス	7,933	8,303	8,603
介護老人福祉施設	3,878	4,103	4,255
介護老人保健施設	3,568	3,617	3,748
介護医療院※3	42	401	499
介護療養型医療施設※3	445	182	101
居宅サービス	11,316	11,557	12,015
訪問介護	2,411	2,477	2,559
訪問入浴介護	170	168	171
訪問看護	284	332	398
訪問リハビリテーション	110	68	71
居宅療養管理指導	106	109	106
通所介護	3,717	3,787	3,917
通所リハビリテーション	1,103	1,081	1,122
短期入所生活介護	1,045	1,045	1,079
短期入所療養介護（老健）	146	170	126
短期入所療養介護（病院等）	3	3	2
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	954	984	1,034
特定福祉用具販売	59	60	69
住宅改修	133	119	116
特定施設入居者生活介護	1,075	1,154	1,245
地域密着型サービス	5,468	5,592	5,807
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	261	257	264
小規模多機能型居宅介護	1,043	1,007	1,030
認知症対応型共同生活介護	1,613	1,660	1,709
地域密着型特定施設入居者生活介護	63	61	53
地域密着型介護老人福祉施設	1,027	1,060	1,095
看護小規模多機能型居宅介護	52	50	50
地域密着型通所介護	1,407	1,495	1,604
居宅介護支援・介護予防支援	1,609	1,669	1,696

※1：平成 30 年度の実績値は、厚生労働省の「介護保険事業報告（年報）」、令和元年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：令和２年度の見込み値については、厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：令和６年３月末までに、介護療養型医療施設が介護医療院へ移行することにより、介護医療院の上昇幅及び介護療養型医療施設の減少幅が大きい。

（２）施設・居住系サービスの基盤整備

本市では、前計画期間を通じ、在宅での生活が困難な要介護高齢者が、介護施設等に入所し様々な介護サービスを受けることができる施設・居住系サービスについて、基盤整備を進めてきました。

また、施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスに含まれる部分に関しても、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、整備を推進してきました。

前計画での整備目標に対し、施設・居住系サービスの整備の令和２年度末の整備見込みは図表６－１－４のようになっています。また、施設・居住系サービスのうち地域密着型サービスに含まれる部分について、日常生活圏域別の指定状況は図表６－１－５の通りとなっています。

図表６－１－４　施設・居住系サービスの整備状況

単位：床

	前期計画での整備目標	令和２年度末の整備状況（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,698	1,625
大規模	1,330	1,315
地域密着型	368	310
介護老人保健施設	1,189	1,189
非転換	1,168	1,168
介護（医療）療養型からの転換	21	21
介護医療院	59	138
非転換	0	0
介護（医療）療養型からの転換	59	138
介護療養型医療施設	136	30
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	660	660
特定施設入居者生活介護	1,103	1,087
介護専門型	25	25
混合型	1,051	1,035
地域密着型	27	27
合　計	4,845	4,729

図表６－１－５　施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスの整備状況
（令和２年度末時点（見込み））

単位：床

区　　分（介護予防含む）	合　計	第１圏域 平市街地	第２圏域 平北部	第３圏域 平東部	第４圏域 平南部	第５圏域 小名浜市街地・東部
地域密着型特別養護老人ホーム	310	29	0	0	29	58
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	660	72	45	9	36	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	18	0	0	9	0

区　　分（介護予防含む）	第６圏域 小名浜西部	第７圏域 小名浜北部	第８圏域 勿来中部・南部	第９圏域 勿来北部・田人	第 10 圏域 常磐・遠野	第 11 圏域 内郷
地域密着型特別養護老人ホーム	29	29	29	20	29	29
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	27	27	45	99	48	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0

区　　分（介護予防含む）	第 12 圏域 好間・三和	第 13 圏域 四倉・久之浜・大久	第 14 圏域 小川・川前
地域密着型特別養護老人ホーム	29	0	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	45	36	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

２　介護保険サービスの給付見込み量推計

（１）推計方法の概略

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

≪推計の手順≫	
（１）	本計画期間の将来人口を推計。
（２）	令和２年９月末日時点における要介護・要支援認定者数に基づき、本計画期間の要介護・要支援認定者数を推計。
（３）	本計画での整備計画に基づく、本計画期間の施設・居住系サービスの定員数に、令和２年度の利用率等を加味して、本計画期間の施設・居住系サービス利用者数を推計。
（４）	要介護・要支援認定者数から上記（３）で推計した施設・居住系サービスの利用者数を除き、「在宅サービス対象者数」を推計。これに令和２年度の利用実績に基づき設定した在宅サービスの利用率を乗じ、本計画期間における各サービスの利用者数を推計。 また、一部の在宅サービスについては、令和２年度の利用実績から本計画期間における「利用者１人あたりの利用回数」を設定し、これをサービスごとの利用者数に乗じて全体の利用回数を推計。
（５）	施設・居住系サービス及び在宅サービスの利用者数（一部の在宅サービスについては利用回数）に、令和２年度の利用実績から設定した単価（１人あたり、または１回あたりの保険給付額）を乗じ、保険給付額を算出。

（２）施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方

①本市の施設整備方針

本市では、これまで「市高齢者保健福祉計画」に基づき、施設・居住系サービスの整備を進めてきました。

高齢化の進行に伴う介護サービス需要の増加に加え、認知症高齢者、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加にも対応するため、本市では今後も施設・居住系サービスの整備に取り組みます。また、現在国を挙げて進められている「介護離職ゼロ」に向けた取組みや、地域医療構想の推進に伴う介護施設等の追加的需要等も踏まえつつ、一方で介護人材の確保が困難であるという現状についても勘案しながら、在宅サービスと施設サービスとのバランスがとれた基盤整備を図っていきます。

なお、高齢者が、できるかぎり身近な地域においてサービスを受けながら生活し続けられることを目的に創設された地域密着型サービスのうち、施設･居住系サービス（地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域ごとにサービス整備目標を定めることとされているとともに、日常生活圏域ごとに定めた整備目標量を超える場合には、市は事業所の指定をしないことができるとされています。

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位での地域バランスを考慮しながら整備を進めます。

②施設・居住系サービスの整備目標の設定

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

定員 30 人以上のいわゆる大規模型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、本市においては高齢者の地域生活の継続を支援することに有効かつ、初期の費用や人材確保などの事業者負担が比較的軽くて済む地域密着型の整備を促進する目的から、新たな施設の整備は行わないこととします。なお、入所を希望しているものの、すぐに入所できないために短期入所生活介護を長期的に利用するといった、本来のサービスの趣旨とは異なる利用実態を解消し、併せて特別養護老人ホームの量的確保を図るため、既存の介護老人福祉施設に併設するショートステイ床の一部を介護老人福祉施設へ転換することにより、整備床数の拡大を図ります。

なお、転換にあたっては、ショートステイのレスパイトケア機能等の必要性に鑑み、稼働率等を考慮したうえで施設ごとに転換する床数を決定します。入所希望者の待機状況などを踏まえ、本計画期間中に市全域で 20 床分の整備を行うこととします。

【地域密着型介護老人福祉施設】

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下）について、高齢者が可能な限り小規模で家庭的な雰囲気の中、住み慣れた地域において継続して生活することができるよう、入所希望者の待機状況などを踏まえつつ、本計画期間中に市全域で 116 床分の整備を行うこととします。

整備を行う日常生活圏域については、14 圏域のうち、65 歳以上人口に対する施設の充足率が市内平均より低い９圏域を対象とし、事業所の参入意向などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第１圏域：平市街地　第２圏域：平北部　第５圏域：小名浜市街地・東部
第６圏域：小名浜西部　第８圏域：勿来中部・南部
第 10 圏域：常磐・遠野　第 11 圏域：内郷　第 12 圏域：好間・三和
第 14 圏域：小川・川前

【介護老人保健施設】

介護老人保健施設については、平成 30 年に施行された改正介護保険法において、施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが、より明確化されました。なお、介護老人保健施設については、一定程度の整備が図られていることから、新規及び既存施設の増床については、新たな整備目標を設定せず、現状を維持することとします。

【介護医療院・介護療養型医療施設】

介護療養型医療施設については、平成 30 年３月 31 日をもって廃止となる予定でしたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、廃止の期限が令和６年３月 31 日まで延期されることになりました。

なお、新たな転換先として、平成 30 年４月１日から「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた「介護医療院」が創設されることになりました。こうした動きを受け、今後は介護療養型医療施設から介護医療院等への転換を円滑に進めることができるよう、支援を行っていきます。

なお、介護医療院については、令和６年３月 31 日をもって廃止となる介護療養型医療施設や、地域医療構想の推進に伴う医療療養病床等からの転換分のうち市で整備意向を把握している 85 床を整備するほか、把握していない分についても整備を無条件に受け入れることとし、新規の施設整備についての目標は設定しないこととします。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、「住み慣れた地域での小規模共同生活」という本サービスのあり方は、認知症高齢者の安定した生活を支援する有効な選択肢のひとつと考えられます。また、介護老人福祉施設の重点化に伴い入所者の条件が原則として要介護３以上に限定されたことで、認知症の要介護認定者の住まいとして、グループホームの役割は今後ますます大きくなると考えられます。こうした状況を踏まえつつ、今後のニーズ等を検討し、本計画期間中に市内全域で 72 床分の整備を行うこととします。

地域の設定については、14 圏域のうち、65 歳以上人口に対するグループホームの充足率が、整備完了後の市内平均より低い８圏域を整備圏域の対象とし、事業所の参入意向などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第３圏域：平東部　第４圏域：平南部　第５圏域：小名浜市街地・東部
第６圏域：小名浜西部　第７圏域：小名浜北部　第８圏域：勿来中部・南部
第 10 圏域：常磐・遠野　第 13 圏域：四倉・久之浜・大久

【特定施設入居者生活介護】

特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護認定者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれます。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえて検討し、本計画期間中に市内全域で 120 床分の整備を行うこととします。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）は、グループホームと同様「住み慣れた地域での小規模共同生活」というあり方に基づき、高齢者の安定した生活を支援する有効な選択肢のひとつと考えられます。特別養護老人ホームの待機者の受入れなどを期待されていますが、事業者の参入意向がないため、新たな整備目標は設定しないこととします。

【養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）】

養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）については、すでに一定程度の整備が図られていることや、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住宅型施設の整備が進んできている状況などを受け、本計画期間中に新たな整備は行わず、現状を維持することとします。なお、老朽化が進んでいる施設もみられるため、老朽化対策等については、事業者と協議していきます。

図表６－２－５　地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を行う圏域

日常生活圏域		地域密着型 介護老人福祉施設	認知症対応型 共同生活介護
第１圏域	平市街地	○	
第２圏域	平北部	○	
第３圏域	平東部		○
第４圏域	平南部		○
第５圏域	小名浜市街地・東部	○	○
第６圏域	小名浜西部	○	○
第７圏域	小名浜北部		○
第８圏域	勿来中部・南部	○	○
第９圏域	勿来北部・田人		
第 10 圏域	常磐・遠野	○	○
第 11 圏域	内郷	○	
第 12 圏域	好間・三和	○	
第 13 圏域	四倉・久之浜・大久		○
第 14 圏域	小川・川前	○	

※○の付いている圏域に対し、サービスの基盤整備を行う。

③施設・居住系サービスの年度別整備目標

本計画期間中の各年度における、施設・居住系サービスの整備目標は次の通りです。

図表６－２－６　本計画期間における、施設・居住系サービスの年度別整備目標

施設等種別		令和２年度末見込み	第９次計画				令和５年度末見込み（目標値）
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計	
介護老人福祉施設		1,625	20	58	58	136	1,761
	大規模	1,315	20			20	1,335
	地域密着型	310		58	58	116	426
介護老人保健施設		1,189					1,189
	非転換	1,168					1,168
	介護（医療）療養型からの転換	21					21
介護医療院		138		39	46	85	223
	非転換	0					0
	介護（医療）療養型からの転換	138		39	46	85	223
介護療養型医療施設		30					30
認知症対応型共同生活介護		660		36	36	72	732
特定施設入居者生活介護		1,087		120		120	1,207
	介護専用型	25					25
	混合型	1,035		120		120	1,155
	地域密着型	27					27
合　計		4,729	20	253	140	413	5,142

※公募により順次整備していく予定（介護（医療）療養型からの転換を除く。）ですが、事業所選定結果等の状況によって、整備時期等が変動する可能性があります。

④施設・居住系サービスの年度別整備目標

ここでは、介護保険法定給付及び地域支援事業以外に、本市が提供する福祉サービスの事業量について示します。

	見込み量	現在の状況
養護老人ホーム	2 施設 180 人分	2 施設　180 人分 ・徳風園…100 人分 ・千寿荘…　80 人分
軽費老人ホーム （従来のケアハウス）	5 施設 180 人分	5 施設　180 人分 ・日之出荘　　…80 人分 ・ハートフルなこそ…30 人分 ・ケアハウスかしま…20 人分 ・ケアハウス恕宥荘…20 人分 ・ケアハウス小名浜…30 人分
経過型 （従来の A 型・B 型）	1 施設 50 人分	1 施設　50 人分 ・悠々の里…50 人分
老人福祉センター	4 施設	4 施設 ・平老人福祉センター ・勿来老人福祉センター ・内郷老人福祉センター ・四倉老人福祉センター
老人憩いの家	1 施設	1 施設 ・小名浜老人憩いの家

（３）介護保険サービスの給付見込み

①　介護給付等対象サービス必要量の確保に向けた方策

本市の広域性や日常生活圏域を踏まえ、地域ケア会議を活用しての課題解決に努めるとともに、サービス事業者の活動エリアとサービス体制を把握しながら、地域包括ケアシステムの構築に向け必要量（目標量）の確保を図ります。

ア　居宅サービス

居宅サービスとは、在宅での介護を中心に自立した生活を送ることを目的にその方の心身の状態に応じたサービスを提供するものです。

○訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについて、サービスの供給体制は、やや不足している状況です。また、東日本大震災復興特別区域法に係る特例措置が令和３年３月で終了するため、サービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションについて、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

短期入所生活（療養）介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、126 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援については、介護サービスや介護予防サービスが必要な方に対し、適切なサービスを提供するための方針を定める重要なサービスであるため、介護支援専門員と連携し、サービスの提供体制整備に努めます。また、ケアマネジメントの質の向上を図るために必要な対策についても検討していきます。

イ　地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活が継続できるように、身近な地域での生活を支えるためのサービスを提供するものです。

地域密着型サービスは原則としていわき市民のみが利用できるものであり、地域包括ケアシステムの構築・深化に関する取組みにおいても、地域の生活を支える基盤として重要な役割を果たすサービスです。

○認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、現状ではまだ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、今後のサービス需要等を見極めながら必要な対策を検討していきます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現状ではまだ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであるため、今後のサービス需要等を見極めながら必要な対策を検討していきます。

○小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護について、サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、不足が見込まれる場合には必要な対策を検討します。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、125 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）については、126 ページに記載の通り、本計画期間において新たな整備目標は設定しないこととします。

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム）については 124 ページに記載の通り、本計画における整備目標に基づき整備を進めます。

○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、サービスの供給体制はやや不足している状況です。サービスの供給が適切に行えるよう、必要な対策を検討します。

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員 18 人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスに移行され、平成 28 年４月より創設されたサービスです。サービスの供給体制は十分に保たれていると見込んでいます。今後もサービスの需給動向に留意し、利用意向等を見極めながら、必要な対策を検討していきます。

ウ　施設サービス

施設サービスとは、在宅での介護が困難になった方が介護保険施設に入所し、日常生活の介護や看護、リハビリテーションや健康管理などのサービスを受けるものです。

なお、本計画期間における対象施設は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の４種類ですが、介護療養型医療施設は令和５年度末をもって介護医療院など他施設への移行期間が終了し、廃止となります。

施設サービスの整備に関しては、本書 124～125 ページに記載した考えに基づき、整備を進めていきます。

②施設サービスの利用者数

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院について、今後の整備計画や過去の利用状況などに基づき、１か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表６－２－１　本計画期間における、施設サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

			令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設サービス利用者数			2,929	2,982	3,084
		対高齢者人口比	3.0%	3.0%	3.1%
	介護老人福祉施設		1,357	1,372	1,372
		要介護１	3	3	3
		要介護２	20	20	20
		要介護３	246	249	249
		要介護４	558	564	564
		要介護５	530	536	536
	地域密着型介護老人福祉施設		310	310	368
		要介護１	0	0	0
		要介護２	11	11	13
		要介護３	60	60	71
		要介護４	127	127	151
		要介護５	112	112	133
	介護老人保健施設		1,102	1,102	1,102
		要介護１	75	75	75
		要介護２	179	179	179
		要介護３	299	299	299
		要介護４	329	329	329
		要介護５	220	220	220
	介護療養型医療施設		27	27	27
		要介護１	0	0	0
		要介護２	3	3	3
		要介護３	4	4	4
		要介護４	9	9	9
		要介護５	11	11	11
	介護医療院		133	171	215
		要介護１	3	4	5
		要介護２	1	1	2
		要介護３	16	21	26
		要介護４	52	67	84
		要介護５	61	78	98

③居住系サービスの利用者数

居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）について、整備計画や過去の利用状況などに基づき、１か月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表６－２－２　本計画期間における、居住系サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

			令和３年度	令和４年度	令和５年度
居住系サービス利用者数			1,148	1,148	1,245
		対高齢者人口比	1.2%	1.2%	1.3%
	認知症対応型共同生活介護		553	553	585
		要介護１	68	68	72
		要介護２	122	122	129
		要介護３	195	195	206
		要介護４	92	92	97
		要介護５	76	76	81
	特定施設入居者生活介護		574	574	639
		要支援１	20	20	23
		要支援２	16	16	18
		要介護１	113	113	126
		要介護２	121	121	135
		要介護３	119	119	132
		要介護４	119	119	132
		要介護５	66	66	73
	地域密着型特定施設入居者生活介護		21	21	21
		要介護１	0	0	0
		要介護２	3	3	3
		要介護３	5	5	5
		要介護４	4	4	4
		要介護５	9	9	9

④在宅サービスの給付量の見込み

ア　在宅サービスの給付量の見込み（介護給付）

在宅サービス（介護給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表６－２－３　本計画期間における、在宅サービス（介護給付）の給付量の推計値

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅サービス				
訪問介護	回／年	887,636	906,631	926,542
訪問入浴介護	回／年	14,734	15,060	15,569
訪問看護	回／年	80,436	82,225	84,002
訪問リハビリテーション	回／年	23,156	23,713	24,280
居宅療養管理指導	人／年	16,560	16,920	17,304
通所介護	回／年	509,538	518,500	527,850
通所リハビリテーション	回／年	121,326	123,547	125,498
短期入所生活介護	日／年	126,943	129,493	132,318
短期入所療養介護（老健）	日／年	11,393	11,393	11,519
短期入所療養介護（病院等）	日／年	155	310	310
短期入所療養介護（介護医療院）	日／年	0	0	0
福祉用具貸与	人／年	74,832	76,212	77,628
特定福祉用具販売	人／年	1,548	1,560	1,608
住宅改修	人／年	996	1,008	1,020
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	36	36	48
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0
地域密着型通所介護	回／年	203,810	207,443	211,132
認知症対応型通所介護	回／年	22,687	23,124	23,629
小規模多機能型居宅介護	人／年	4,740	4,812	4,920
看護小規模多機能型居宅介護	人／年	240	252	264
居宅介護支援	人／年	114,480	116,484	118,488

イ　在宅サービスの給付量の見込み（介護予防給付）

在宅サービス（介護予防給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表６－２－４　本計画期間における、在宅サービス（介護予防給付）の給付量の推計値

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	回／年	0	0	0
介護予防訪問看護	回／年	4,639	4,639	4,718
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	1,922	1,922	1,922
介護予防居宅療養管理指導	人／年	228	228	252
介護予防通所リハビリテーション	人／年	4,320	4,368	4,416
介護予防短期入所生活介護	日／年	982	982	982
介護予防短期入所療養介護（老健）	日／年	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日／年	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日／年	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人／年	12,420	12,552	12,708
介護予防特定福祉用具販売	人／年	264	264	264
介護予防住宅改修	人／年	348	348	360
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回／年	173	173	173
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	372	372	384
介護予防支援	人／年	16,452	16,644	16,836

３　介護保険事業に係る給付費等の見込み

（１）保険給付費及び地域支援事業費の見込み

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

図表６－３－１　本計画期間における、保険給付費（給付額）の見込み

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設・居住系及び 在宅サービス給付費	28,512,616 千円	29,018,657 千円	29,954,113 千円
特定入所者介護サービス費 （補足的給付）	775,821 千円	715,197 千円	738,808 千円
高額介護サービス費等	641,318 千円	672,097 千円	710,778 千円
高額医療合算 介護サービス費等	78,406 千円	79,593 千円	80,799 千円
審査支払手数料	30,219 千円	31,164 千円	32,139 千円
合　計	30,038,380 千円	30,516,709 千円	31,516,636 千円

図表６－３－２　本計画期間における、地域支援事業費（給付額）の見込み

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護予防・ 日常生活支援総合事業	869,446 千円	874,369 千円	880,736 千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	576,808 千円	582,576 千円	588,402 千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	63,569 千円	63,886 千円	64,205 千円
合　計	1,509,823 千円	1,520,831 千円	1,533,343 千円

（２）第１号被保険者の保険料

保険給付費及び地域支援事業費等に係る総費用額に、各公費負担分、保険料の予定収納率等を加味し、第１号被保険者の所得段階別の人数を考慮して、第１号被保険者の保険料基準額を、6,200 円と算出しました。

第１号被保険者の保険料は、この保険料基準額に所得段階別の割合を乗じて１か月あたりの金額を算出したのち、12 倍し、100 円未満を四捨五入することで年額を算出しています。なお、算出結果は以下の通りです。

図表６－３－３　本計画期間における第１号被保険者の保険料

所得段階区分	年額（円）	対象者
第１段階（30%）	22,400 円	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額※1 とその他の所得金額※2 の合計が 80 万円以下の方
第２段階（50%）	37,200 円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方
第３段階（70%）	52,100 円	・世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が 120 万円を超える方
第４段階（88%）	65,500 円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が 80 万円以下の方
第５段階（100%）	74,400 円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が 80 万円を超える方
第６段階（113%）	84,100 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額※3 が 125 万円以下の方
第７段階（125%）	93,000 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円を超えて 200 万円未満の方
第８段階（150%）	111,600 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方
第９段階（175%）	130,200 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方
第 10 段階（190%）	141,400 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満の方
第 11 段階（200%）	148,800 円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方

（第１段階から第３段階の保険料については、政令の定めにより、それぞれ公費負担による軽減を行っている）

※1：年金収入額とは、遺族・障がい年金などの非課税年金を除いた公的年金の１年間の受給額。

※2：その他の所得金額とは、年金収入以外の収入に係る「所得」（収入から必要経費などを差し引いた金額）の合計額。

※3：合計所得金額とは、全ての「所得」の合計額（年金収入額に係る所得を含む）。

（注）その他の所得金額及び合計所得金額については、マイナスの場合は０円とする取り扱い。
また、土地・建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合は、特別控除額を差し引いた後の金額。

４　介護給付適正化について（第５期介護給付適正化計画）

（１）概要

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくために行われます。

今後、後期高齢者等の増加により、介護サービスに対するニーズはさらに増加すると見込まれる中、第４期介護給付適正化計画の検証結果等も踏まえ、介護給付の適正化を一層推進する必要があるとされました。

（２）これまでの取組み

本市では、これまで４期にわたり、国が定める「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき策定された「都道府県介護給付適正化計画」と連携し、国・県・市が一体となって、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要５事業を柱とした介護給付の適正化の推進に取り組んできました。

主なものとして、介護支援専門員有資格者による「ケアプランの点検」や「不適正請求の点検」等、また給付適正化のためのマニュアルを作成し、法人指導担当部署と連携して行う事業者に対する集団指導講習の開催時に配布する等の活動のほか、平成 28 年度からは、福島県国民健康保険団体連合会への委託により「縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、医療給付担当部署との連携体制の構築を図り、重複請求等の点検を行ってきました。さらに、令和２年度からは、給付実績を分析、診断するシステムを導入し、不適正請求の点検強化体制の整備を行っています。

【これまでの経過】

年　次	内　容
平成 16 年２月	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始
平成 16 年 10 月～平成 19 年度	「介護給付適正化推進運動」
平成 20 年度～平成 22 年度	「第１期介護給付適正化計画」
平成 23 年度～平成 26 年度	「第２期介護給付適正化計画」
平成 27 年度～平成 29 年度	「第３期介護給付適正化計画」
平成 30 年度～令和２年度	「第４期介護給付適正化計画」 （第８次いわき市高齢者保健福祉計画）

図表６－４－１　第４期介護給付適正化計画の実施状況

区　分	事　業	目標値	令和２年度見込み値
要介護認定の適正化	認定調査票・主治医意見書の内容点検	100%	100%
	認定調査票・主治医意見書の早期提出	－	－
	合議体連絡会、介護認定関係担当係長会議及び認定調査員研修会の開催	－	－
ケアマネジメント等の適正化	ケアプランの点検	100 件	100 件
	福祉用具購入・貸与調査	100 件	200 件
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	縦覧点検・医療情報との突合	－	－
	介護給付費通知	年 3 回	年 3 回
その他の取組み	法人指導担当との連携	－	－

（３）現状と課題

介護保険制度の開始当初に比べ、要介護・要支援認定者数や保険給付費の増加に伴い、第１号被保険者保険料の改定や、一定以上の所得のある被保険者の負担割合の変更が行われるなど、被保険者の負担が増加しています。

そのような中、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する介護給付の適正化事業は、保険者の重要な責務です。今後、更なる介護給付の適正化を図っていくためには、主要５事業について、本市の状況を踏まえたうえで、より具体的かつ実効性のある目標を設定する必要があります。

特に現状では、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを進めていく必要があります。

（４）今期の取組方針と目標

第５期介護給付適正化計画の期間は令和３年度から令和５年度までとされています。第５期の取組方針としては、国が策定する「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要５事業を引き続き優先的に実施するとともに、第４期介護給付適正化計画における課題を踏まえたうえで、福島県や福島県国民健康保険団体連合会との連携を図っていくこととします。

なお、各事業の具体的な方針と目標は以下の通りです。

①要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査は、要介護認定の判定資料となる重要な事務であることから、直営・委託を問わず、認定調査を行う者に対して広く研修等を行います。また、市職員等が認定調査の内容について点検することにより、認定調査の実態を把握するとともに平準化を図り、適切な認定調査が行われるようにしていくこととします。

また、認定審査会の委員を対象とした連絡会を開催し、本市の要介護認定の現状や要介護認定の平準化に係る留意事項を共有することで、公平な要介護認定の確保に努めることとします。

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成するケアプランは、適切な介護給付の根幹となるものであることから、その点検は給付適正化において特に重要な役割を果たすもののひとつです。しかし、第４期介護給付適正化計画期間において、課題等の整理やケース検討が十分に行われておらず、受給者の自立支援に資する適切なケアプランとなっていないと思われるものも確認されていたことから、今期においてもケアプランの点検について優先的に取り組むこととします。

具体的には、「要支援者の使用する特殊寝台」や、「訪問介護における自立生活支援のための見守り的援助」等、個別のテーマを設定し、市内の事業所に対しケアプラン点検のための書類提出を依頼したうえで、「介護支援専門員の作成するケアプランが、生活状況における課題等を把握しケース検討が十分に行われたうえで作成されているのか」ということについて、介護支援専門員とともに確認・検証を行い、指摘を要した場合は、改善事項の伝達、改善状況の把握を行うこととします。この取組みを通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、適切なケアプランを通じて個々の受給者が真に必要とするサービスの提供を受けられるよう、ケアプランの質の向上を図るための支援を行っていくこととします。

③住宅改修等の点検

・住宅改修の点検

住宅の改修工事を施工する事業者に対し、定期的な研修等を行うことで、受給者の心身や生活の状態にそぐわない不適切または不要な改修工事を防いでいくこととします。

なお、施工後においても、提出書類や写真からは改修の効果が分かりにくい工事等については、介護支援専門員や改修工事を施工する事業者から聞き取りによる点検を行っていきます。

また、申請書を受理する窓口の職員に対しては、詳細な受付マニュアルを配布し、改修前に見積書や工事内容の確認を十分に行うことで、適切な住宅改修を行うことができるように体制を整えていくこととします。

・福祉用具購入・貸与調査

福祉用具を購入する際には、原則としてその必要性が介護支援専門員の作成するケアプランに位置付けられている必要があります。利用者の身体状況や住環境、利用目的に応じた給付であるかを確認するため、必要に応じケアプランの提出を求め、不適切または不要な給付を防ぐこととします。

また、福祉用具の貸与事業者（福祉用具専門相談員）が福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格を利用者に説明するとともに、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が必要とされることから、引き続き、貸与事業者や利用者に対する周知を図り、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与が行われるように努めます。

④縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合については、費用対効果が最も期待できるものとされており、効率的な実施を図るため、平成28年度から福島県国民健康保険団体連合会へ委託しています。今後も同連合会への委託を継続するとともに、過誤処理を行った請求などのデータを蓄積し、Ｑ＆Ａやマニュアルの作成、配布等により、事業者への注意喚起を行い、適正な請求が行われるように指導していくこととします。

なお、縦覧点検・医療情報との突合に関する項目のうち、同連合会で実施しないものについては、本市が点検等を行い、引き続き事業所に対して指導していくこととします。

⑤介護給付費通知

介護給付費通知とは、介護サービスを利用している被保険者全員に対し、自身が利用したサービスの種類や利用額をお知らせするものです。このことにより、受給者本人やその家族、介護サービス事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適正な請求に向けた効果が期待されています。

今後は、通知の範囲や送付時期の工夫など、受給者が通知内容を十分に理解でき、さらに効果が上がるような方法について検討していくこととします。

第7章　計画の推進

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、３年ごとに見直しを行うことが義務付けられています。

そのため、本計画に位置付けた施策や事業（Plan＝計画）については、計画的に順次実施する（Do＝実行）とともに、実施した事業内容の検証及び事業効果の評価（Check＝評価）、検証・評価に基づいた見直し・修正（Act＝改善）というＰ-Ｄ-Ｃ-Ａサイクルに基づく進捗管理を行いながら、計画に掲げた目標を達成するために、継続的な取組みを進めていきます。

１　計画の推進

本計画においては、①各地域課題の実態把握・分析を踏まえ、②目標・計画を作成し、③自立支援や介護予防に向けた取組みを推進し、④これらの取組みを評価し、計画についての必要な見直しを継続的に行っていく「地域マネジメント」を推進するため、「中地域ケア会議」及び「地域包括ケア推進会議」を活用し、本市の保険者機能の強化を図っていきます。

また、本計画に位置付けた各施策の実施にあたっては、必要に応じ庁内関係部署との連携に留意し、効率的かつ効果的な施策の推進に努めます。

さらに、各施策の実施上の課題や、その対応方策の検討については、市の附属機関である「いわき市介護保険運営協議会」の意見を踏まえながら、計画的に取り組むこととします。

図表７-１-１　「地域マネジメント」のイメージ

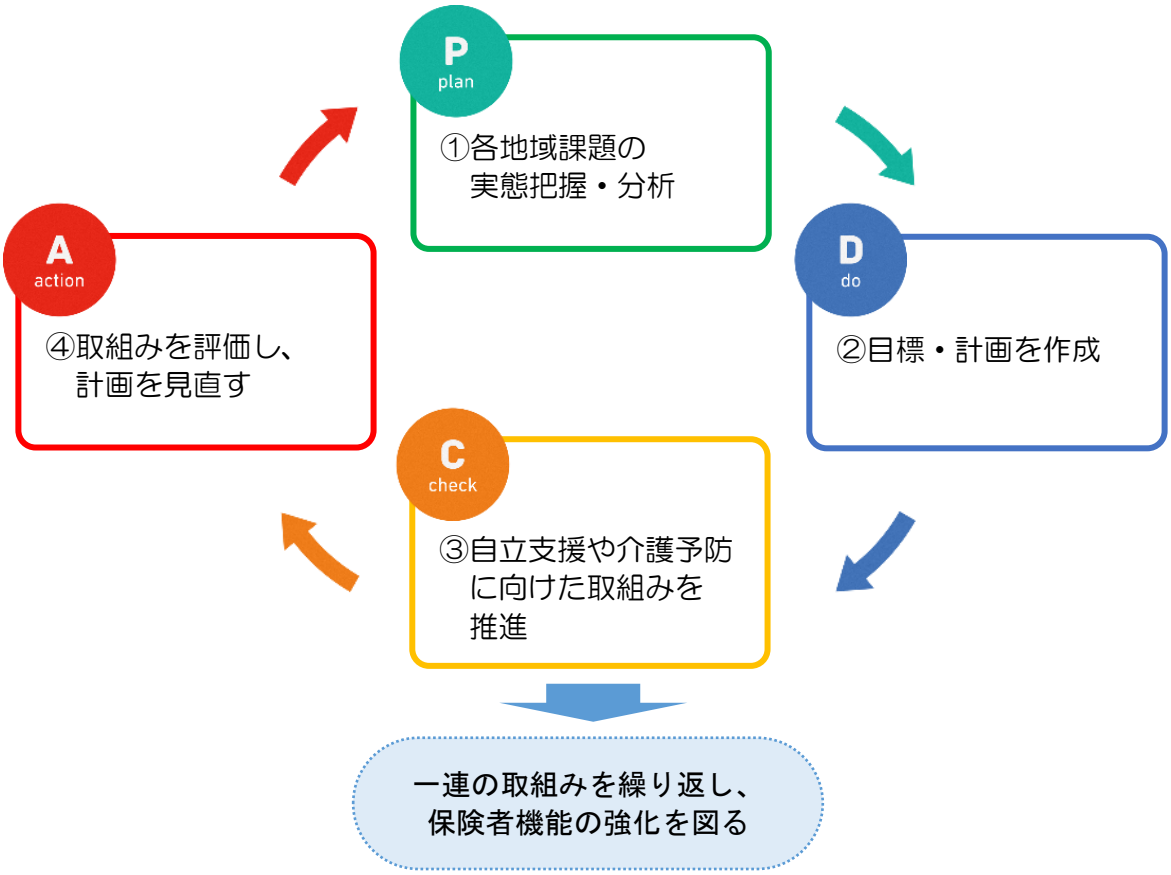

2　計画の進行管理

いわき市介護保険運営協議会は、被保険者代表、学識経験者、保険・医療・福祉関係団体の代表者等で構成されている、市の附属機関です。

計画の進行管理や、各種サービスの質の向上等については、逐次、介護保険運営協議会で審議し、必要に応じて市長への提言を行っていきます。

本市においては、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の機能についても、介護保険運営協議会が担うこととしており、その運営については、市民や関係団体等の意見が十分に反映されるよう、透明性の確保を心掛けています。

また、平成 30 年度には、市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組みを推進するための保険者機能強化推進交付金が、令和２年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組みについて更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくり等に資する取組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本市においても、県の支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価項目を活用し、地域の実情把握や課題分析、評価を行い、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組みや新たな独自事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。

資 料 編

1　いわき市介護保険運営協議会　委員名簿

区　分	氏　名	所属機関
学　識 経験者	金成　明美（○）	東日本国際大学
	スーディ　神﨑　和代	医療創生大学
保健医療 関 係 者	山内　俊明（◎）	いわき市医師会
	中里　孝宏	いわき市歯科医師会
	竹下　真紀子	いわき市薬剤師会
	鐘下　公美子	地域リハビリテーション広域支援センター
福　祉 関係者	篠原　洋貴	いわき市社会福祉協議会
	公平　和俊	いわき市行政嘱託員（区長）連合協議会
	篠原　清美	いわき市民生児童委員協議会
	小玉　智巳	福島県老人福祉施設協議会 特養部会　いわき支部
	箱﨑　秀樹	福島県老人保健施設協会 いわき連絡協議会
	鈴木　亜希	いわき市介護支援専門員連絡協議会
	川口　光子	福島県認知症グループホーム協議会
被保険者 代表等	西丸　一義	第１号被保険者
	小野　操	第２号被保険者

※◎：介護保険運営協議会会長
　○：　　〃　　副会長

2　計画の策定方法、計画策定の経過

本計画は「いわき市介護保険条例」第 24 条第 1 項の規定に基づき、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「いわき市介護保険運営協議会」において議論・検討をいただき策定したものです。

介護保険運営協議会スケジュール（令和２年度）

	日　時	主　要　議　題
第１回 ※書面開催	令和２年６月 29 日 （資料発送日）	【報告事項】 ・第８次市高齢者保健福祉計画の「８つの取組みの視点」に基づく事業の令和元年度実績報告について ・第８次市高齢者保健福祉計画の令和元年度介護保険サービス給付費等の実績報告について ・地域密着型サービスの指定等に関する報告について ・新型コロナウイルスに対する取組み等の報告について 【協議事項】 ・令和２年度介護保険運営協議会の運営について ・地域包括支援センター運営に関する令和元年度実績報告及び令和２年度事業計画について
第２回 ※書面開催	令和２年８月 28 日 （資料発送日）	【報告事項】 ・地域密着型サービスの指定等に関する報告について ・アンケート調査結果の概要について 【協議事項】 ・令和２年度第１回介護保険運営協議会の書面開催に係る記録について
第３回 ※オンライン開催	令和２年 10 月 14 日	【協議事項】 ・令和２年度第２回介護保険運営協議会の書面開催に係る記録について ・計画の基本理念及びビジョン達成のための取組みの視点について（案） ・本市における介護保険サービスの現状について ・本市の介護保険サービス基盤整備の方向性について ・人口及び認定者数将来推計について
第４回 ※オンライン開催	令和２年 11 月 25 日	【協議事項】 ・「第９次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）」について
令和３年１月 13 日～1 月 27 日 「第９次いわき市高齢者保健福祉計画（素案）」に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施		
第５回 ※オンライン開催	令和３年２月３日	【協議事項】 ・パブリックコメントについて ・「第９次いわき市高齢者保健福祉計画（案）」について
市長提言	令和３年２月 10 日	・協議会を代表し、会長が市長へ提言書（計画案）を提出

3　高齢者等基礎調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の実態を把握し、福祉施策等に関する意向を反映することを目的に、以下の基礎調査を実施しました。

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	令和２年１月１日時点で要介護認定を受けていないまたは要支援１・２の方	在宅にて介護を受けている 65 歳以上の方	いわき市介護支援専門員連絡協議会会員
調査客体の抽出	無作為抽出 （圏域別に抽出）	調査期間内に要介護認定調査を受けた方	全会員
回収数	6,400 件／9,800 件 （回収率：65.3%）	545 件／604 件 （回収率：90.2%）	192 件／358 件 （回収率：53.6%）
調査期間	令和２年３月	令和２年３月	令和２年２月～３月

4　市民意見の募集

本計画の策定にあたり、広く市民の皆様の意見を伺うことを目的として、いわき市ホームページ・本庁、各支所情報コーナー（掲載期間令和３年 1 月 13 日～令和３年 1 月 27 日）において、介護保険運営協議会の協議内容をまとめた「素案」に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

市民意見の募集

応募人数	意見件数
２人	11 件

5　用語解説

【あ】

アセスメント

解決すべき課題を導き出すために、介護や支援を必要とする背景や要因を引き出す目的で、利用者や介護者に関する情報を収集・調査し分析すること。

新しい生活様式

感染症拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、長期間にわたって持続させた生活様式のこと。

一次医療（プライマリーケア）・二次医療

医療の高度化・専門化の中で、医療機関を患者の健康度に応じて分類した体制。一次医療は、住居や職場に近い診療所や保健所で行う医療で、健康について基本的なサービスを受けることができるとともに、必要に応じて、二次医療機関に紹介する機能を果たす。二次医療は中級程度の病院設備を持ち、ある程度の専門医もおり、一般的な入院医療等に対応する。

インフォーマルサポート

公的機関や専門職が行うフォーマル・サービス（公式的なサービス）に対して、インフォーマル（非公式的）な関係に基づく非専門職としての家族、友人、近隣住民ボランティアなどによる援助をいう。

エンディングノート

生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。

【か】

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設（平成30年４月に新設されたサービス）。

介護給付等費用適正化事業

サービスが所定の効果を上げているか、また、不適正・不正なサービス提供はないかといった２つの観点から、介護給付を検証し、給付の適正化を図る事業のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護・要支援者からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等を利用できるよう市町村・居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。一般に「ケアマネジャー」と呼ばれることが多い。

介護相談員

介護サービスを利用している要介護・要支援認定者宅や介護保険施設を訪ね、サービス利用者からの相談や、サービスへの不満を聞き、疑問や不満を改善する途を探る等の活動を行う者。

市町村が事業主体となり、一定水準以上の研修を受けた者を派遣する。

介護報酬改定

介護保険制度で定められた介護サービスの公定単価である介護報酬について、３年ごとに実施される見直しのこと。

令和３年度の介護報酬改定では、全体で0.67％の引き上げが実施されることとなった。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設を指す。

介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が、都道府県知事が指定する指定介護予防サービス事業者の事業所から受ける居宅サービス。

介護予防支援

要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めたサービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や、便宜の提供を行う。なお、この業務は地域包括支援センターにて行うものだが、業務の一部は居宅介護支援事業者に委託することができる。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び、機能訓練その他必要な医療を行う医療施設のこと。本施設については、平成29年度末までに廃止されることとなっていたが、廃止期限が６年間延長されることとなった。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種で、65歳以上の者であって、身体上または精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者等を入所させ、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。「特養」と略称で呼ばれることもある。平成 27 年４月から新規入所の対象者が原則として要介護３以上となった。

介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下で、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の許可を受け設置される。「老健」と略称で呼ばれることもある。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者を対象とした、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることにより提供されるサービス。医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていくための基盤強化のためにつくられたもので、地域包括ケアの要のひとつとして位置付けられている。

管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受け、傷病者に対する療養のために必要な栄養指導や、特定給食施設において利用者の栄養状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及び、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とするもの。

協議体
地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有及び連携強化の場。

共助
制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の費用負担（保険料）で成り立つ。

共生型サービス
介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする制度。

協働
ある共通の目的に対し、複数の個人や集団が協力して目標達成を目指していく関係。

居住系サービス
居宅サービスのうち、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム等の特定の施設に入居している要介護・要支援者が、日常生活の世話等を受けるサービス。

居宅介護支援
在宅の要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう、その心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、これを担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡・調整や、便宜の提供を行い、本人が介護保険施設への入所を必要とする場合には、施設への紹介やその他の便宜の提供を行うこと。こうした居宅介護支援を行う事業を、居宅介護支援事業という。

居宅サービス
要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受ける者が、都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者の事業所から受けるサービス。

グループワーク
精神機能を維持したり、日常生活での関心を高めさせたり、他の人々とのコミュニケーションを深めるための集団療法的技法。

ケアプラン
心身の状況等に応じて、受けるサービスを組み合わせる計画。介護保険制度下の居宅サービス計画と施設サービス計画、介護予防に関するサービス計画が含まれる。

ケアマネジメント
対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きの総体。機能としては、アセスメント、ケアプランの作成・実施、継続的な見守りと事後評価がその中核である。

ケアマネジャー
（介護支援専門員を参照）

軽費老人ホーム
家庭環境や住宅事情などにより、自宅での生活が困難な低所得の 60 歳以上高齢者が利用できる施設。A型、B型及びケアハウスがあり、そのうちA型は食事サービスを受けることができ、B型は基本的に自炊。
また、自炊ができない程度に身体機能が低下した者や、高齢により独立して生活することに不安な者が入所の対象となる施設としてケアハウスがある。

ケースワーカー・ケースワーク

社会福祉法第 15 条の規定により福祉事務所におかれる現業員の通称。生活保護、障がい者、児童、高齢者の相談や援助業務（ケースワーク）を行う。民間の病院や施設の相談担当職員もケースワーカーと呼ばれることがある。

健康寿命

心身ともに自立し、健康的に生活できる期間、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

健康推進員

健康をテーマに活動するボランティア。保健衛生思想の普及、市民の健康状態を把握し、自主的保健活動の推進を図ること、市が行う保健事業への協力などを行う。

言語聴覚士

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な、障がい者や高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険における１年間（毎年８月１日～翌年７月 31 日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額な場合に自己負担を軽減する制度。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額医療合算介護予防サービス費が支払われる。

高額介護サービス費

介護保険において、要介護者が１か月に支払った介護サービス費用の利用者負担額（１割～３割）が、世帯の合計額で一定の上限額を超えた場合に支給される介護給付のこと。支給要件や支給額については、負担額が家計に与える影響を考慮して政令で定められている。要支援者に対しては、高額介護予防サービス費が支払われる。

公助

公的機関によって提供される援助。「自助・互助・共助」では対応できないことなどに対し、法律や制度に基づき行政機関等が提供する支援や、介護保険・医療保険の公費（税金）部分などの社会福祉制度のこと。

高齢化社会、高齢社会、超高齢社会、高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合を高齢化率といい、国連の定義では、高齢化率が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会という。ちなみに、わが国はすでに超高齢社会となっている。

互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士や地域コミュニティで助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合うこと。

相互に支え合うという意味では「共助」と共通するが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いであり、親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援、ＮＰＯ等による有償ボランティアなど幅広い様々な形態が想定される。

孤独死

看取る人もなくひとりきりで死ぬこと。「孤立死」と表現することもある。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

厚生労働省と国土交通省の共管制度として創設された、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅制度のこと。

「サ高住」という略称を用いることもある。

財政安定化基金

市町村介護保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的として、国・都道府県・市町村が各々３分の１ずつを拠出して都道府県に設置する基金。市町村の拠出金は、第１号被保険者の保険料を財源とする。仮に実績保険料収納額が予定保険料収納額を下回ったり、保険給付額が見込みを上回るなどして、介護保険会計に財政収支上の不均衡が生じた場合、基金から一定割合の交付や資金貸付が行われる（介護保険法第 147 条）。

作業療法士

作業療法を行う専門職。作業療法とは、身体または精神に障がいのある者を対象に、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復や維持、及び開発を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる治療方法のこと。

自助

自分で自分を助けること。住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決することを指す。

施設サービス

要介護認定を受けた被保険者が、都道府県知事が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設から受けるサービス。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

社会福祉士

専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障がいがある、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。地域包括支援センターにおいて、主に総合的な相談・権利擁護業務を行う。

収納率

納付されるべき金額に対する実際に納付された金額の割合。

主任介護支援専門員

介護支援専門員として、一定期間の実務経験を有し、主任介護支援専門員研修を受講し、実施してきたケアプランについて一定の評価を受けた者。地域包括支援センターにおいて、主に介護支援専門員への相談支援などを行う。主任ケアマネジャーともいう。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な拠点へ通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を一体的に行う。

ショートステイ（短期入所生活・療養介護）

在宅で介護を受けている人が一時的に介護老人福祉施設などに入所して、日常の世話を受けるサービス。また、このサービスは介護者の負担を軽減するという側面もある。

審査支払手数料

介護保険給付に係る保険者の事務を軽減し、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会（国保連）へ委託し、その対価として保険者が国保連に対して支払う手数料のこと。

スキル（スキルアップ）

訓練や経験等によって得られる特殊な技能や技術のことであり、スキルアップとは、その技能や技術が向上することを指す。

生活支援コーディネーター
（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。具体的には、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングを行う。

生活習慣病

生活習慣が豊かになったことに関連して発生する病気の総称で、高血圧、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などの病気をいう。

以前は成人病と呼ばれていたが、これらの病気の発症を防ぐためには生活習慣を変える必要があるため、このような呼称が提唱されたと考えられる。ここでの生活習慣とは、食生活、飲酒、喫煙、運動などが含まれる。

成年後見制度

契約における判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、その能力を補充するために代理人等を定め、不利益を被ることを防ぐための制度。

【た】

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。高齢者の個別課題の分析を積み重ねることから地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくり、計画への反映などの政策形成につなげる。

地域支援事業

介護保険法により創設された地域包括支援センターを中核として実施される、高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するためのサービスや「要介護・要支援状態」となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

平成 26 年度の介護保険制度改正により、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、これまで予防給付の中でサービスが提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業に移行された。

地域福祉

地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。地域福祉の概念はとらえ方、立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域包括ケアシステム

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支援するための仕組みのこと。

本計画においては、この地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が重要な課題となっている。

地域密着型介護予防サービス

要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受ける者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所から受けるサービス。

地域密着型サービス

要介護・要支援認定を受けた被保険者が当該市町村の長が指定する指定地域密着型サービス事業者の事業所から受けるサービス。

チームオレンジ

認知症の人が安心して暮らし続けるために、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族のささいな困りごとなどの支援ニーズに応え、具体的な支援につなげる仕組み。

中山間地域

平成２年の「農林統計に用いる地域区分の改定について」（農林水産省統計情報部長通達）により、従来の「経済地帯」に代えて新たに導入された「農業地域類型」に基づく新区分のひとつ。

新しい地域区分は、第一次分類指標として土地利用の側面（宅地率、耕地率、林野率等）から、①都市的地域、②平地農村地域、③中間農業地域、④山間農業地域に４区分するが、中山間地域は③と④を合わせたもので、一般に人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高い。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、その者の居宅において、介護を行うとともに看護を行うこと」あるいは、「居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ介護を行うこと」のいずれかに該当するサービスを指す。

デイケア（通所リハビリテーション）

日帰りで通い、利用者の心身の機能維持回復を図る理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスのこと。

デイサービス（通所介護）

自立した日常生活を営むことができるようにデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供及び機能訓練などを日帰りで受ける介護サービスのこと。

【な】

認知症サポーター

地域で認知症の人が困っているときに手助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員等に情報を伝えたりするなどの役割を務める人々のこと。

厚生労働省が平成 17 年度にはじめた「認知症を知り地域をつくる 10 カ年キャンペーン」の一環として養成が進められている。

認知症サポーター養成講座の受講によって認知症サポーターの資格を得ることができ、その証として「オレンジリング」（腕に付ける、ゴム製の輪）が配布される。

令和２年 12 月末時点で、認知症サポーター数は全国で約 1,301.8 万人となった。

認知症疾患医療センター

地域の認知症医療提供体制の充実を目的として、主に認知症の鑑別診断と対応、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談の実施、地域の関係機関との連携促進を行う機関のこと。本市では、舞子浜病院、四倉病院の２つが指定されている。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険サービス提供指定事業者としての指定を受け、少人数の認知症高齢者が専門スタッフの介護を受けながら共同生活を送るための、個室と共用スペースを持つ小規模施設。

【は】

ピアサポート

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

被保険者（介護保険の被保険者）

市町村または特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の者を第１号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第２号被保険者という。

標準的居宅サービス

介護保険法定サービスのうち、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与。

フレイル

以前は「虚弱」等と表現されてきた、健康な状態と日常生活でサポートが必要な状態（要介護等）との中間にある状態について、日本老年医学会では「フレイル」と表現を改めた。

厚生労働省研究班の報告書「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」（平成 27 年度）によれば、フレイルとは「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。

保健師

保健指導にあたる専門職。地域住民に病気の予防や健康に関するアドバイスや指導、訪問活動などに従事する者。地域包括支援センターにおいては主に、介護予防事業のマネジメントなどを行う。

保険者

介護保険の保険者とは、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）を指す。保険者は、その地域に住む 40 歳以上の方々を介護保険の加入者（被保険者）とし、納付を受けた保険料を財源として、介護保険制度を運営している。

本人ミーティング

認知症の本人がつどい、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域のあり方を話し合う場のこと。

【や】

有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条の規定に基づき、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜（厚生労働省令で定めるもの）の供与をするサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でないもの。

ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、サービスなどを、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が使いやすいようにするデザインのこと。現在あるバリアを取り除く意味で使われるバリアフリーデザインとは区別して使われることが多い。

養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一種。65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて、養護することを目的とする施設。

【ら】

ライフスタイル

行動様式や価値観、暮らしぶり、習慣などを含む生活様式。

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと（年代別の生活状況）。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目によって生活様式が変わることや、これに着目した考え方を指す。

理学療法士

理学療法を行う専門職。

理学療法とは、疾病や身体の障がいにより低下した身体的機能の改善・回復を図り、障がい者の運動、動作能力を高め自立を促すことを目的とする治療方法のこと。

リハビリテーション

心身に障がいがある者の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野等があるが、実際にリハビリテーションを行う場合にはそれら諸技術の総合的推進が肝要といわれている。

リビングウィル

病などによって正しい判断ができなくなった場合に備えて、自分の望む形で最期を迎えられるよう、延命治療に関する要望などの意思をあらかじめ表示しておくための書面。

レスパイト

レスパイト（respite）とは、「休息」、「息抜き」、「小休止」などを意味する言葉。

レスパイトケアとは、在宅介護の要介護状態の方（利用者）が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとることができるようにする支援のことをいう。

老人憩いの家

地方自治法に規定する施設の一種。地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

老人福祉センター

老人福祉法に規定する老人福祉施設の一種。地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。

【アルファベット】

ＧＰＳ（Global Positioning System）

全地球測位システム。衛星を利用し、地上にある受信機の位置を測るカーナビゲーション等に使われるシステム。

携帯できる大きさのＧＰＳ機器もあり、認知症の方に持たせることで、緊急時（行方が分からなくなったときなど）の位置の把握などにも活用されている。

ＩＡＤＬ(Instrumental Activities of Daily Living)

ＡＤＬ(日常生活動作)のうち、ＢＡＤＬ（基本的日常生活動作：排せつ・食事・就寝等)・移動動作の次の段階にある、買い物・料理・掃除等日常生活上の複雑な動作のことをいう。ここには、金銭の管理、服薬の管理、趣味の活動、公交通機関の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

ＩＣＴ（Information and Communication Technology）

情報通信技術の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。

ＮＰＯ法人

平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法)」により法人格を認証された民間非営利団体。法律上は「特定非営利活動法人」と呼ばれる。

高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムにおいて、生活支援等の重要な担い手として注目されている。

ＰＤＣＡサイクル

計画(Plan)を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結び付け、その結果を次の計画に活かすというプロセスを通じて、品質・業務改善を推進するマネジメント手法のこと。

ＱＯＬ（Quality Of Life）

クオリティ・オブ・ライフ（ＱＯＬ）とは、一人ひとりの人生の質や生活の質などを意味する言葉である。個々人の生活がどの程度充実したものになっているかという指標としての意味も持ち、健康状態や、人間関係、生きがい、住環境など様々な観点から評価される。

第９次
いわき市高齢者保健福祉計画
（令和３年度～令和５年度）

発行年月　　令和３年３月
編集・発行　　いわき市　保健福祉部　介護保険課
〒970-8686　いわき市平字梅本 21 番地
TEL：0246-22-7453（直通）　FAX：0246-22-7547
E-mail：kaigohoken@city.iwaki.lg.jp

いわき市

～　創りたい ゆたかな明日、伝えたい 誇れるいわき　～